



第7次 甲佐町総合計画 基本構想・前期基本計画

人と自然が共生し、にぎわいを育む
安全・安心・快適を実感できるまち
～花と緑と鮎のまち 甲佐～

令和3年3月
熊本県 甲佐町



第7次
甲佐町総合計画



第7次甲佐町総合計画の 策定に当たって



甲佐町長 奥名 克美

本町では、平成23年3月に「第6次甲佐町総合計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、これまで各種施策を進めてまいりました。

そのような中、平成28年に熊本地震が発生し、本町においても甚大な被害を受けたことから「甲佐町震災復興計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、震災からの復旧・復興を最優先に、「震災からの創造的復興」に向け取り組んできたところです。

本町を取り巻く時代の潮流を見てみると、人口減少、少子・超高齢社会の進行や東京への一極集中をはじめとし、大規模災害への対応や、環境に対する意識の変化、高度情報化とグローバル化の一層の進展など、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

そこで、この度本町では、この時代の潮流に対応し、持続可能なまちづくりを行うため、本町の目指すべきこれからのまちづくりの方向性を明らかにするとともに、その実現に向けた取組を示し、また、「熊本地震からの創造的復興」を達成するために「甲佐町震災復興計画」を引き継ぐかたちで「第7次甲佐町総合計画」を策定しました。（計画期間：令和3年度～令和12年度）

この新しい総合計画では、これから10年後の目指す町の基本理念を「人と自然が共生し、にぎわいを育む安全・安心・快適を実感できるまち」と掲げ、その実現に向け、「地域資源を生かし、活力にあふれ、にぎわうまち」、「自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち」、「人を育み、交流するまち」、「協働してつくるまち」の4本の将来像を柱として、各種施策を推進していくことといたします。

今回の計画策定に当たりましては、住民・中学生アンケート調査やまちづくりワークショップを実施し、皆様の貴重な意見を参考に町民と職員の代表による「甲佐町総合計画策定委員会」において計画策定を進めてまいりました。

結びに、これまで貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に改めて厚く御礼申し上げますとともに、今後本計画の実現にあたりましては、行政はもちろん町民皆様方の町政への参画なくしては達成は考えられませんので、町民皆様方のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

目 次

第1部 序論

| | |
|-------------------|----|
| 第1章 はじめに | 2 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 2 計画の位置づけと役割 | 3 |
| 3 計画の構成と期間 | 4 |
| 第2章 町勢の概要 | 5 |
| 1 位置・地勢・交通環境 | 5 |
| 2 町の沿革 | 6 |
| 3 人口・世帯 | 7 |
| 4 就業人口 | 9 |
| 第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題 | 10 |
| 1 時代の潮流 | 10 |
| 2 本町のまちづくりの主要課題 | 12 |

第2部 基本構想

| | |
|----------------|----|
| 第1章 まちづくりの基本方針 | 16 |
| 1 まちづくりの方向性 | 16 |
| 2 基本理念 | 18 |
| 3 目指す将来像 | 19 |
| 第2章 施策の大綱 | 21 |
| 1 施策の体系 | 21 |
| 2 施策の大綱 | 22 |

目 次

第3部 前期基本計画

序 論 前期基本計画の策定に当たって

| | |
|--------------|----|
| 1 前期基本計画について | 34 |
| 2 施策の体系 | 34 |
| 3 政策分野別のまとめ方 | 35 |

将来像1 地域資源を生かし、活力にあふれ、にぎわうまち

第1編 産業の振興

| | |
|---------------|----|
| 第1章 農林業 | 38 |
| 第2章 地域企業・企業立地 | 43 |
| 第3章 商業・サービス業 | 46 |
| 第4章 観光・イベント | 51 |

将来像2 自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち

第2編 都市基盤の整備

| | |
|--------------|----|
| 第1章 土地利用 | 56 |
| 第2章 道路 | 58 |
| 第3章 交通ネットワーク | 61 |

第3編 生活環境の整備

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 住宅・住環境 | 64 |
| 第2章 公園・緑地 | 67 |
| 第3章 上水道・生活排水処理 | 69 |
| 第4章 環境（河川・環境保全・廃棄物など） | 73 |
| 第5章 安全・安心 | 77 |
| 第6章 熊本地震からの復興 | 83 |

第4編 健康・福祉の向上

| | |
|------------|-----|
| 第1章 地域福祉 | 86 |
| 第2章 高齢者福祉 | 88 |
| 第3章 次世代育成 | 91 |
| 第4章 障がい者福祉 | 94 |
| 第5章 健康づくり | 98 |
| 第6章 社会保障 | 102 |

目 次

将来像3 人を育み、交流するまち

第5編 教育・文化の向上

| | |
|-----------|-----|
| 第1章 学校教育 | 108 |
| 第2章 社会教育 | 114 |
| 第3章 青少年育成 | 117 |
| 第4章 芸術・文化 | 120 |
| 第5章 スポーツ | 123 |
| 第6章 人権 | 126 |
| 第7章 交流 | 129 |

将来像4 みんなで協働してつくるまち

第6編 協働による施策の推進

| | |
|--------------|-----|
| 第1章 住民との協働 | 132 |
| 第2章 男女共同参画社会 | 135 |
| 第3章 高度情報化 | 137 |
| 第4章 行財政運営 | 140 |
| 第5章 広域連携 | 145 |

| | |
|---------|-----|
| 第4部 資料編 | 147 |
|---------|-----|

第1部
序論

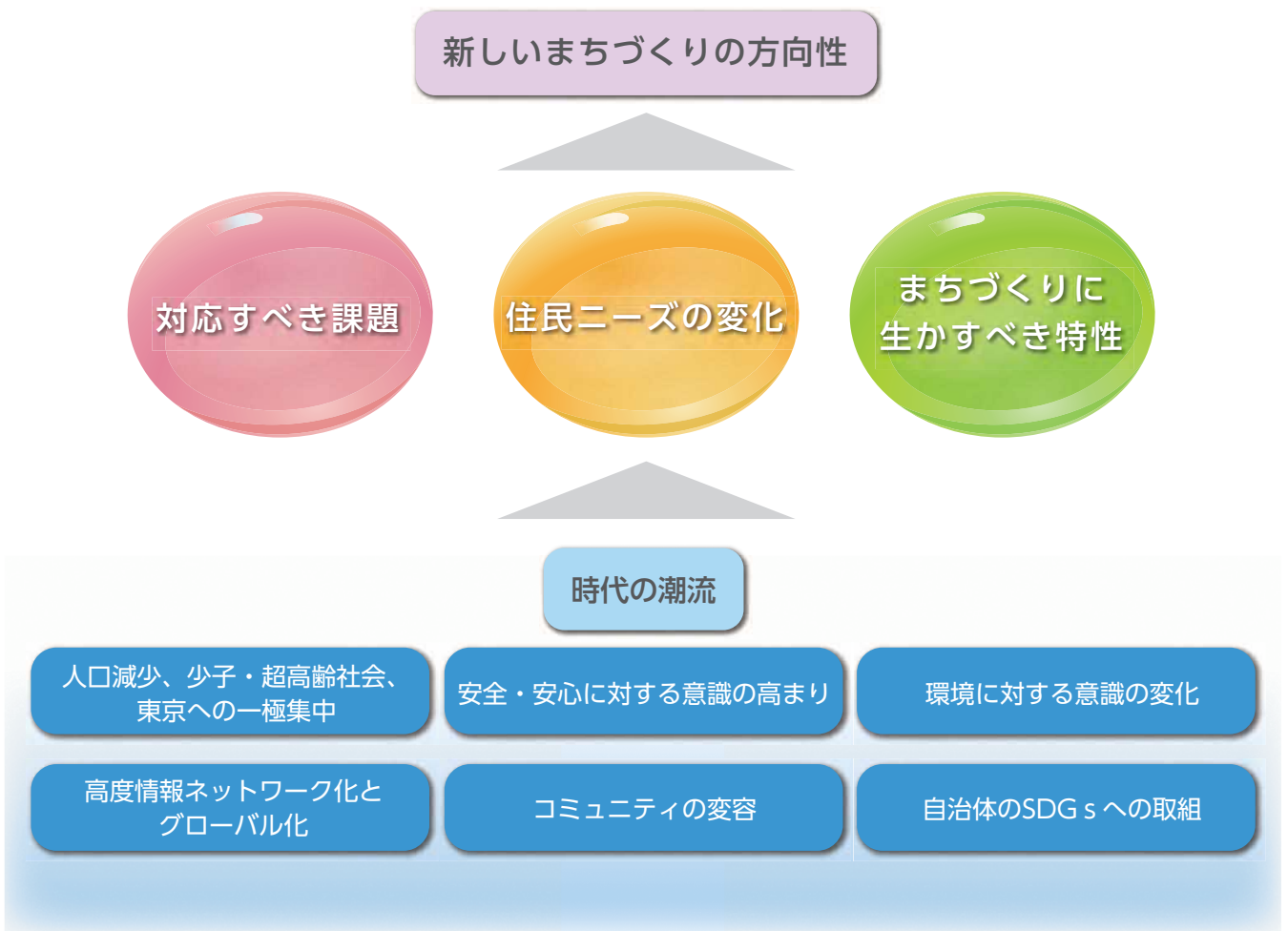
1 計画策定の背景と目的

人口減少、少子・超高齢社会の進行、グローバル化と高度情報化の更なる進展、環境問題への認識の高まり、価値観やライフスタイルの多様化、熊本地震や豪雨をはじめとした頻発する自然災害などによる安全・安心への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響を与えています。

また、地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の行財政運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、住民と行政との協働のもと、自らが築く持続可能なまちづくりへの取組が求められています。

こうした中、本町では平成23年（2011年）3月に、まちづくりの方向性とその実現のための基本理念及び将来像を示す新たな指針として、「第6次甲佐町総合計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、計画に基づくまちづくりを進めてきました。

今回、第6次甲佐町総合計画の期間満了に伴い、引き続き長期的な視点で将来を見据えたまちづくりを推進していく必要があることから、令和3年度（2021年度）～12年度（2030年度）を計画期間とする『第7次甲佐町総合計画』を策定しました。



2 計画の位置づけと役割

本計画は、本町の全ての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示す指針であり、以下のような役割を持ちます。

■ 本計画の役割 ■

1 まちづくりの共通指針

本計画は、住民一人一人が主体的に参画・協働するまちづくりの共通指針です。

2 行財政運営の基本指針

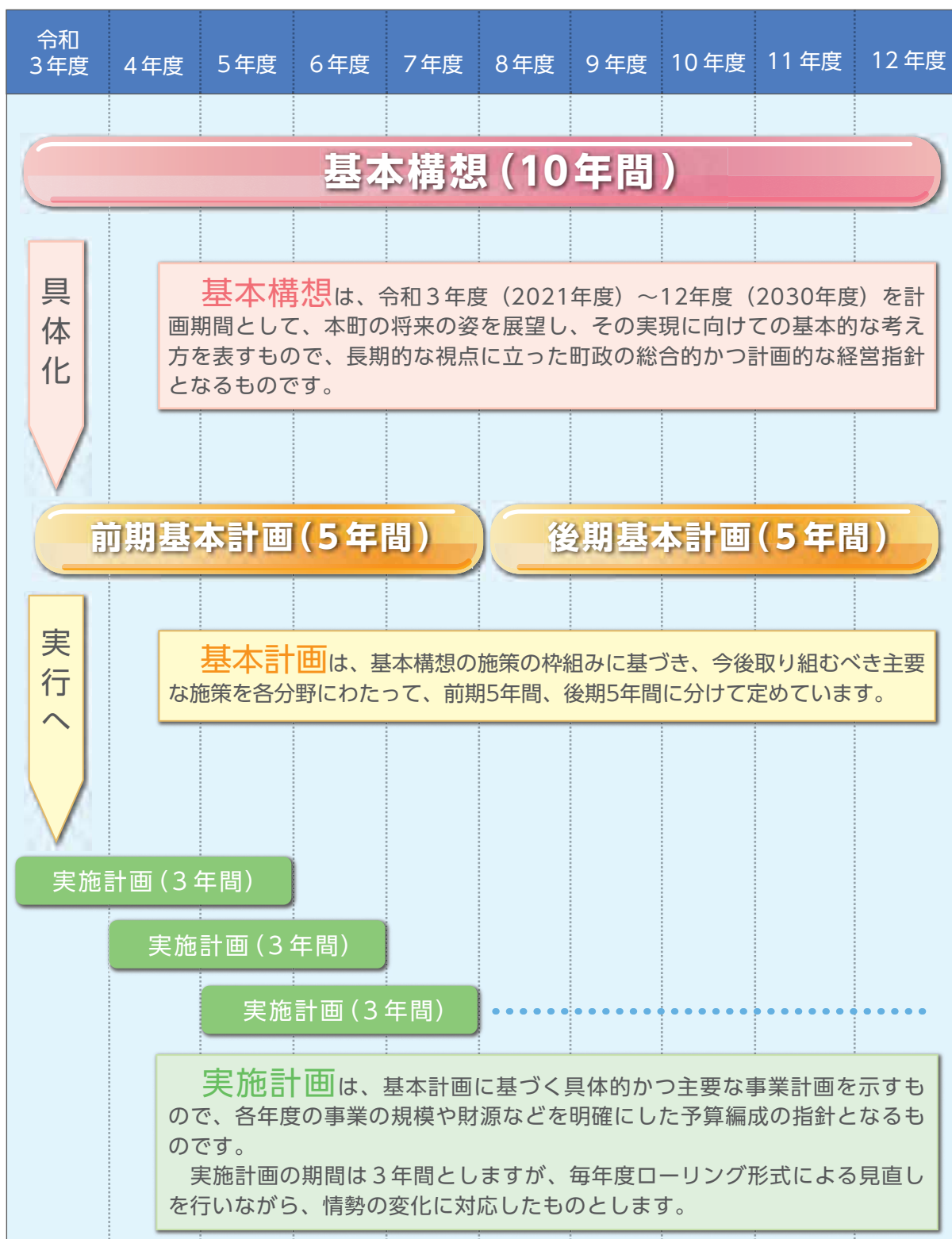
本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行財政運営の基本指針です。

3 連携によるまちづくりの基本指針

本計画は、国や熊本県、周辺自治体などの行政機関との連携に際して、必要な施策や事業を調整・反映する基礎であり、これからの連携に向けての基本指針です。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。



第2章

町勢の概要

1 位置・地勢・交通環境

本町は、昭和30年1月1日に旧5ヵ町村（甲佐町、宮内村、龍野村、白旗村、乙女村）が合併し、人口約19,000人の新生「甲佐町」として発足しました。

熊本県のほぼ中央、熊本市の南方約20kmに位置し、面積は57.93km²です。町の中央を一級河川である緑川が南北に貫流しており、川沿いには気軽に川とふれあえる「津志田河川自然公園」、風情豊かに鮎料理を楽しめる「やな場」、国指定天然記念物の「麻生原のキンモクセイ」をはじめとする数多くの観光資源があり、緑豊かな山々や清らかな川といった自然に恵まれるとともに平野部分には田園風景が広がっています。また、町の南北を国道443号が縦断しており、熊本市内から車で約40分の距離にあり、阿蘇くまもと空港からも約40分の距離にあります。九州自動車道では御船IC、松橋ICから約20分、城南スマートICから約15分の距離にあり、熊本市への通勤・通学圏内でありながら自然豊かで快適な住環境が整っています。



2 町の沿革

(資料：甲佐町史などより一部抜粋して作成)

| 年 | 事項 |
|-----------------|---|
| 昭和30年 | 合併と同時に新庁舎を建築 |
| 昭和47年 | 町営バス運行開始 |
| 昭和59年 | トレーニングセンター完成 |
| 昭和60年 | 町花、町木、町民憲章制定 |
| 平成2年 | ごみ処理施設完成（御船町と共同） |
| 平成10年 | 甲佐町ロゴマーク制定 |
| 平成12年 | 総合保健福祉センター「鮎緑」完成 |
| 平成13年 | 安津橋健康広場「グリーンパル甲佐」オープン（グラウンドゴルフ場） 農業研修センター「ろくじ館」完成 甲佐大橋完成 |
| 平成15年 | 御船町・甲佐町合併協議会設置 |
| 平成16年 | 御船町・甲佐町合併協議会廃止 地籍調査事業完了 |
| 平成17年 | 甲佐町役場新庁舎及び生涯学習センター「輝（かがやき）」完成 |
| 平成19年 | 防災行政無線運用開始 |
| 平成21年 | 宮内小学校と甲佐小学校が統合 統合甲佐小学校、学校給食センター完成 |
| 平成25年 | 甲佐中学校新校舎完成 |
| 平成28年 | 熊本地震及び豪雨災害発生 |
| 平成31年 (令和元年) | 災害公営住宅（白旗団地・乙女団地・甲佐団地）完成 子育て支援住宅「ヴェルデ甲佐」完成 甲佐地区防災公園完成 熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」サッカーエリア完成 |
| 令和2年 | 井戸江峡交流拠点施設・古民家交流拠点施設完成 熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」テニスコートエリア完成 |

3 人口・世帯

本町の総人口は、国勢調査の結果では、平成7年の12,372人から減少傾向で推移し、平成27年には10,717人となっています。

また、世帯数は平成7年の3,569世帯から一貫して増加を続けており、平成27年には3,710世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化により1世帯当たりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移を見ると、年少人口（14歳以下）は平成7年の1,913人（15.5%）から平成22年には1,279人（11.4%）に減少し、平成27年には1,325人（12.4%）に増加しています。生産年齢人口（15～64歳）は平成7年の7,382人（59.7%）から平成27年の5,523人（51.5%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成7年の3,077人（24.9%）から平成27年の3,867人（36.1%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成27年の高齢化率は36.1%と、全国平均（26.6%）、熊本県平均（28.8%）を上回っており、高齢化率は増加傾向で推移しています。また、年少人口比率は12.4%と、全国平均（12.3%）をわずかに上回っていますが、熊本県平均（13.5%）を下回っており、少子高齢化は着実に進むものと予想されます。

今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

年齢3区分別人口と世帯数の推移

（単位：人、世帯、人/世帯、%）

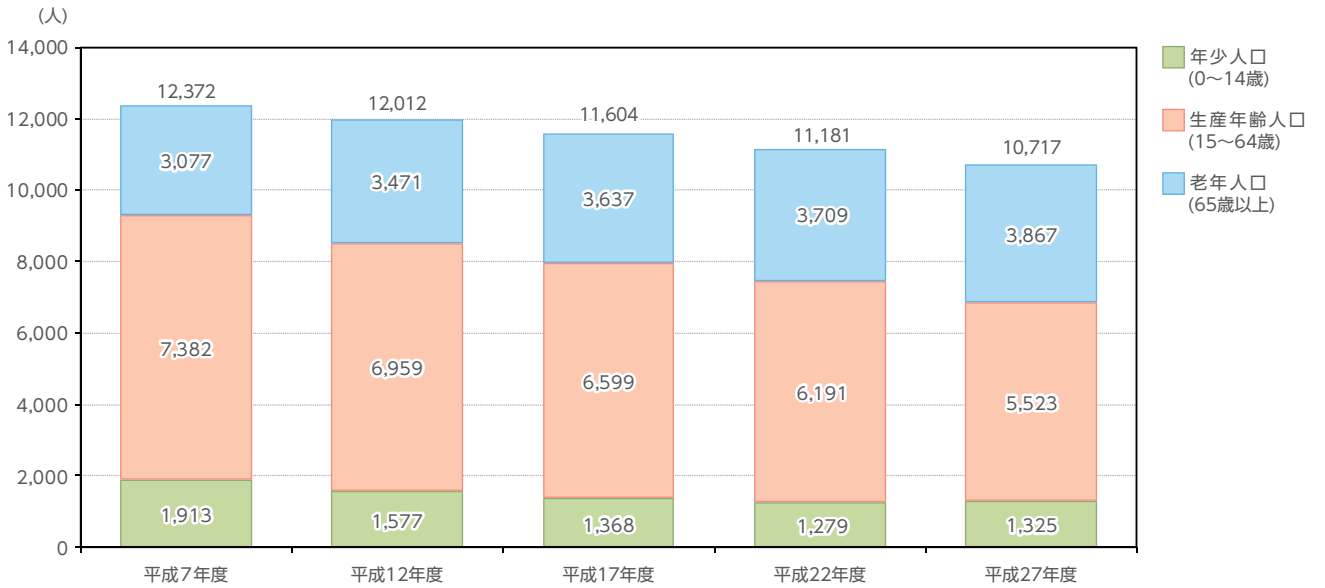
| 項目 \ 年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 年平均増減率 | | | |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 平成7～12年 | 平成12～17年 | 平成17～22年 | 平成22～27年 |
| 総人口 | 12,372 | 12,012 | 11,604 | 11,181 | 10,717 | △0.58 | △0.68 | △0.73 | △0.83 |
| 年少人口 (14歳以下) | 1,913 (15.5%) | 1,577 (13.1%) | 1,368 (11.8%) | 1,279 (11.4%) | 1,325 (12.4%) | △3.51 | △2.65 | △1.30 | 0.72 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 7,382 (59.7%) | 6,959 (57.9%) | 6,599 (56.9%) | 6,191 (55.4%) | 5,523 (51.5%) | △1.15 | △1.03 | △1.24 | △2.16 |
| 老年人口 (65歳以上) | 3,077 (24.9%) | 3,471 (28.9%) | 3,637 (31.3%) | 3,709 (33.2%) | 3,867 (36.1%) | 2.56 | 0.96 | 0.40 | 0.85 |
| 世帯数 | 3,569 | 3,586 | 3,643 | 3,693 | 3,710 | 0.10 | 0.32 | 0.27 | 0.09 |
| 1世帯当たり人員 | 3.47 | 3.35 | 3.19 | 3.03 | 2.89 | △0.67 | △0.98 | △0.99 | △0.92 |

注：総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

注：1世帯当たり人員は、総人口を世帯数で除した人員。

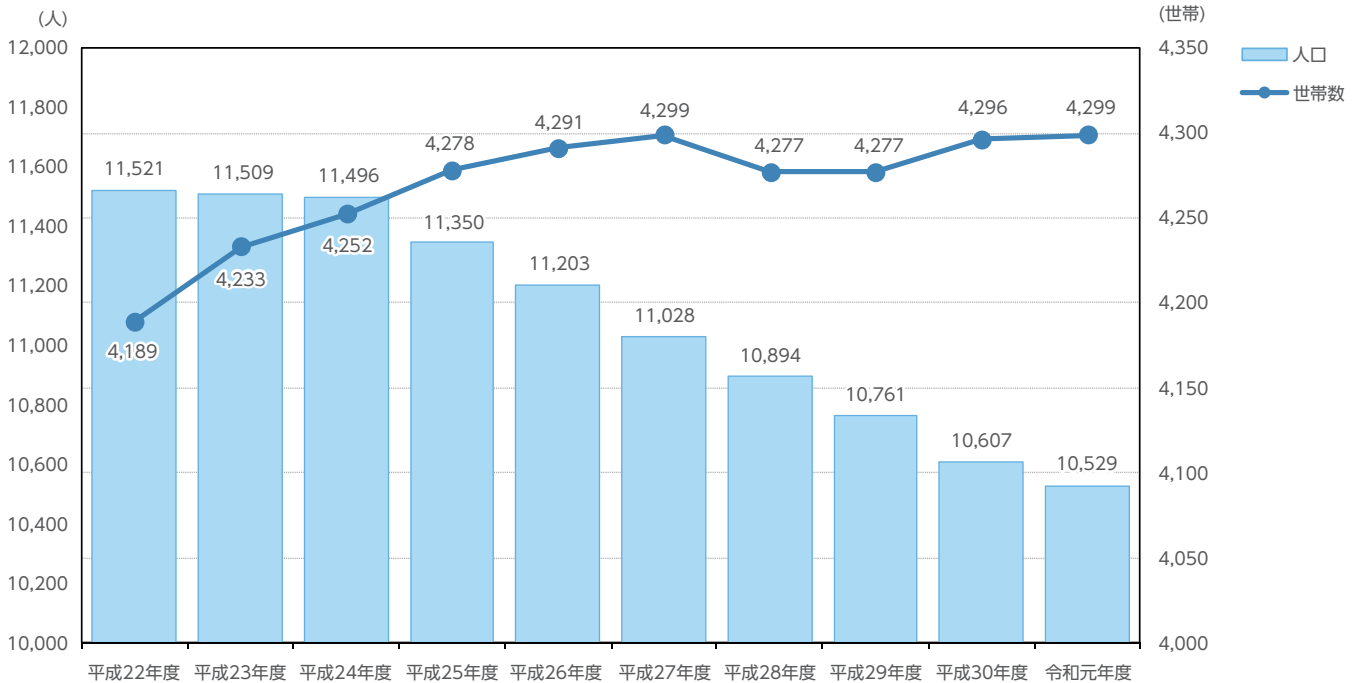
年齢3区分別人口の推移



注：総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

参考 住民基本台帳による人口及び世帯数の推移



注：各年度3月31日現在

資料：町の住民基本台帳に基づく人口及び世帯数

4 就業人口

本町の実業従事者総数は、平成7年の6,293人から年々減少し、平成17年には5,896人、平成27年には5,219人となっています。

産業別では、農業などの第1次産業及び製造業・建設業などの第2次産業については就業人口が減少しており、運輸通信・商業・サービス業などの第3次産業の実業従事者人口は平成22年までは増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じています。

就業人口割合を見ると、第1次産業及び第2次産業の人口割合は減少していますが、第3次産業の人口割合は増加しており、第3次産業への転換が進んでいます。

産業別実業従事者の推移

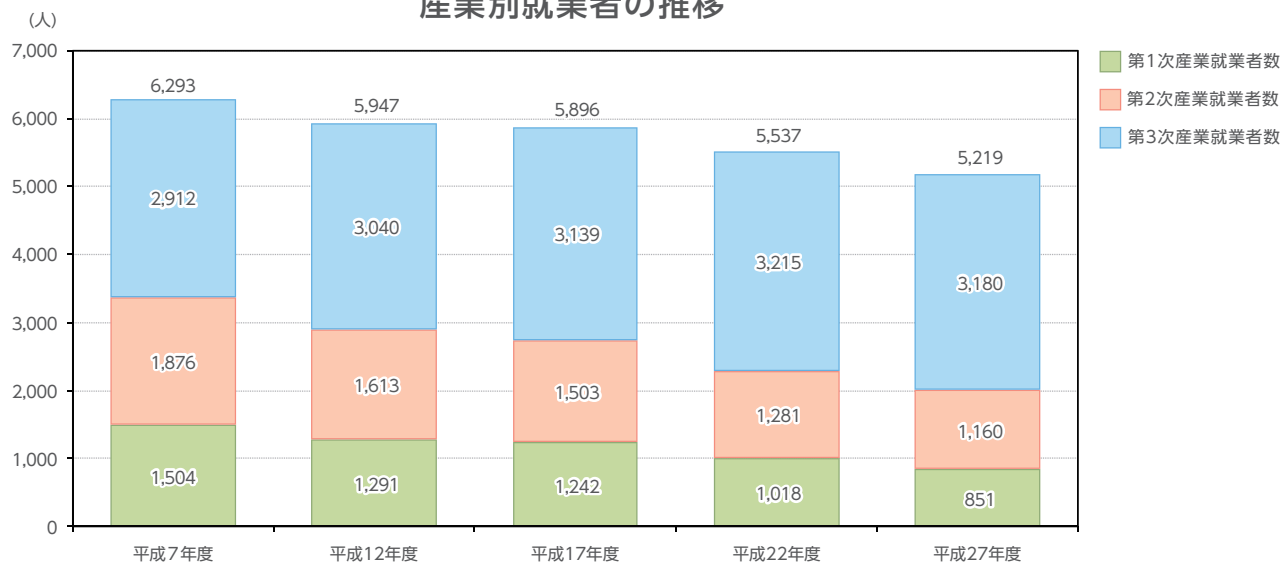
(単位：人、%)

| 項目 \ 年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 年平均増減率 | | | |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 平成7～12年 | 平成12～17年 | 平成17～22年 | 平成22～27年 |
| 総人口 | 12,372 | 12,012 | 11,604 | 11,181 | 10,717 | △0.58 | △0.68 | △0.73 | △0.83 |
| 就業人口総数 | 6,293 | 5,947 | 5,896 | 5,537 | 5,219 | △1.10 | △0.17 | △1.22 | △1.15 |
| 第1次産業 | 1,504 (23.9%) | 1,291 (21.7%) | 1,242 (21.1%) | 1,018 (18.4%) | 851 (16.3%) | △2.83 | △0.76 | △3.61 | △3.28 |
| 第2次産業 | 1,876 (29.8%) | 1,613 (27.1%) | 1,503 (25.5%) | 1,281 (23.1%) | 1,160 (22.2%) | △2.80 | △1.36 | △2.95 | △1.89 |
| 第3次産業 | 2,912 (46.3%) | 3,040 (51.1%) | 3,139 (53.2%) | 3,215 (58.1%) | 3,180 (60.9%) | 0.88 | 0.65 | 0.48 | △0.22 |
| 就業率 | 50.9% | 49.5% | 50.8% | 49.5% | 48.7% | △0.53 | 0.53 | △0.51 | △0.33 |

注：就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

産業別実業従事者の推移

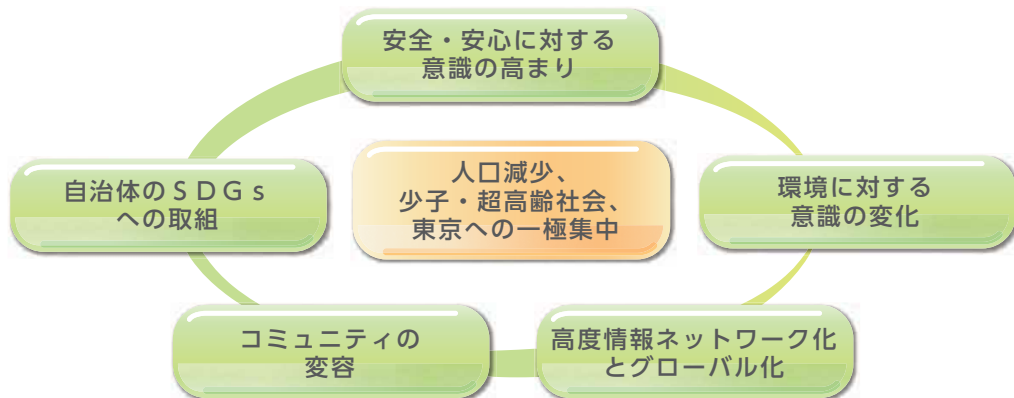


注：就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

1 時代の潮流

- ・地方の自治体を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。
- ・これらは並列的な影響関係ではなく、多くの場面において“人口減少、少子・超高齢社会、東京への一極集中”に大きな影響を受けています。



1-1. 人口減少、少子・超高齢社会、東京への一極集中

- ・人口減少、少子・超高齢社会は、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴う少産化・晩婚化・非婚化の拡大によるところが大きくなっています。
- ・人口は東京に一極集中し、人口減少による地方の疲弊が進行しています。

1-2. 安全・安心に対する意識の高まり

- ・過疎化が進む山間部などでは地域における共助体制の低下などが問題となる一方、都市部では大規模災害発生後の帰宅難民対策が大きな課題となるなど、過疎化する地域と人口が集中する地域においては、異なる様相を呈しています。
- ・近年多発・局地化する自然災害や、新たな感染症の発生などに伴う国や地方自治体などの対策、対応を十分に検証し、未曾有の危機に対する備えをすることが求められています。

1-3. 環境に対する意識の変化

- ・環境に対する意識の変化は、世界の人口増加を背景に、食糧や石油などの限りある資源の不足・枯渇を心配する意識が高まっており、地域においても持続可能な循環型社会の実現を求められています。
- ・環境問題を市町村を超えて都市圏規模で考えることが求められています。

1-4. 高度情報ネットワーク化とグローバル化

- ・情報通信技術の進歩により、個人での情報端末の所有・利用が普及しています。
- ・情報通信技術の進歩は地域や国の枠組みを超えて、誰もが容易につながることができるという新たな可能性を広げた一方で、情報の管理やセキュリティといった点も問題視されています。

1-5. コミュニティの変容

- ・時代の進展と共に価値観やライフスタイルの多様化により、核家族へと変化してきたことの結果として、地域とのつながりが弱くなり、これまでのような地域社会における地域コミュニティ（自治会など）への参加者が減少しています。
- ・一方で、高度情報ネットワークの進展による新たなつながり（ソーシャル・ネットワークなど）が生まれています。
- ・就労などによる外国人の増加に対応した「多文化共生社会」の実現のための取組が求められています。

1-6. 自治体のSDGsへの取組

- ・平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。
- ・日本では、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年（2017年）12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。
- ・国の方針を受けて、自治体においては、様々な施策を推進し、SDGsの達成に寄与しています。

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■



- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 貧困をなくそう | (10) 人や国の不平等をなくそう |
| (2) 飢餓をゼロに | (11) 住み続けられるまちづくりをしよう |
| (3) すべての人に健康と福祉を | (12) つくる責任 つかう責任 |
| (4) 質の高い教育をみんなに | (13) 気候変動に具体的な対策を |
| (5) ジェンダー平等を実現しよう | (14) 海の豊かさを守ろう |
| (6) 安全な水とトイレを世界中に | (15) 陸の豊かさも守ろう |
| (7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに | (16) 平和と公正をすべての人に |
| (8) 働きがいも経済成長も | (17) パートナリーシップで目標を達成しよう |
| (9) 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

2 本町のまちづくりの主要課題

町勢の概要、本町の特性、時代の潮流、住民のニーズと期待から、今後の本町のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

2-1. 少子・超高齢社会を見据えたまちづくり

本町の総人口と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少しており、中でも20歳から40歳代の減少が大きくなっています。年少人口（14歳以下）は平成27年に一時は増加しましたが、今後、減少することが予想されています。

本町の高齢化率36.1%（平成27年）は、全国平均の26.6%、熊本県平均の28.8%を上回っており、当面の間は増加傾向で推移することが予想されています。今後は、急速な人口減少に歯止めをかける施策を図っていくとともに、少子・超高齢社会の進行を見据えたまちづくりを進める必要があります。

2-2. 魅力ある地域資源を活かした交流の促進

本町には町を貫流する緑川沿いの津志田河川自然公園、風情豊かに鮎料理を楽しめる「やな場」、国指定天然記念物の「麻生原のキンモクセイ」、甲佐神社や熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」（愛称：Kパーク甲佐）、井戸江峡交流拠点施設、古民家交流拠点施設など魅力ある地域資源があります。これらを活用した取組を積極的に行い、更なる交流人口の増加を図る必要があります。

2-3. 社会活動を支える生活基盤の整備

まちの生活基盤づくりについては、多くの住民が重要と考えており、安全・快適で利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となっています。

そのため、交通基盤や情報通信インフラなどの整備を進めるとともに、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成を図る必要があります。

2-4. 安全・安心・快適な生活環境の形成

未曾有の災害などに備えた防災・減災への取組などをはじめとした安全・安心・快適な暮らしが実感できる取組を進め、誰もが住みたくなる生活環境づくりを進める必要があります。

また、少子・超高齢社会が進む中で、高齢者や障がい者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、介護、福祉サービスの充実と連携を図り、健康増進及び健康長寿を目指す必要があります。また、子どもを産み育てることに喜びを持てる環境づくりや、生産年齢人口（15～64歳）の就労しやすい環境づくりを推進する必要があります。

さらに、本町の恵まれた自然環境の保全・活用を図るとともに、持続可能な循環型社会づくりを進める必要があります。

2-5. 熊本地震からの復興と自然災害などに備えた国土強靱化の推進

平成28年4月14日から16日にかけて熊本地震が発生し、本町では死者3人（地震関連死）、負傷者17人、建物被害が2,154棟の甚大な被害が発生しました。このような発災後の本町の被災の状況を踏まえたうえで、単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的復興を目指す必要があります。

また、頻発する自然災害や新たな感染症などの世界的な広がりによる安全・安心への意識が高まっています。

そのため、今後も再び熊本地震のような大災害などがいつ発生してもおかしくないという認識の下、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った国土強靱化を推進する必要があります。

2-6. 活力ある産業の振興

本町の就業者総数は減少するとともに、農業などの第1次産業及び第2次産業就業人口は減少し、第3次産業就業人口は増加していましたが、平成22年をピークに減少に転じています。

このような中、農業生産基盤の整備、後継者の育成や担い手の確保、農業の活性化と他産業との連携による産業の振興を図るとともに、雇用・就労対策を推進する必要があります。

また、地域産業づくりを多くの住民が重要と考えており、中でも、魅力ある商店街づくりの施策に対する期待も高まっています。そのため、既存商店の再生を図るため、商工会などと連携して商業の活性化を図るとともに、工業の振興のための地元企業の育成と新たな企業誘致の受け皿づくりなどを促進する必要があります。

2-7. 地域づくりを担う人材の育成

地域づくりには、地域を支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図る必要があります。中でも、将来のまちづくりを支える若者の育成などを進める必要があります。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に伴う住民ニーズの変化に対応した生涯学習・生涯スポーツ環境の充実とともに、本町の財産である歴史・文化財、伝統文化、住民主体の文化活動などを保護・継承・活用する必要があります。

2-8. 住民主体の自立した地域の形成

高齢者や子どもを地域全体で見守り、助け合うなど、共助の体制づくりが大切であり、参画と協働による住民自治を確立することが求められています。

また、みんなが人権を尊重する、明るく住みよい地域づくりが必要です。

このような中、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、住民の参画・協働を進めるとともに、情報基盤や交流基盤の整備、人権尊重意識の醸成、男女共同参画社会の形成などを進める必要があります。

2-9. 健全な行財政運営の推進

社会・経済情勢は今後も急速に変化し、行政へのニーズの多様化や、人口減少、少子・超高齢社会の進行に伴う長期的な社会保障制度の逼迫、労働力の減少や消費市場の縮小などが想定される中、これまで以上に厳しい行財政運営を迫られることが見込まれます。

財政状況と事業効果の分析を行い、事業の重点化・選択化などを図りながら効果的・効率的な行財政運営を推進する必要があります。

第2部
基本構想

1

第 1 章

まちづくりの基本方針

第1部序論で触れた今後の本町のまちづくりの主要課題を踏まえ、第7次甲佐町総合計画が目指すまちづくりの姿を、「まちづくりの方向性」を示したうえで、「基本理念」「目指す将来像」として次のように整理しました。

1 まちづくりの方向性

本町の将来人口は、生産年齢人口（15～64歳）の減少幅が拡大することが予想され、特に男女とも20歳から40歳代の年代の減少が大きく、これらの年代に対する対応策が必要になります。

本町の新たなまちづくりにおいては、以下の方向性に留意し、重点的に進めるべき分野を明確にするなど、行政と住民が一体となって総合計画を推進していきます。

1-1. 地域資源を活用したまちの活性化を目指したまちづくり

人口減少に歯止めをかけることは本町にとって最重要な課題です。熊本都市圏としてのポテンシャルを活かした人口増対策を図る必要があります。

本町には、津志田河川自然公園、やな場、麻生原のキンモクセイ、甲佐神社などをはじめ、井戸江峡交流拠点施設や古民家交流拠点施設、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」（愛称：Kパーク甲佐）など多様な地域資源があります。これらの地域資源や関連する各種イベントを活用することによって、通年型の観光振興を図るとともに、交流人口の増加などによる本町の活性化を図る必要があります。

1-2. 「住みたい・住み続けたい」と実感できるまちづくり

本町は、熊本市をはじめ熊本都市圏を通勤・通学圏内とする居住の場としても位置づけられ、居住環境、道路、公共交通機関などの生活基盤の整備による快適な生活環境の充実を図る必要があります。

特に、20歳から40歳代の安定した就労環境の向上を図るとともに、結婚、出産、子育てまでの一貫した支援体制の強化や子育て世代にやさしい取組など、「住みたい・住み続けたい」と実感できる「安全・安心で快適に暮らせる」まちづくりに取り組む必要があります。

また、福祉意識の啓発や福祉の担い手の育成などにより、住民一人一人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に努める必要があります。

あわせて、教育環境の充実、郷土愛の育成などに努め、誰もが住み続けたいと実感できるまちづくりを進める必要があります。

1-3. 災害に強いまちづくり

熊本地震による本町の被災状況を踏まえたうえで、単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的復興を目指すとともに、今後起こり得る大規模災害に備えた体制づくりを進める必要があります。また、自主防災組織への支援の充実などを通して防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、新型の感染症拡大など今後も予測される危機に対する備えに注力することが求められています。

1-4. 町の産業特性を活かした産業振興によるまちづくり

本町の産業の核である農業については、農業生産基盤の整備推進を図る必要があります。

企業誘致については、若者の定住、雇用拡大に向け、企業誘致の受け皿づくりを進める必要があります。また、地元企業の育成も視野に入れた農業、商業、工業という単独の分野にとらわれない魅力ある産業への取組も重要になっており、既存産業への支援、育成を図るとともに、地域特産物の更なる発展を目指す必要があります。

1-5. 社会変化に対応した行財政運営と住民参画による協働のまちづくり

人口減少、少子・超高齢社会の進行という人口問題をはじめとして、成長から成熟へ向かう社会経済、高度情報ネットワークとグローバル化、近年の度重なる災害の発生などに起因する安全・安心に対する意識の高まり、地域住民のつながりの希薄化などが住民の生活に変化を及ぼすことが予想されます。そのため、新たな時代に対応する柔軟な行財政運営とともに、地域リーダーや町職員などの次代を担う人材の育成と住民参画による協働のまちづくりを進める必要があります。

1-6. 広域連携による地域が一体となったまちづくり

交通基盤の整備や情報化の進展などにより、住民の生活圏や経済圏などは既存の行政区域を越えて広がっています。

本町では熊本都市圏による連携を進めることで、都市部への人口流出を食い止め、圏域住民のそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた福祉サービスの向上や生活利便性の充実などを図ることで、地域の一体的な振興・発展を目指します。

2 基本理念

本町の新たなまちづくりにおいて、全ての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念

**人と自然が共生し、にぎわいを育む
安全・安心・快適を実感できるまち
～花と緑と鮎のまち 甲佐～**

「人と自然が共生し、にぎわいを育む」とは、豊かな自然を大切にし、都市化と自然環境が調和したまちづくりを進めるとともに、交流人口・関係人口が定住人口へとつながり、活気に満ちたまちを表しています。

「安全・安心・快適を実感できるまち」とは、住民みんなが力を合わせて、全ての人が安全で安心して生涯にわたって快適に暮らすことができ、本町にずっと住みたいくなるまちをつくりあげ、幸せを実感することを表しています。

「花と緑と鮎のまち 甲佐」とは、本町のキャッチフレーズであり、本町の魅力ある地域資源などをPRしていくための合言葉を表しています。

3 目指す将来像

将来像は、基本理念に掲げた本町のまちづくりの方向を基本姿勢として、今後10年間で達成するまちの姿を具体的に示したものです。

将来像を実現するためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる行財政運営とともに、自立した独自のまちづくりを進める必要があります。人口減少、少子・超高齢社会をはじめとした時代の潮流の中で、本町の定住人口も減少傾向が続くことが見込まれますが、その減少幅を小さくするとともに、定住人口だけでなく交流人口、関係人口も「人口」と位置付けた人口増対策により、更なるまちの活性化を図る必要があります。

そのため、「人口増によるまちの活性化と未来へつなぐまちづくり」を共通のキーワードとして、以下の4つの将来像を設定しました。



将来像 1 地域資源を生かし、活力にあふれ、にぎわうまち

- ・ 交流人口・関係人口・定住人口増に向け、本町の魅力ある地域資源を積極的に活用するとともに、更なるまちの活性化を目指します。
- ・ 町内企業の活性化や企業誘致を進め、若者が生き生きと活躍できる、にぎわいあふれるまちを目指します。

将来像 2 自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち

- ・ 震災からの復旧・復興とともに、土地利用、道路・交通をはじめとした定住環境の整備を進め、自然環境の保全、廃棄物の減量化・資源化やリサイクルの推進など地球にやさしい地域循環型社会の形成など快適に暮らせる都市基盤、生活環境の整備を進めます。
- ・ 災害などに備えた国土強靱化の視点のもと、住民の生命・財産を守り、「住みたくなるまち」の実現と安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。
- ・ 誰もが生涯を通して健やかに安心して暮らせるために、保健・福祉・医療が連携したまちづくりを目指します。

将来像 3 人を育み、交流するまち

- ・ 地域教育力を結集して、教育内容の充実や人材育成を進めるとともに、様々な未来の甲佐町を担う人材を育成します。また、地域の芸術・文化の振興などを通して人と人が交流できるまちを目指します。

将来像 4 みんなで協働してつくるまち

- ・ 住民との協働、地域コミュニティの活性化によるみんなで作るまちづくりとともに、効率的・効果的な行財政基盤の構築による信頼されるまちを目指します。

2

第 2 章

施策の大綱

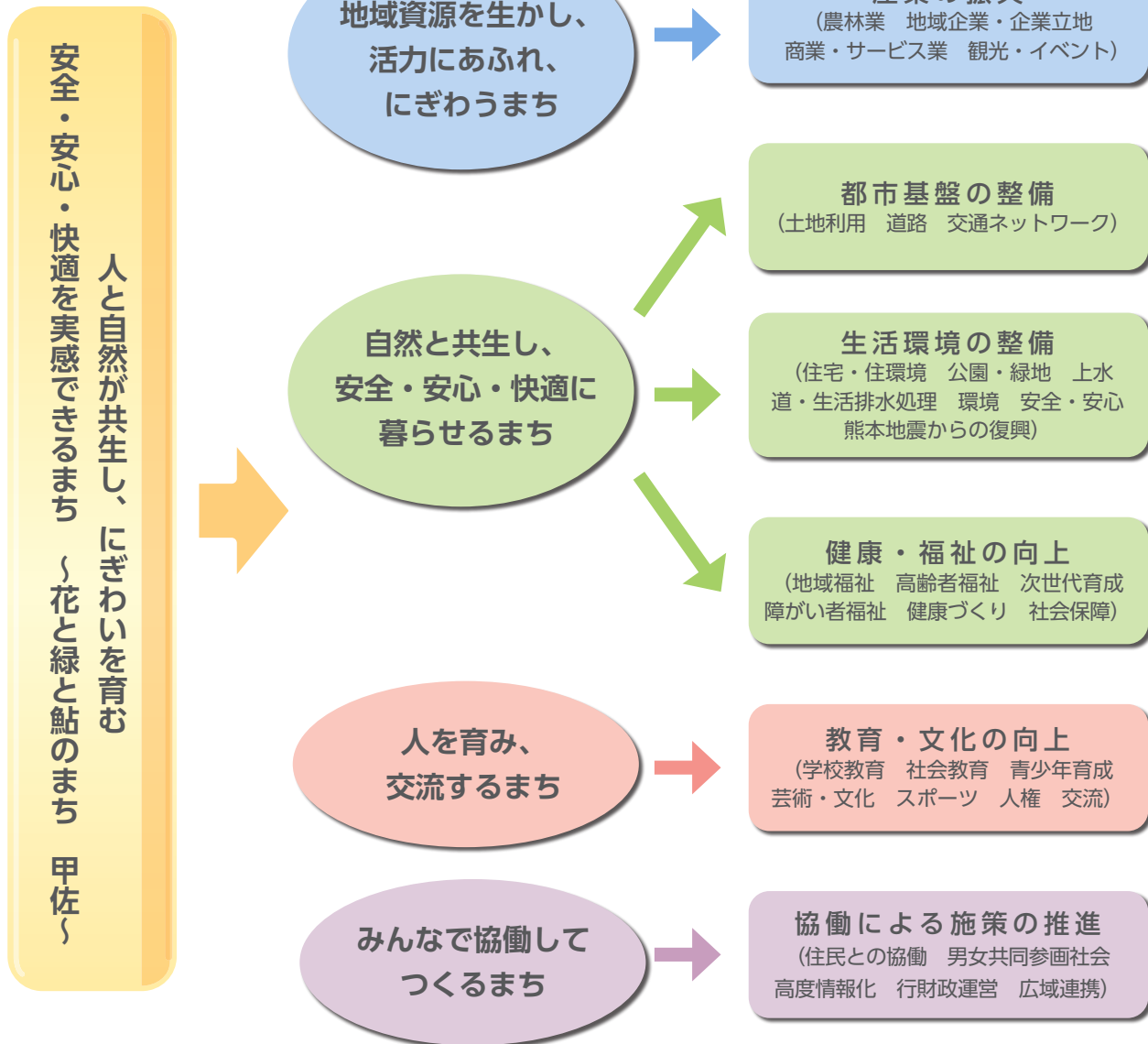
1 施策の体系

本町の基本理念「人と自然が共生し、にぎわいを育む 安全・安心・快適を実感できるまち ～花と緑と鮎のまち 甲佐～」の実現を図るため、6つの政策分野を定めます。

[基本理念]

[将来像]

[政策分野（6つの柱）]



第
2
部

基本
構
想

2 施策の大綱

将来像 1 地域資源を生かし、活力にあふれ、にぎわうまち

施策の体系

地域資源を
生かし、
活力にあふれ、
にぎわうまち

(1) 産業の振興

- ① 農林業
- ② 地域企業・企業立地
- ③ 商業・サービス業
- ④ 観光・イベント

(1) 産業の振興

① 農林業

農業振興については、農地の保全、優良農地の確保、さらには、ため池改修や用排水施設の整備、農道などの農業生産基盤の整備、後継者や担い手の確保など多様な振興策を推進します。

地域の特性を生かした特産品の生産によって、産地のブランド化を図るとともに、食と農を軸とした地域活性化や農業法人組織及び農業後継者の育成を推進し、持続的な農業の振興に努めます。

森林については、環境保全などの視点から安定的な間伐を推進します。

② 地域企業・企業立地

地域産業については、企業誘致、起業家への支援や新産業の創造・育成、既存企業の育成・振興、新規工業団地の整備、交通体系の整備などを進めるとともに、安定した就業機会が地元で提供できるよう、公共用地などの活用による企業誘致に努めます。

また、農林業のブランド化と一体となって、地産地消の取組をはじめ、販売・流通の拡大と振興を図るなど、地元産業の連携による新たな雇用の受け皿づくりを推進します。

③ 商業・サービス業

商業については、個々の店舗の自助努力を促し、魅力ある商店街づくりと空き家バンクを活用した商業の活性化によるにぎわい空間の整備、商業経営の近代化やサービスの向上のための支援の充実を図ります。

④ 観光・イベント

観光については、やな場、津志田河川自然公園、麻生原のキンモクセイ、甲佐神社などの観光資源の保全・活用をはじめ、井戸江峡交流拠点施設や古民家交流拠点施設、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」（愛称：Kパーク甲佐）などを活用したイベントなど、既存のイベントや祭りの内容の充実、熊本都市圏などとの広域連携による観光ルートの開発、地域や民間団体と連携した観光推進体制の強化などを図り、自然と歴史・文化にふれあえる魅力ある通年型の観光地づくりを推進します。



施策の体系

自然と共生し、
安全・安心・快適
に暮らせるまち

(1) 都市基盤の整備

- ① 土地利用
- ② 道路
- ③ 交通ネットワーク

(2) 生活環境の整備

- ① 住宅・住環境
- ② 公園・緑地
- ③ 上水道・生活排水処理
- ④ 環境（河川・環境保全・廃棄物など）
- ⑤ 安全・安心
- ⑥ 熊本地震からの復興

(3) 健康・福祉の向上

- ① 地域福祉
- ② 高齢者福祉
- ③ 次世代育成
- ④ 障がい者福祉
- ⑤ 健康づくり
- ⑥ 社会保障

(1) 都市基盤の整備

① 土地利用

自然環境と調和し、美しいまちを保ち、住みよいまちづくりを目指した総合的、計画的な土地利用を推進します。

② 道路

住民をはじめとした日常生活の要である国道及び県道の改良や交通安全施設などの整備を引き続き要請し、広域的な道路ネットワークの構築につなげます。

町道の整備については、広域的な道路網を形成する幹線道路や今後の土地利用などを考慮し、将来を見据えた計画的な整備を図ります。また、生活道路についても、全ての住民が安心して通行できる道路整備を推進します。

③ 交通ネットワーク

地域公共交通については、通院・通勤・通学などの日常生活における移動手手段の充実、特に高齢者などの交通手段として、効果的・効率的な手段の構築を図ります。

(2) 生活環境の整備

① 住宅・住環境

移住定住希望者や転入者の受け皿づくりのため、空き家バンクの活用を含む民間活力の導入や住宅整備に対する経済的支援の継続による適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

② 公園・緑地

本町の憩いの空間として、住民だれもが利用できる魅力ある公園・緑地を整備するとともに、公園・緑地の維持・管理は、住民と行政が協働で取り組む体制づくりに努めます。

③ 上水道・生活排水処理

上水道については、計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理を行い、水道水の安全で安定的な供給に努めます。

また、生活排水処理については、合併処理浄化槽の普及促進に努め、緑川の水質浄化や快適な生活環境の整備を図ります。

④ 環境

環境の保全と衛生的で快適な生活基盤の充実を図るため、ごみ・し尿処理の体制整備を進め、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

地球温暖化、大気汚染など、地球規模で環境の悪化が進んでおり、環境保全に対する一人一人の関心や意識は高まっています。

このような状況を受け、学校教育や生涯学習において環境教育を推進するとともに、観光資源としての自然の活用や景観の保全への意識啓発を推進します。

⑤ 安全・安心

防災については、平成28年に発生した熊本地震及び豪雨災害をはじめとする大規模災害が全国的に発生しており、地域における防災意識の向上が求められています。そのため、「自助・共助」の考え方のもと、行政区や自主防災組織、消防団と連携し、災害に強いまちづくりを目指します。

また、減災については、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った国土強靱化を目指します。

防犯・交通安全については、特に、女性や子どもの被害対策、高齢者の事故対策を第一に、地域と行政が連携して、住民の防犯・交通安全意識の高揚を図ります。

⑥ 熊本地震からの復興

熊本地震からの復旧・復興については、これまで平成28年11月に策定した「甲佐町震災復興計画」に基づき復旧・復興に取り組んできました。今後も継続して取り組む必要がある事業については、計画期間が終了した後も引き続き事業を実施していきます。

(3) 健康・福祉の向上

① 地域福祉

福祉意識の啓発、福祉拠点の充実、担い手の育成を図るとともに、ともに助け合い、支え合うことで、みんなが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の構築に努めます。

② 高齢者福祉

老後の生活や介護に関する住民の不安や悩みに対して、介護保険及びその他の福祉サービスの充実や保健・医療・福祉などの連携により、介護予防をはじめとした超高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実を図り、高齢者がいきいきと暮らせる長寿社会を目指します。

また、町の活性化のために、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを活用し、全ての分野で、高齢者が主体的に活躍できる場や雇用に結びつくような機会の充実に努めます。

③ 次世代育成

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取組を総合的に進めます。

特に、保護者の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援施策を推進します。

安心して子どもを産み・育てやすい環境づくりのために、家庭と地域の連携による仕事と育児の両立支援、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報の提供、相談体制の充実、世代間交流活動の推進、児童虐待を防止するための連携強化、子ども医療費助成、不妊治療費の助成など子育て支援対策の充実を図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。

④ 障がい者福祉

障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者への理解と社会参加を促進し、差別や偏見のない環境づくりに努めます。

そのうえで、在宅福祉サービスの充実と就労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、自立支援のための環境づくりを推進します。

ボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、保健・福祉・医療が一体となって支える体制づくりを推進します。

⑤ 健康づくり

子どもから高齢者まで「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識を基本に、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らせる健康社会を目指します。

そのため、ライフステージに応じた健康相談・健康教育・健康診査など各種健康づくりのための支援の充実、かかりつけ医の普及・定着の推進、健康づくり支援のための人材確保など、保健・医療・福祉の連携による一貫した生涯保健事業体制の充実を図り、早期発見、早期治療に向けた疾病予防に努めます。

また、新たな感染症の予防及びまん延防止に迅速かつ的確に対応できるよう関係機関との連携に努めます。

⑥ 社会保障

各種社会保障制度の適正な運営に向けた理解と意識啓発を図り、住民の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

国民健康保険においては、医療費の抑制につながる重症化予防のための取組や収納率向上などによる財源の確保に努め、健全な運営を目指します。

介護保険においては、関係機関との連携を強化し、高齢者や介護家族のニーズを的確に把握するとともに、必要なサービスの確保に努め、制度の安定的な運営に向けた取組を進めます。



将来像3 人を育み、交流するまち

施策の体系

人を育み、
交流するまち

(1) 教育・文化の向上

- ① 学校教育
- ② 社会教育
- ③ 青少年育成
- ④ 芸術・文化
- ⑤ スポーツ
- ⑥ 人権
- ⑦ 交流

(1) 教育・文化の向上

① 学校教育

本町の次代を担う子どもたちの育成のため、家庭・地域・学校のより一層の連携により、学力向上をはじめ、「いのち」を大切にする心の教育、いじめや不登校をなくすための教育体制、郷土の歴史や魅力を学び郷土に対する愛着を育む教育の充実を推進します。また、多様な個性と可能性を伸ばすための教育環境の整備及び教育水準を維持し、地域や家庭における幼児教育と学校教育との連携を図ります。

さらに、地元の甲佐高校の存続に向けての魅力づくりと入学生の確保などの施策を促進します。

② 社会教育

高度化・多様化する住民の学習ニーズに対応するため、施設の有効活用や運営、学習内容の質の向上など、特色ある生涯学習活動の推進を図ります。

生涯学習活動の充実を目指し、各種サークル活動の場の確保、指導者の養成などを推進します。

また、学校・地域・家庭が一体となった教育環境の整備、地域の人々とのふれあい活動や人・自然とふれあう体験的学習などの環境教育を推進します。

③ 青少年育成

次代を担う青少年が、これからの人間形成に果たす自然環境の尊さをはじめ、家族や地域社会とのつながりやかかわりの大切さとそれぞれの役割分担を学ぶ環境づくりを推進します。

④ 芸術・文化

これまで培われてきた文化を継承しつつ、芸術文化にふれる機会の充実に努めます。

また、住民が自発的に行う芸術・文化活動を支援するために、活動の場の提供や発表の機会の充実に図るなど、古くから息づく芸術・文化の充実を目指します。

各地域にある郷土の歴史や文化を住民に幅広く周知し、郷土愛の育成に努めます。

⑤ スポーツ

熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」（愛称：Kパーク甲佐）をはじめとした町内スポーツ施設の有効活用と広域的利用を推進し、だれでも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

また、その指導者の育成を図るとともに、県内のスポーツチームなどと連携したまちの活性化のための新しい取組やスポーツの振興を図ります。

⑥ 人権

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、人間の尊厳と人権の尊重について、あらゆる機会を通じ正しい理解と認識を深める人権教育・啓発を住民、行政、地域、企業、学校が連携して取り組み、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

⑦ 交流

住民・NPO・ボランティア団体との協働による国際交流体制づくり、外国人との交流イベントの充実による国際交流とともに、特産物、文化、スポーツなどを通じた幅広い地域との交流を推進します。



将来像 4 みんなで協働してつくるまち

施策の体系

みんなで協働して
つくるまち

(1) 協働による施策の推進

- ① 住民との協働
- ② 男女共同参画社会
- ③ 高度情報化
- ④ 行財政運営
- ⑤ 広域連携

(1) 協働による施策の推進

① 住民との協働

地方分権の進展に伴い、自立した自治体として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくため、座談会、意識調査など住民の意見を聞く機会や場の創出、情報公開の充実による情報などの共有を通して住民と行政が共通の目的を持ち、それぞれ互いの役割分担を尊重して、互いに協力しながらまちづくりへの取組を積極的に進めます。

② 男女共同参画社会

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを積極的に推進します。

そのため、育児・介護休業制度の一層の普及、情報交換など推進体制の充実、生涯学習の充実などによる住民への意識啓発を行うとともに、家庭、地域、職場などにおける男女共同参画への取組を推進します。

③ 高度情報化

住民だれもが、大きく変化する社会・経済・生活環境をより豊かに実感できる手段として、人・もの・情報が活発に交流できるよう、情報ネットワークの充実を図ります。

④ 行財政運営

住民サービスの向上を目指し、組織の機構改革、行政職員の資質向上などを通して、中長期的な展望に立った効率的な行財政運営体制を構築します。また、行財政改革を一層推進し、中・長期的に安定的な行財政運営を目指します。

⑤ 広域連携

広域連携に際し、住民の生活機能の向上、地域の活性化・経済成長、災害への対応など、地域の実情に応じた熊本都市圏市町村との連携を進めます。

また、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、郡内5町で連携し、一般廃棄物の広域処理に向けた新施設建設を着実に進めていきます。



第3部

前期基本計画

序論

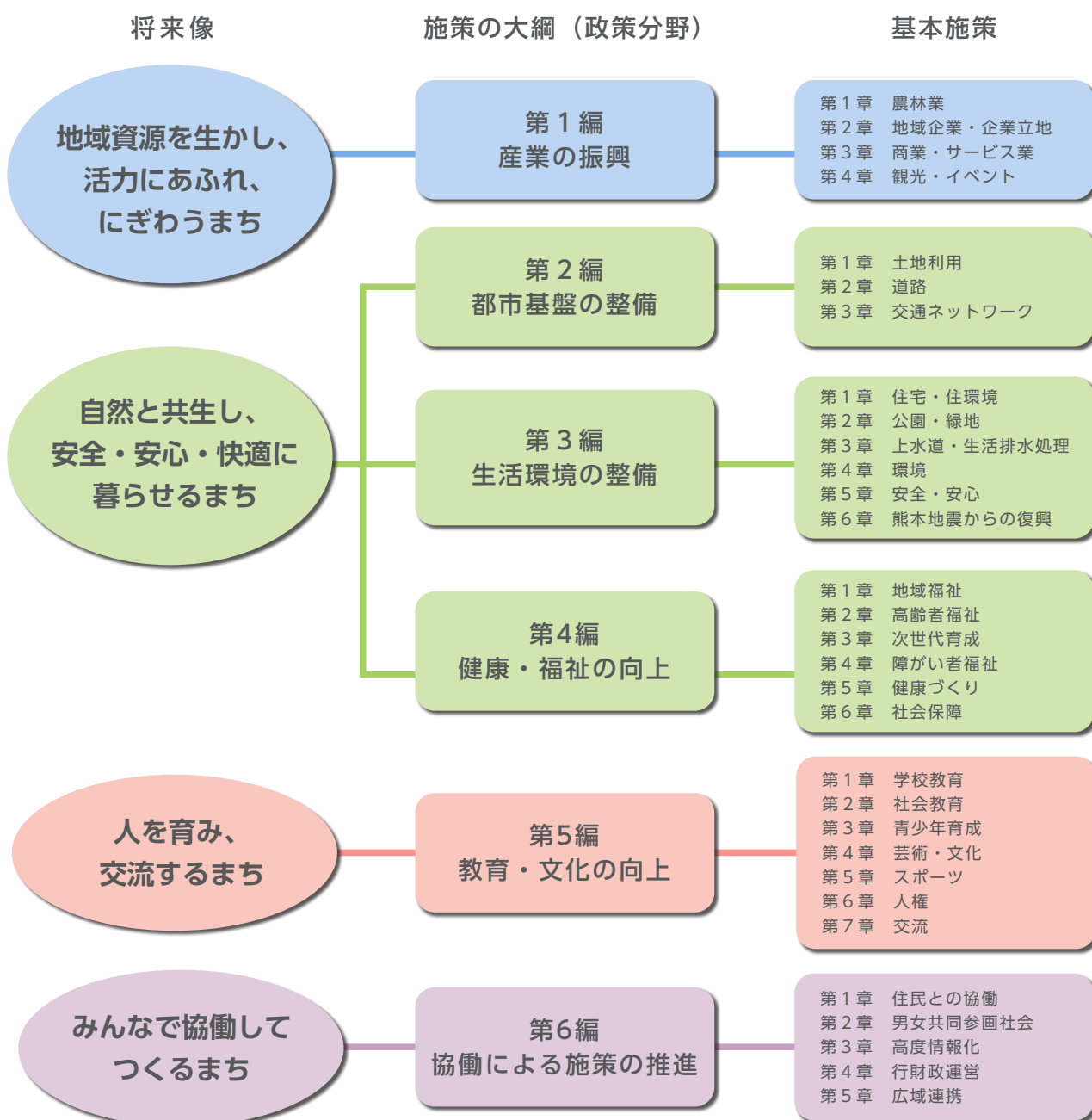
前期基本計画の策定に当たって

1 前期基本計画について

本町では、「第7次甲佐町総合計画基本構想」で示した「将来像」に沿って、「施策の大綱(政策分野)」の実現に向け様々な取組を展開していきますが、前期基本計画では、その計画期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）の中で取り組む「基本施策」の内容を示します。

「基本施策」の内容は、「政策分野別」に分け、成果を向上させ目標を達成するための具体的な取組内容を示します。

2 施策の体系



3 政策分野別のまとめ方

政策分野別では、基本施策ごとの現状や課題、主要事業の内容などを明確にし、取り組んだ後の結果を評価し、次期諸計画や事業の改革や改善に生かしていきます。

以下にそれぞれの項目の内容について示します。

(1) 現状と課題

基本施策について、本町の特徴や現在の状況を分析し、基本計画期間を見据え、どのような課題があるのか、また、その課題を解決する手段や方法について示します。

(2) 基本方針

上記の現状と課題を認識し、基本計画期間内の基本的な取組方針を示します。

(3) 基本施策の成果指標

基本方針や主要事業での全体的な取組の達成度合いを「基本施策の成果」として、その目標値を「基本施策の成果指標」の形で示します。

成果指標のうち「満足度」指標は、令和元年12月実施の住民アンケート調査の中の満足度のうち「不満」「やや不満」を除いた割合(%)を示したもので、()内はそのうちの「普通」の割合を示したものです。

(4) 主要事業の体系

基本施策の成果指標に基づく目標値を達成するための主要な事業を、体系図として示します。

(5) 主要事業

基本施策の成果指標に基づく目標値を達成するための主要な事業について、その取組の内容を具体的に示します。

(6) 主な事業の成果指標

個々の主要事業が達成すべき具体的な取組成果を、「主な事業の成果指標」として示します。

第1編
産業の振興

1

農林業

第 1 章



基本方針

- 生産基盤を整備し、後継者や担い手の確保など多様な振興策を推進します。
- 環境保全などの視点から安定的な間伐を推進するとともに、林業の維持・発展を目指します。

現状と課題

【農業】

《農業基盤》

農業基盤整備については、平坦部に比べ中山間地域の整備が進んでいない現状であるため、区画整理や水路整備などを進める必要があります。平坦部においても農業施設の老朽化が課題となっており、長寿命化のための対策が重要となります。

また、本町は、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されています。その解決策として集落営農組織の法人化を推進してきましたが、現在では法人自体も構成員の高齢化が進み、それによる労働力不足が新たな課題となっています。

そのため、これからは、既存法人への支援はもちろんのこと、農業への企業参入や若手農業者の株式法人化などの推進による耕作放棄地の発生防止や解消を図っていく必要があります。

《農業経営》

本町は、米、小麦、大豆を中心とした土地利用型の農業経営が中心となっており、農産物価格の低迷により農業経営は厳しいものとなっています。

また、農作物への鳥獣被害も増加しているため、農業者の生産意欲や農業収入の低下につながってきている状況です。

今後は効果的な鳥獣被害防止対策や、鳥獣被害に強く生産性の高い新規作物の研究・導入による農業収入の安定化を図る必要があります。

《担い手の育成》

本町が令和元年12月に実施した住民アンケートにおいても、農業を振興するため、今後、特に力を入れるべきこととして「農業後継者の育成」と回答した人が48.4%と最も多くなっており、後継者の育成や町外から新規就農者を呼び込むことが重要となります。

農業法人に対する支援を継続するとともに、新規就農者を含む農業の担い手の確保や法人組織を含む認定農業者を育成する必要があります。

《農育・食育の推進》

近年、食べ残しなどによる食品ロスが世界的に大きな問題となっており、食に対する個人の意識を変えるためには、子どもの頃からの食育が重要であるとされています。

そこで、農業の楽しさ、食料の大切さを学ぶために学校と連携した農業の体験学習などの取組が必要となります。

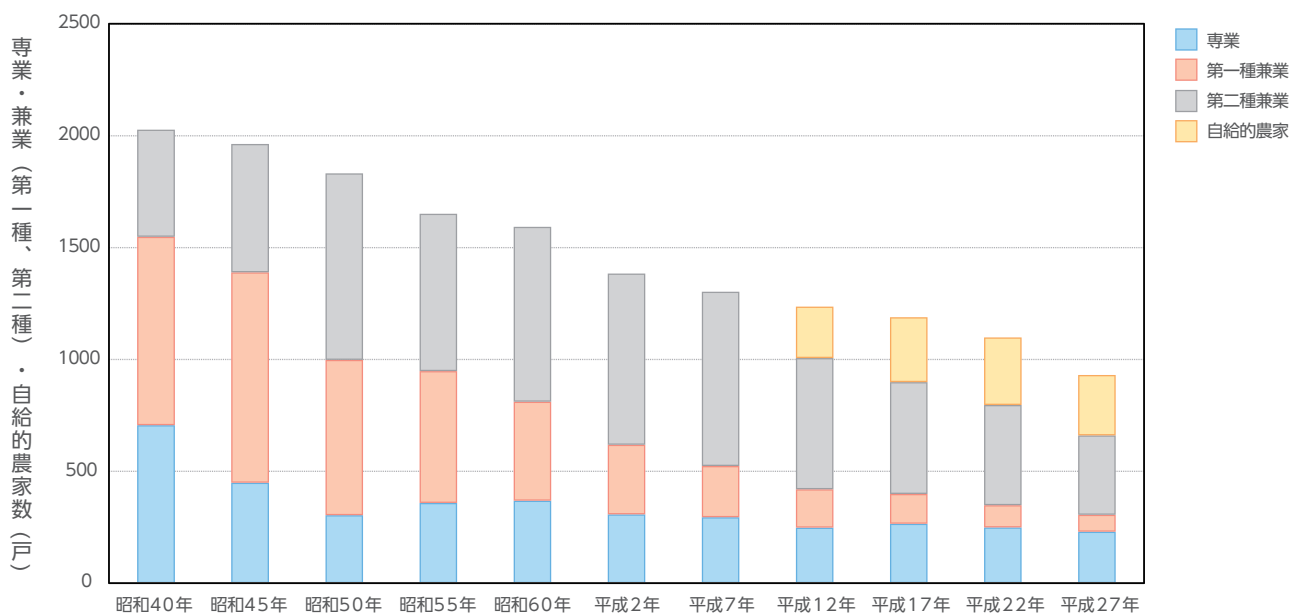
【林業】

《森林整備》

林業を取り巻く環境は、林業労働者の高齢化や減少に伴う労働力の不足及び外国産材の輸入増加などによる国産材価格の低迷で、一段と悪化の傾向にあり、杉、ヒノキなどの伐期を超過した森林の間伐・除伐などの実施が不十分で、手入れ不足や荒廃した人工林も目立ってきています。

森林の荒廃は自然災害の拡大やきっかけとなりうるため、安定的な間伐を行い、土砂の流出や山崩れなどの危険性がある森林については、治山事業を推進する必要があります

■ 農家数の推移 ■



(単位：戸)

| 年 | 総農家数 | 専業 | 第一種兼業 | 第二種兼業 | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 昭和40年 | 2,027 | 706 | 842 | 479 | |
| 昭和45年 | 1,963 | 449 | 940 | 574 | |
| 昭和50年 | 1,832 | 304 | 694 | 834 | |
| 昭和55年 | 1,651 | 358 | 590 | 703 | |
| 昭和60年 | 1,593 | 368 | 443 | 782 | |
| 平成2年 | 1,384 | 307 | 311 | 766 | |
| 平成7年 | 1,303 | 294 | 229 | 780 | |
| 年 | 総農家数 | 販売農家 | | | 自給的農家 |
| | | 専業 | 第一種兼業 | 第二種兼業 | |
| 平成12年 | 1,236 | 248 | 171 | 587 | 230 |
| 平成17年 | 1,189 | 265 | 133 | 500 | 291 |
| 平成22年 | 1,098 | 249 | 99 | 448 | 302 |
| 平成27年 | 930 | 230 | 75 | 355 | 270 |

注：専業農家（世帯員中に兼業従事者が一人もない農家）

資料：農林業センサス

兼業農家（世帯員中に兼業従事者が一人以上いる農家）

うち、第一種兼業農家（農業を主とする兼業農家）

うち、第二種兼業農家（農業を従とする兼業農家）

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|------------|----|-------------|------------|
| 農地の担い手集積率 | % | 54.2 | 65.0 |
| 耕作放棄地 | ha | 277 | 217 |
| 「農業の振興」満足度 | % | 57.9 (48.4) | 67.9 |

主要事業の体系

1. 農業の振興

- (1) 農業生産基盤の整備
- (2) 生産体制の整備
- (3) 鳥獣被害対策の強化
- (4) 担い手の確保育成
- (5) 農育・食育の推進

2. 林業の振興

- (1) 林業生産基盤の整備
- (2) 組織の強化と担い手の育成
- (3) 森林の有効活用
- (4) 森林環境の保全

主要事業

1. 農業の振興

(1) 農業生産基盤の整備

- ・ 中山間地域総合整備事業を活用して農業基盤の整備を推進します。
- ・ 農業用施設の長寿命化点検や改修を進めます。

(2) 生産体制の整備

- ・ 中核経営体や農業法人の育成や、農地中間管理機構を通じた農地利用集積による大規模経営体の育成、専門家による新たな経営展開などを支援します。
- ・ 鳥獣被害に強く生産性の高い新規作物の研究など、新たな農業の可能性についても検討します。

(3) 鳥獣被害対策の強化

- ・ 効果的な鳥獣被害対策の研究を行い積極的な導入を図ります。
- ・ 鳥獣被害対策の指定地区（モデル地区）を選定し、地域一丸での取組を積極的に支援します。

(4) 担い手の確保育成

- ・ 新規就農者や若手営農者、法人組織など多様な対象者への支援などによる農業後継者対策や認定農業者育成の支援を行います。
- ・ 農業経営に関するヒアリングなどを実施して課題を洗い出し、それぞれの担い手に沿った支援を検討します。

(5) 農育・食育の推進

- ・ 農育・食育の現地体験など学校との連携による農業体験の場を作ります。

2. 林業の振興

(1) 林業生産基盤の整備

- ・森林の意向調査結果に基づき、森林環境譲与税やくまもと間伐材利活用補助金などの活用とともに、治山事業などの補助事業を活用して林業基盤を整備します。

(2) 組織の強化と担い手の育成

- ・森林組合などを中心として、省力化及び生産性向上のための機械化と新技術の導入や技術研修会などを進め、林業従事者、特に若年労働者の育成・確保を進めます。

(3) 森林の有効活用

- ・森林は林産物の供給のみならず、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全などの公益的機能の維持に果たす役割は大きく、県及び森林組合と協力し、「甲佐町森林整備計画」に基づき、地域林業の育成・整備を積極的に推進します。

(4) 森林環境の保全

- ・防災・減災の観点から積極的な森林保全及び安定的な間伐を推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------|--------------|------------------|------|-------|-------|
| 1. 農業の振興 | 農業生産基盤の整備 | 新規圃場整備事業着手 | 地区 | 0 | 3 |
| | | ため池防災点検 | 箇所 | 0 | 30 |
| | 生産体制の整備 | 中間管理機構を通しての農地の集積 | ha | 162 | 280 |
| | | 新規作物の導入 | 品目 | 0 | 1 |
| | | 農業生産法人数 | 法人 | 14 | 20 |
| | 鳥獣被害対策の強化 | モデル地区選定 | 地区 | 0 | 1 |
| | | 被害相談件数 | 件/年 | 61 | 48 |
| | 担い手の育成 | 新規就農者数 | 人 | 1 | 10 |
| | | 認定農業者数 | 人 | 86 | 93 |
| | 農育・食育の推進 | 農業体験学習等実施回数 | 回/年 | 1 | 2 |
| 2. 林業の振興 | 林業生産基盤の整備 | 間伐用作業道開設 | 路線 | 0 | 1 |
| | 組織の強化と担い手の育成 | 技術研修会開催 | 回/年 | 1 | 3 |
| | 森林の有効活用 | 地域材の需要拡大PR活動 | 回/年 | 1 | 2 |
| | 森林環境の保全 | 間伐面積 | ha/年 | 16 | 30 |

2

第 2 章

地域企業・企業立地



基本方針

○地域企業の体質強化とともに、立地環境整備や立地情報の提供、公共用地などの活用による積極的な企業誘致を進めます。

現状と課題

【地域企業】

製造業を中心とした従来型の企業誘致に加えて、地元の企業の育成も視野に入れた農業、商業、工業という単独の分野にとらわれない産業横断型の魅力ある産業の実現への取組や、起業を支援するための基盤づくり・環境づくりに取り組む必要があります。

また、商工会が持つ専門的なノウハウを活用して地域企業による新産業の創造・育成、既存産業の育成・振興を推進する必要があります。

【企業誘致】

本町の企業立地については、本町の地域振興に最適な土地利用及び効果の高い地域開発を推進するために「甲佐町国土利用計画」を策定することで立地地域の選定を図るとともに、地域の個性を生かした企業を誘致することで地元雇用環境の充実を図るために企業誘致の受け皿となる立地環境を整備する必要があります。

また、空き店舗や未利用公共施設などを活用して、ICTを活用したベンチャー企業やサテライトオフィスなどの誘致を図ります。

加えて、九州縦貫自動車道の城南スマートICの完成や九州中央自動車道の嘉島JCTから山都中島西ICまでの部分開通など、近隣における高速交通のインフラ整備による本町の企業立地場所としての地理的優位性を生かして企業誘致の推進を図ることが重要です。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|------------|----|-------------|------------|
| 「工業の振興」満足度 | % | 56.9 (52.3) | 66.9 |
| 誘致企業数(累計) | 社 | 0 | 2 |

主要事業の体系

1. 地域企業の活性化

- (1) 地域企業への支援
- (2) 起業への支援

2. 企業誘致の促進

- (1) 企業用地の確保・整備
- (2) 企業誘致活動の促進

主要事業

1. 地域企業の活性化

(1) 地域企業への支援

- ・産業間交流、連携などを通じた技術の研究開発や人材育成体制を整備します。また、地元の中小企業の経営安定化を図るため、商工会と連携を図りながら地域企業の振興を支援します。

(2) 起業への支援

- ・起業を目指す方に対する新たな支援策を検討します。
- ・商工会などの関係団体と連携し、地域の特性を生かした起業を支援します。

2. 企業誘致の促進

(1) 企業用地の確保・整備

- 「甲佐町国土利用計画」の策定に基づく企業立地対象地域の選定を進めるとともに、関係機関などと協議して企業用地整備の方向性を検討・決定し、計画を立てて円滑に事業を実施します。

(2) 企業誘致活動の促進

- 県及び県企業誘致連絡協議会に参加し情報の収集及び提供を実施します。また、地域の個性を生かした企業の誘致を進め、地元の雇用の増加を図ります。
- 空き店舗や未利用公共施設などを活用して、ICTを活用したベンチャー企業やサテライトオフィスなどの誘致を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|------------|------------|------------------|----|-------|-------|
| 1.地域企業の活性化 | 地域企業への支援 | 進出企業協議会構成企業数 | 社 | 22 | 24 |
| | 起業への支援 | 新規起業数(累計) | 件 | 6 | 12 |
| 2.企業誘致の促進 | 企業用地の確保・整備 | 企業用地の確保 | 箇所 | 0 | 2 |
| | 企業誘致活動の促進 | 進出企業数(累計) | 社 | 20 | 25 |
| | | 進出企業における町内居住従業員数 | 人 | 193 | 210 |

3

第 3 章

商業・サービス業



基本方針

- 魅力ある商店街づくりと商業の活性化を図るとともに、商業経営の近代化やサービス向上のための支援の充実を図ります。
- 特産品の更なる磨き上げや新たな特産品などの開発・拡充を支援します。

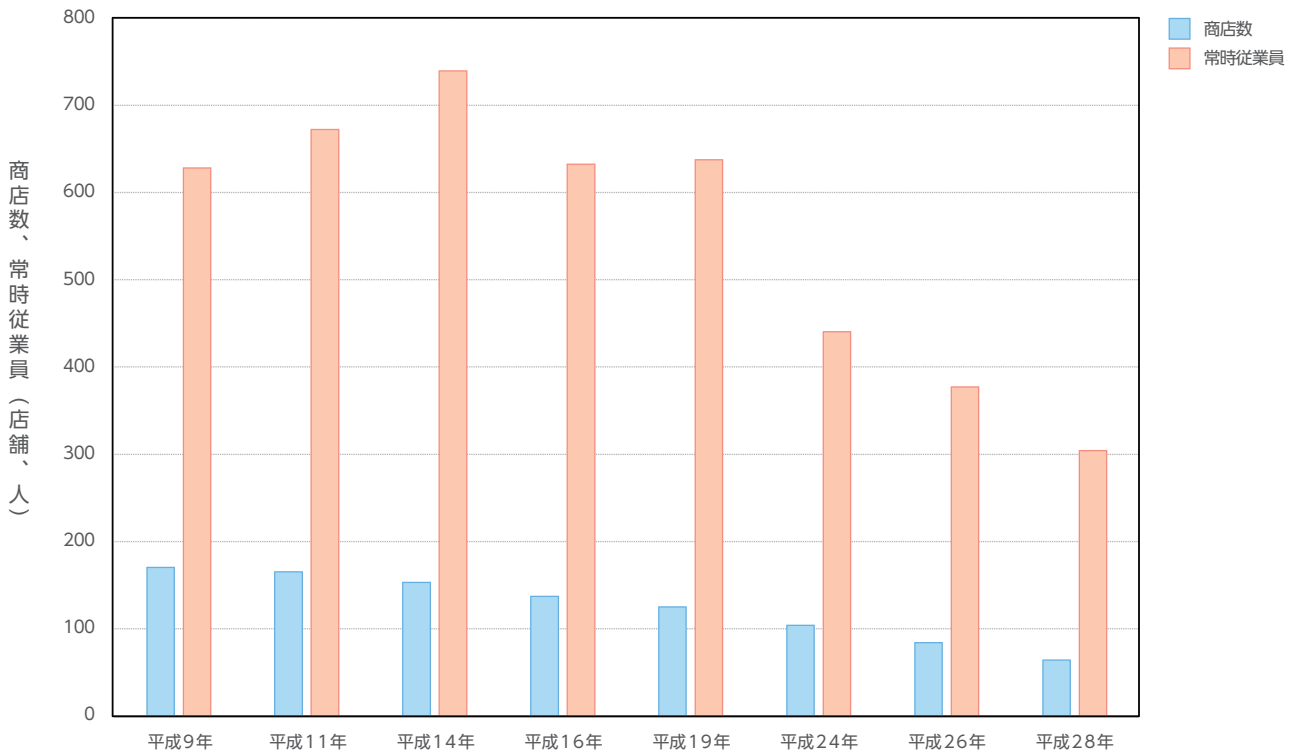
現状と課題

本町の商業は、これまで商店街を中心としたイベントの支援や特産品開発などを行ってきましたが、後継者の減少や共同商業施設への商店集約化などを背景に商店街の空洞化が続いており、他の近隣地域への消費の流出を抑制する必要があります。

今後は、産業横断的な農商工連携による特産品開発や販路拡大を通じて小売個店の活性化手法の検討や商店街を中心としたイベントなどによる産業活性化の仕掛けづくりによって商店街の魅力を発信するとともに、空き店舗の利活用を推進する必要があります。

地元購買力の強化も大きな課題であり、様々な新規起業者への支援制度の活用を推進し、ふるさと納税の返礼品として地元商店などで取り扱われる商品の開発や拡充などを支援する必要があります。

■小売業事業所数・常時従業員の推移■



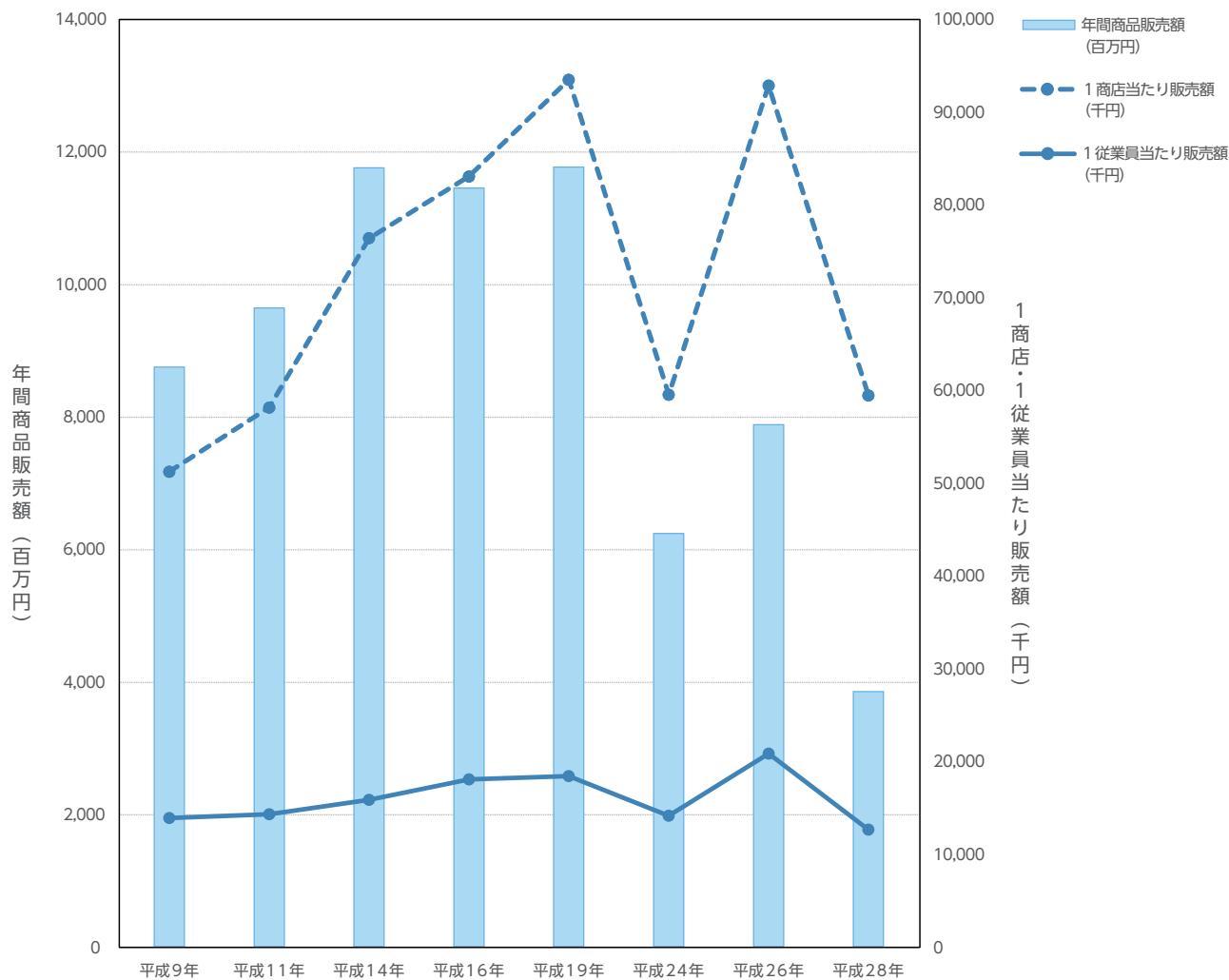
| 年次 | 商店数 (店舗) | 常時従業員 (人) |
|-------|----------|-----------|
| 平成9年 | 171 | 629 |
| 平成11年 | 166 | 673 |
| 平成14年 | 154 | 740 |
| 平成16年 | 138 | 633 |
| 平成19年 | 126 | 638 |
| 平成24年 | 105 | 441 |
| 平成26年 | 85 | 378 |
| 平成28年 | 65 | 305 |

資料：商業統計調査

注：商業統計調査は平成26年調査をもって廃止。（次頁も同様）

注：平成28年は経済センサスの数値。（次頁も同様）

■年間商品販売額などの推移■



| 年次 | 年間商品販売額 (百万円) | 1 商店当たり販売額 (千円) | 1 従業員当たり販売額 (千円) |
|-------|---------------|-----------------|------------------|
| 平成 9年 | 8,767 | 51,269 | 13,937 |
| 平成11年 | 9,659 | 58,186 | 14,352 |
| 平成14年 | 11,772 | 76,441 | 15,908 |
| 平成16年 | 11,467 | 83,094 | 18,115 |
| 平成19年 | 11,784 | 93,523 | 18,470 |
| 平成24年 | 6,255 | 59,571 | 14,184 |
| 平成26年 | 7,896 | 92,894 | 20,889 |
| 平成28年 | 3,867 | 59,492 | 12,678 |

資料：商業統計調査

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|------------------|----|-------------|------------|
| 「商業・サービス業の振興」満足度 | % | 53.4 (47.0) | 63.4 |

主要事業の体系

1. 商業・サービス業の振興

- (1) 小売個店の活性化
- (2) 魅力ある商店街づくり
- (3) 地域の特産品などの開発と育成
- (4) 新たな販売形態の検討

主要事業

1. 商業・サービス業の振興

(1) 小売個店の活性化

- ・農業・商業・工業連携による特産品開発や販路拡大を通じて小売個店を活性化します。

(2) 魅力ある商店街づくり

- ・優れた人材や後継者の育成支援、空き店舗の有効利用に関する調査を実施するとともに、高齢者などに優しく、買い物に便利で賑わいのある商店街づくりを推進します。
- ・魅力ある商店街づくりのために、空き店舗の利活用や大井手川周辺に設置した休憩地を生かした特色ある町並みを取り込んだ付加価値を通して、賑わいのある商業空間を整備します。
- ・商店街の魅力発信のため、人が集まる公共空間を利用したイベントや、あゆまつりなどの際に大井手川沿いでのイベントを計画するといった商店街の活性化策を検討します。

(3) 地域の特産品などの開発と育成

- ・商業・サービス業のみならず本町の知名度向上のため、消費者ニーズを的確に捉えながら、農商工が連携した「甲佐ブランド」である「こうさんもんブランド認定品」の商品開発や販売を促進します。
- ・既存の商品についても認定事業者との連携を図り更なる磨き上げを行います。
- ・ふるさと納税の返礼品として地元特産品や地元商店などで取り扱われる商品の拡充を行います。

(4) 新たな販売形態の検討

- ・地元で買い物ができる環境を整えるため、買い物弱者への支援を含めた新たな販売形態を推進します。
- ・インターネットを利用した販売ルートの開拓など町内商店の販路拡大の支援策を検討します。
- ・地元特産品を全国の方に気に入ってもらい、リピート購入を促すため、ふるさと納税と連携しながら、返礼品などの商品開発や認知度拡大を支援します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------------|----------------|--------------|-----|-------|-------|
| 1.商業・サービス業の振興 | 小売個店の活性化 | イベント参加店舗数 | 件/年 | 19 | 42 |
| | 魅力ある商店街づくり | 空き店舗利活用件数 | 件 | 6 | 12 |
| | 地域の特産品などの開発と育成 | 開発特産（加工）品数 | 品目 | 16 | 21 |
| | | ふるさと納税返礼品数 | 品 | 95 | 300 |
| | 新たな販売形態の検討 | 新たな販売ルート | - | 1 | 2 |
| | | 移動販売事業実施事業所数 | 社 | 0 | 2 |



4

第 4 章

観光・イベント



基本方針

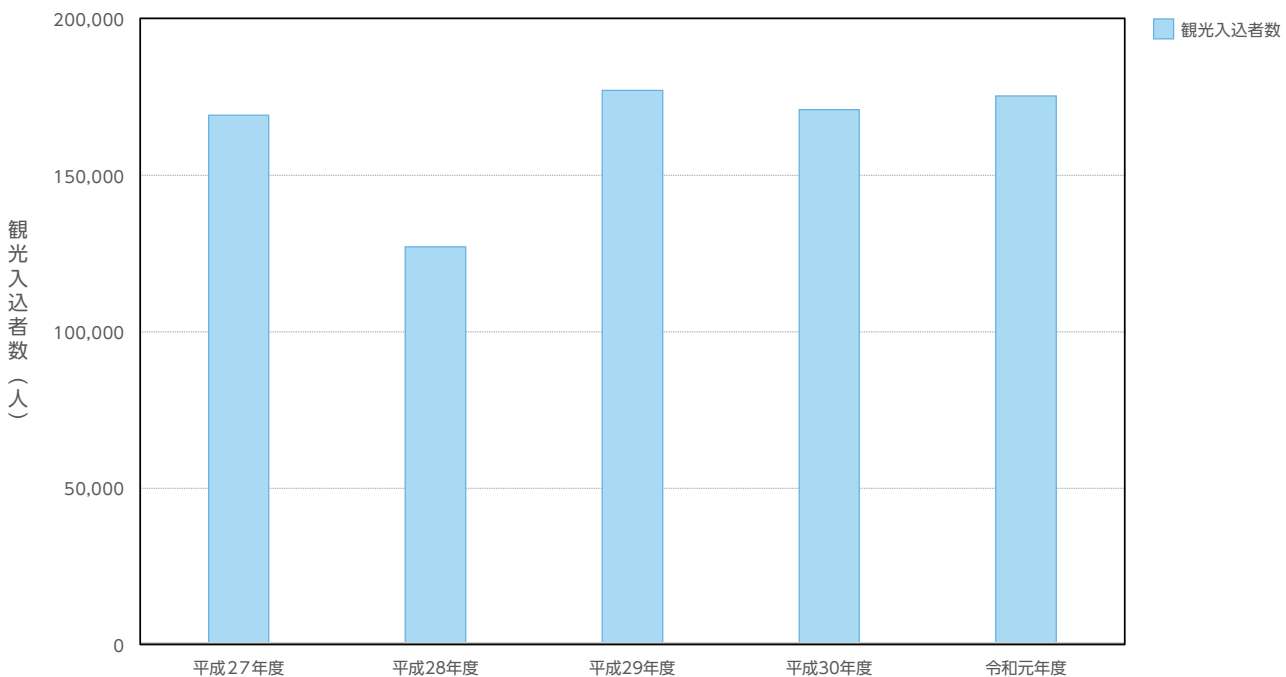
○地域資源を活用した観光ルートの開発や観光資源の活性化を図るとともに、既存イベントの更なる充実や新たなイベントの企画などにより観光を振興し、交流人口・関係人口の増加を目指します。

現状と課題

やな場、麻生原のキンモクセイ、甲佐神社、陣ノ内城跡などの歴史資源や、川平キャンプ場、井戸江峡交流拠点施設、津志田河川自然公園などのレジャー施設、熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークや古民家交流拠点施設などの魅力ある地域資源があり、地域住民や民間団体・農産物直売所などと連携し知名度や魅力度を向上させ、集客力を高める必要があります。

また、あゆまつり、緑川スポーツフェスタなどのイベントを充実させるとともに、町内にある農産物直売所や隣接市町を含む地域や民間団体との連携などに取り組み、通年型の観光地づくりを推進するとともに、熊本都市圏などとの広域連携による新たな観光ルートの開発を検討する必要があります。

■観光入込者数の推移■



| 年度 | 観光入込者数（人） |
|--------|-----------|
| 平成27年度 | 169,377 |
| 平成28年度 | 127,326 |
| 平成29年度 | 177,316 |
| 平成30年度 | 171,115 |
| 令和元年度 | 175,532 |

資料：地域振興課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------|-----|------------|------------|
| 観光入込者数 | 人/年 | 175,532 | 250,000 |

主要事業の体系

1. 観光の振興

- (1) 地域資源の活用
- (2) 広域的観光ルートの整備
- (3) 広報・宣伝及び推進体制の整備

2. イベントの充実

- (1) 既存イベントの充実
- (2) 新規イベントの開催

主要事業

1. 観光の振興

(1) 地域資源の活用

- ・ 緑川の自然を生かした「やな場」は、本町の観光拠点となる施設であり、今後も観光資源としての保全及び整備促進に努め、本町への観光客の誘致を推進します。また、「やな場」の通年営業についても検討します。
- ・ 自然豊かな緑川を生かした交流人口の拡大を図るため、津志田河川自然公園のデイキャンプなどによる利用促進や、中甲橋グリーンパーク・白旗環境整備広場の利活用を検討します。また、スポーツを通じた広域交流拠点施設として、熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークを整備します。
- ・ 井戸江峡交流拠点施設をはじめ、地域資源を活用した体験プログラムの開発などに取り組み、交流人口・関係人口の増加を図ります。
- ・ 古民家交流拠点施設で本町の魅力を発信するとともに、他の地域資源との連携を図り、町内での宿泊と観光の充実を推進します。

(2) 広域的観光ルートの整備

- ・ まちづくり協議会や上益城地域観光推進協議会などと連携して、観光ルートの開発や観光メニューの多様化などに取り組みます。

(3) 広報・宣伝及び推進体制の整備

- ・ 町内外への情報発信の充実と同時に、各主要施設に町全体の観光案内マップや施設紹介の解説版を民間や関係機関と協同して整備します。

2. イベントの充実

(1) 既存イベントの充実

- ・ あゆまつり、緑川スポーツフェスタ及び各種イベントなどについては、計画段階から住民の参画を促進し、町全体でイベントを盛り上げるとともに、マスメディアなどを利用して広告宣伝を強化します。
- ・ 10マイル公認ロードレースについては、県下でも有数のスポーツイベントとして本町の陸上競技者の育成につなげるとともに、公式ウェブサイトなどを利用した事前のPRや大会の様子のインターネット中継などによる広報活動を推進します。

(2) 新規イベントの開催

- ・ 商工会などの関係団体及び各行政区などとの連携により、新たなイベントの企画・実施を検討します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-----------|----------------|----------------------|-----|--------|--------|
| 1.観光の振興 | 地域資源の活用 | やな場来客者数 | 人/年 | 13,860 | 15,000 |
| | | 津志田河川自然公園来客数 | 人/年 | 36,102 | 38,000 |
| | | 井戸江峡交流拠点施設 延べ利用者数 | 人/年 | 0 | 8,000 |
| | | 古民家交流拠点施設 延べ利用者数 | 人/年 | 0 | 5,000 |
| | 広域的観光ルートの整備 | 観光ツアー来客数 | 人/年 | 0 | 100 |
| | 広報・宣伝及び推進体制の整備 | 観光案内マップ設置数 | 基 | 3 | 7 |
| 2.イベントの充実 | 既存イベントの充実 | あゆまつり観客数 | 人/年 | 35,000 | 38,000 |
| | 新規イベントの開催 | 観光・物産関係イベント実施数 | 件/年 | 6 | 10 |



第2編
都市基盤の整備

1

土地利用

第 1 章



基本方針

- 「甲佐町国土利用計画」を策定し、長期的なまちづくりの方向性と社会情勢の動向などを総合的に踏まえた戦略的かつ計画的な土地利用を促進します。
- 「甲佐町国土利用計画」を町の土地利用に関する指針とし、「甲佐農業振興地域整備計画」に基づく農用地の保全や生産基盤の整備及び「甲佐町開発行為等指導要綱」に基づく秩序ある土地開発を推進します。

現状と課題

【計画的な土地利用の推進】

町の中央を一級河川である緑川が流れ、緑豊かな山々、肥沃な大地など自然の恵みを十分に受け、農業を中心とした土地利用がなされています。

本町の総面積は、57.93km²であり、このうち、山林が約45%、田が約14%、畑が約8%、宅地が約5%、道路などその他が28%となっています。

土地利用は、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ均衡ある発展を図ることを理念として総合的かつ計画的に行わなければなりません。その中でも、町有地や遊休資産を有効活用することについては、本町における課題であり、企業誘致や住宅用地をはじめとした様々な用途で積極的な活用を促す必要があります。

本町は、都市計画法の都市計画区域の指定がなされていないことから、乱開発の防止や秩序ある都市を形成するためにも、有効的な「甲佐町国土利用計画」を策定する必要があります。

【活気に満ちた市街地の整備】

本町は、都市計画区域の指定がなされていないため、市街地空間を計画的に形成していくことができず、土地利用が混在した市街地が形成されてきました。

年々、多様化、複雑化、高度化する住民のニーズに応え、より豊かで質の高い暮らしを実現するためには、計画的な市街地整備と住環境の充実を図ることが重要な課題となっています。

また、魅力的な市街地を形成するためには、美しい市街地景観の形成も不可欠です。

今後は、美しいまち並み景観や農村景観に配慮した秩序ある土地利用及び土地開発の推進が必要です。

主要事業の体系

1. 土地利用の促進

- (1) 戦略的かつ計画的な土地利用の促進
- (2) 乱開発の防止

主要事業

1. 土地利用の促進

(1) 戦略的かつ計画的な土地利用の促進

- ・「甲佐町国土利用計画」を策定し、計画的な本町の土地利用を推進します。
- ・「甲佐町工業団地適地選定調査」結果を基に、関係機関などと協議しながら方向性について検討・決定し、工業団地としての整備を推進します。

(2) 乱開発の防止

- ・乱開発を防止し、秩序ある都市の形成を図るため、「甲佐町国土利用計画」を指針とし、「甲佐農業振興地域整備計画」や「甲佐町開発行為等指導要綱」に基づく開発を推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-----------|------------------|----------------------------------|----|-------|-------|
| 1.土地利用の促進 | 戦略的かつ計画的な土地利用の促進 | 甲佐町国土利用計画の策定 | - | 未策定 | 策定 |
| | | 「甲佐町工業団地適地選定調査」に基づく工場用地等団地整備エリア数 | 箇所 | 0 | 2 |
| | 乱開発の防止 | 甲佐町開発行為等指導要綱を遵守した開発（累計） | 件 | 7 | 9 |

2

第2章

道路



基本方針

○国道・県道については、広域的な道路ネットワークを構築するため計画的な道路整備を県に要請します。また、町道については、生活に密着した安全・安心な町道整備を推進します。

現状と課題

国道443号、主要地方道、一般県道については広域的な道路ネットワークを構築し、未整備区間の解消を図ることにより災害にも強い道路整備を促進する必要があります。

町道については、地域をつなぐ道路や住民の生活道路として利用されていますが、国県道とのアクセスが悪い箇所や通行の支障となるなど安全性が確保できない箇所の改善が必要です。このため、利便性の向上を図り安全で快適な道路整備を進めていく必要があります。

道路施設の老朽化対策については、時間の経過とともに舗装の劣化がみられるため、計画的な補修が必要です。また、管理する橋りょうについても、安全・安心な通行を確保するために定期的な点検による健全性の把握と「甲佐町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕による予防保全を行う必要があります。

住民アンケートによると、今後、交通環境に関して力を入れるべきこととして、「歩道拡幅や高齢者などが安心して通行できる生活道路の整備」と回答した人が37.5%と最も多くなっており、地域からの要望を踏まえ交通弱者の安全を確保する必要があります。

■町道整備状況■

平成31年4月1日現在

単位：m

| 年度 | 実延長 | 路線 (本数) | 改良延長 | | 舗装延長 | | | 歩道延長 |
|--------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|---------|--------|----------|
| | | | 改良済延長 | 未改良延長 | 舗装道 | 砂利道 | 舗装率(%) | |
| 平成27年度 | 189,723.7 | 152 | 145,936.5 | 43,787.2 | 185,676.3 | 4,047.4 | 97.86 | 8,313.8 |
| 平成28年度 | 189,723.7 | 152 | 145,936.5 | 43,768.2 | 185,657.3 | 4,047.4 | 97.85 | 8,313.8 |
| 平成29年度 | 193,589.3 | 162 | 150,299.4 | 43,290.4 | 189,482.5 | 4,106.8 | 97.87 | 8,653.1 |
| 平成30年度 | 194,063.5 | 162 | 150,902.1 | 43,161.4 | 189,940.7 | 4,122.8 | 97.87 | 9,346.7 |
| 令和元年度 | 198,213.5 | 163 | 155,160.7 | 43,052.8 | 194,427.1 | 3,786.4 | 98.08 | 10,367.2 |

資料：道路現況調査

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------------|-----|-------------|------------|
| 「道路の整備」満足度（%） | % | 64.3 (43.5) | 72.3 |
| 過去5年間の交通事故発生平均件数（暦年） | 件/年 | 19.4 | 15.0 |

主要事業の体系

1. 国道・県道の整備

(1) 国道・県道の整備・改善

2. 町道の整備

(1) 町道の整備・改善

3. 施設の維持管理

(1) 道路舗装及び橋りょうの老朽化対策

4. 交通安全施設の整備

(1) 歩道・交通安全施設の整備・改善

主要事業

1. 国道・県道の整備

(1) 国道・県道の整備・改善

- ・通勤通学や地域間交流の促進、産業や観光振興の活性化を図るため、未整備区間の改良や安全・安心に通行できるための施設整備を県に要請します。

2. 町道の整備

(1) 町道の整備・改善

- ・住民の日常生活に必要なインフラ整備として「甲佐町道路整備計画」に基づき、安全・安心な道路整備を行います。

3. 施設の維持管理

(1) 道路舗装及び橋りょうの老朽化対策

- ・舗装の老朽化対策として舗装補修計画を策定し、計画的な維持管理を行います。
- ・橋りょうの長寿命化を図るため定期的な点検を行い、損傷の度合いに応じて補修などを行います。

4. 交通安全施設の整備

(1) 歩道・交通安全施設の整備・改善

- ・通学路安全対策プログラムや地域からの要望を踏まえ、高齢者や児童生徒などの交通弱者の安全を確保するための安全施設整備を行います。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------------|------------------|------------------|-----|-------|-------|
| 1. 国道・県道の整備 | 国道・県道の整備・改善 | 国道・県道の整備に関する要望活動 | 回/年 | 6 | 6 |
| 2. 町道の整備 | 町道の整備・改善 | 道路改良率 | % | 76.0 | 83.0 |
| 3. 施設の維持管理 | 道路舗装及び橋りょうの老朽化対策 | 橋りょうの補修済み件数 | 橋 | 1 | 14 |
| 4. 交通安全施設の整備 | 歩道・交通安全施設の整備・改善 | 合同点検の実施 | 回/年 | 1 | 2 |

3

第 3 章

交通ネットワーク



基本方針

○効果的・効率的な地域公共交通手段の構築を検討し、民間バスも含め便利で低廉な公共交通機関としての啓発と利用者の増加を促進するとともに、町営バスについては、運行形態の見直しを行います。

現状と課題

宮内地区の民間バスの廃止代替として運行を開始した町営バスは、竜野地区へも路線を拡大し、両地区の高齢者の買い物や通院、宮内地区児童の通学など貴重な交通手段となっていますが、沿線地域の人口減少などにより利用者数は年々減少傾向にあります。

また、他市町村とつながる路線バスについては、本町を含めた沿線の市町村が多額の赤字補填を行うことで民間事業者の経営が維持されておりますが、最近では、利用者数の減少や運転手不足などの問題も生じていることから、路線バスの便数の縮小再編が進行しています。

このように、地域公共交通事業の経営が今まで以上に厳しくなっていることから、通院や通学などでバスを利用する高齢者や学生などの交通弱者への影響が懸念されます。

そのため、本町の地域公共交通を将来的に維持するためにも、効果的・効率的で持続可能な地域公共交通手段を構築する必要があります。

また、地域公共交通については更なる利用促進に向けての啓発活動を行うとともに、町営バスの運行形態についても見直す必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------|----|-------------|------------|
| 「バス路線などの充実」満足度 | % | 53.0 (44.9) | 63.0 |

第1編
第2編
第3部
基本計画
第4編
第5編
第6編

主要事業の体系

1. 地域公共交通の整備

- (1) 地域公共交通手段の構築
- (2) 民間バスの利用促進

主要事業

1. 地域公共交通の整備

(1) 地域公共交通手段の構築

- ・町営バスの運行形態の見直しを行うとともに、民間の交通事業を含めた本町全域の地域公共交通に関する指針を策定し、効果的・効率的で持続可能な地域公共交通手段の構築に努めます。

(2) 民間バスの利用促進

- ・低廉便利な公共交通機関として民間事業者に対する財政支援を継続するとともに、利用促進のための広報活動に努めます。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------------|-----------------|-----|-------|-------|
| 1.地域公共交通の整備 | 地域公共交通手段の構築 | 地域公共交通に関する指針の策定 | - | 未策定 | 策定 |
| | 民間バスの利用促進 | 利用促進活動回数 | 回/年 | 1 | 2 |

第3編
生活環境の整備

1

第 1 章

住宅・住環境



基本方針

- 若者の定住を図るための民間活用による快適な住宅環境づくりや、子育て世代に優しい定住施策を進めます。
- 安全で快適に暮らせる町営住宅を維持するため、「甲佐町公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な予防保全を図るとともに、子育て世帯の定住促進に寄与する町営住宅の活用を推進します。

現状と課題

【住宅】

本町の豊かな自然と環境を生かした住環境整備による若者の定住を促進するために「甲佐町開発行為等支援要綱」に基づき民間による宅地開発に取り組み、令和3年3月末時点で7団地213区画の宅地開発が進みました。

今後も、若者や子育て世帯の定住促進に取り組むとともに、町内の遊休地などを活用した住宅開発についても検討する必要があります。

町営住宅については、「甲佐町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、昭和56年改正の建築基準法以前に建築され、新耐震基準を満たしていない町営住宅の建替えなどを計画的に実施し、令和3年3月末時点で12団地、191戸を管理しています。また、子育て世帯向けの住宅「ヴェルデ甲佐」1棟20戸、「サンコーポラス甲佐」2棟60戸により、若い世代の定住を促すための住宅を管理しています。

今後は、計画的な修繕による予防保全を行い、良好な住環境を維持する必要があります。

また、熊本地震により整備された災害公営住宅が一定年数経過した後は、譲渡を視野に入れ、子育て世帯向け住宅として活用できる環境を整え、定住促進を図る必要があります。

【住環境】

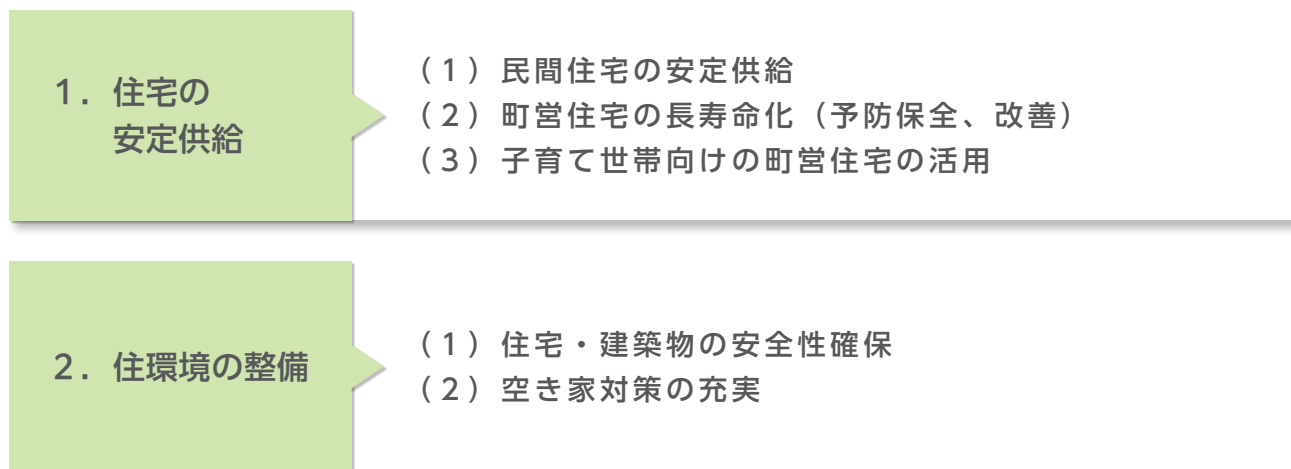
全国的に深刻な空き家問題について、本町においても危惧すべきものであり、安全・安心面、環境面、景観面、利活用面など総合的な観点から対策を講じる必要があります。

また、近年各地で発生している地震による被害や人体に被害をおよぼすおそれのあるアスベスト対策については、公有施設のみならず民間建築物についても対策を講じる必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------|----|-------------|------------|
| 「住宅、宅地の整備」満足度 | % | 77.4 (60.1) | 83.4 |
| 甲佐町人口 | 人 | 10,529 | 9,590 |

主要事業の体系



主要事業

1. 住宅の安定供給

(1) 民間住宅の安定供給

- ・若者の定住を図るため住宅整備に対する経済的支援を行います。また、「甲佐町開発行為等支援要綱」に基づく民間による宅地開発への支援を行い、民間活力を利用した宅地開発の促進や、町有の遊休地を活用し新たな住宅地の開発を行います。
- ・移住希望者のニーズなどを今後も注視し、支援策を検討して制度化します。

(2) 町営住宅の長寿命化（予防保全、改善）

- ・町営住宅を良好な状態に保ち、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図るため、「甲佐町公営住宅等長寿命化計画」を新たに策定し、安全で快適に暮らせる住環境を維持します。

(3) 子育て世帯向けの町営住宅の活用

- ・白旗団地、乙女団地、甲佐団地について子育て世帯への期限付入居を行いながら住宅需要のバランスを勘案したうえで空室を集約し、将来の譲渡に向けた環境を整えることで子育て世代の定住促進を図ります。

2. 住環境の整備

(1) 住宅・建築物の安全性確保

- ・「甲佐町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物の解消を計画的に進めるため、民間建築物の耐震診断や耐震改修に対する支援を行います。
- ・人体への影響が懸念されるアスベスト対策として、吹付けアスベストの含有調査や除去作業の支援を行います。

(2) 空き家対策の充実

- ・空き家に対する安全・安心面、環境・景観などに関する対策を充実させ、また空き家バンク制度など、空き家を活用した移住・定住施策を進めます。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-----------|--------------------|------------------------|----|-------|-------|
| 1.住宅の安定供給 | 民間住宅の安定供給 | 定住助成事業による定住者数（累計） | 人 | 701 | 790 |
| | 町営住宅の長寿命化（予防保全、改善） | 新甲佐町公営住宅等長寿命化計画の策定 | - | 未策定 | 策定 |
| | 子育て世帯向けの町営住宅の活用 | 子育て世帯の入居者数（甲佐・乙女・白旗団地） | 世帯 | 6 | 10 |
| 2.住環境の整備 | 住宅・建築物の安全性確保 | 民間建築物耐震化（累計） | 件 | 7 | 15 |
| | 空き家対策の充実 | 空き家バンク登録物件数（累計） | 件 | 16 | 40 |

2

第 2 章

公園・緑地



基本方針

- 住民の憩いの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地を整備します。
- 住民と行政の協働による、公園の整備や管理運営を進めます。

現状と課題

熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークの整備を完了させ、住民の憩いの場、交流の場、地域産業の活性化の場としての活用を推進する必要があります。

また、公園の運営、管理や緑川流域（河川敷）の利活用については、利用者や地域住民の意見を取り入れるための仕組みなどを検討し、利用を促進する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------|----|-------------|------------|
| 「公園・緑地の整備」満足度 | % | 56.1 (40.6) | 66.1 |

主要事業の体系

1. 公園の整備

- (1) 公園などの環境整備
- (2) キャンプ場などの利用促進

第1編
第2編
第3部
第3編
第4編
第5編
第6編
基本計画

主要事業

1. 公園の整備

(1) 公園などの環境整備

- ・子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しみ健康増進に取り組むことができ、かつ、子育て世代が憩い、地域間交流や多世代交流ができる環境としての公園施設として「熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパーク」の整備の完了を目指します。
- ・地域の施設、公園として清掃活動や花の植栽など、コミュニティ活動の一環として、住民との協働による美化活動を推進します。
- ・住民が親しみを持つ河川公園を目指し、河川敷などを花で埋め尽くすような草花の植栽をする「花いっぱいの川づくり運動」を推進します。

(2) キャンプ場などの利用促進

- ・キャンプ場や運動公園などの利用促進を図るため、施設への案内看板の整備や各種媒体を積極的に活用した情報発信を推進し、更なる利用者増を図ります。
- ・様々な視点で既存の施設と連携した新たなキャンプ場の利活用を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------|--------------|------------------|-----|--------|---------|
| 1.公園の整備 | 公園などの環境整備 | 河川公園入込み数 | 人/年 | 55,182 | 135,000 |
| | キャンプ場などの利用促進 | 川平キャンプ場利用者数 | 人/年 | 278 | 500 |
| | | 井戸江峡交流拠点施設延べ利用者数 | 人/年 | 0 | 8,000 |

3

第 3 章

上水道・生活排水処理



基本方針

- 上水道は、健全な経営体制の確立に努めつつ、効率的な水道施設の改築・更新や維持管理を行い、水道水の安全で安定的な供給を図ります。
- 上水道以外の簡易水道施設及び飲料水供給施設は、維持管理に努めるとともに統合整備を進め、清浄な水の安全で安定的な供給を図ります。
- 生活排水対策は、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに適正管理を促進し、公共用水域の水質汚濁防止対策を推進します。

現状と課題

【上水道など】

上水道事業では、これまで老朽管の更新工事をはじめ、有収率向上対策に努めてきましたが、耐用年数を経過した管路がいまなお約50km残存しており、老朽管を要因とする破裂事故や漏水が多発するなど老朽化は深刻な状況にあります。

また、水道施設は重要な生活インフラであり、耐震性を高めるなど災害に対する備えも求められています。

給水量（配水量）が減少していく中、経営の安定化や防災性の向上を図るため近隣市町への用水供給や緊急連絡管の設置など広域的な連携を検討していく必要があります。

上水道給水区域外に点在する簡易水道施設や飲料水供給施設は、施設の老朽化、水量不足、水質悪化などの問題を抱えており対策を図る必要があります。

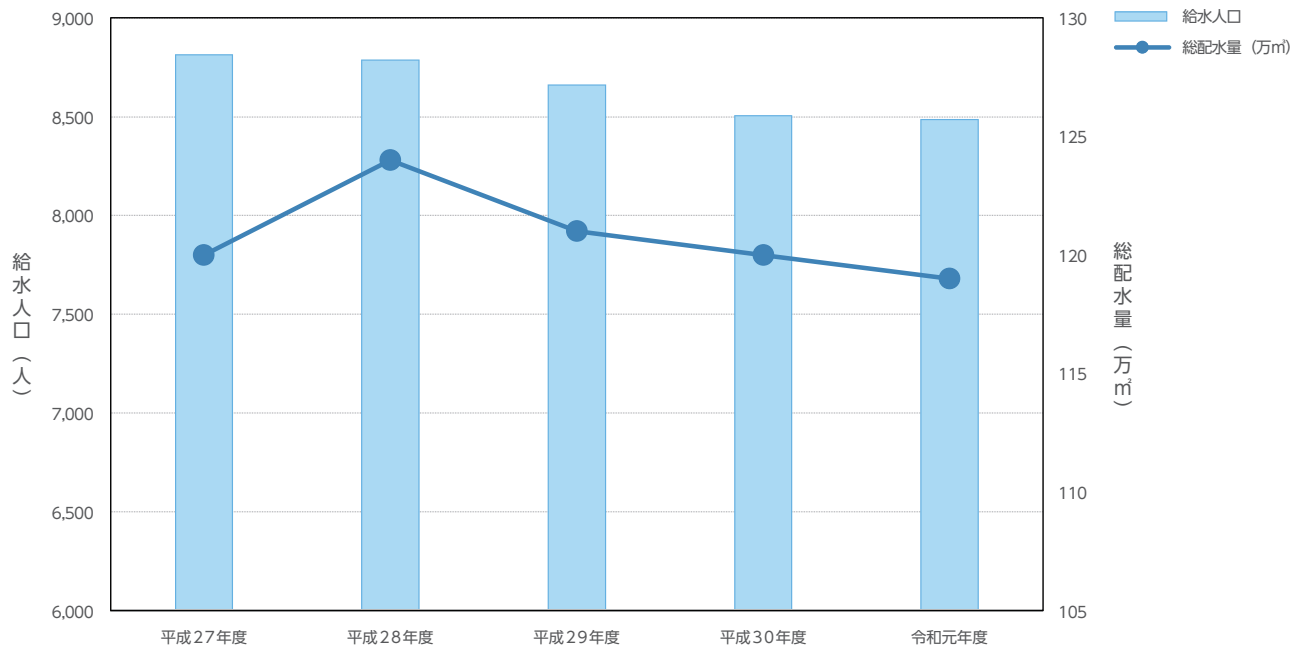
【生活排水対策】

し尿を含めた生活排水処理は、新築住宅を中心に個別の合併処理浄化槽が普及し、河川への汚水放流は減りつつありますが、今後も「甲佐町生活排水処理基本計画」に基づき対策を推進する必要があります。具体的には、汚水処理人口普及率を向上させるために、既存の汲み取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進する取組です。合併処理浄化槽の処理性能の優位性や設置時の補助について、住民への周知を徹底することで、切り替えを促進し、公共用水域の水質汚濁防止に取り組む必要があります。

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編

第3部
基本計画

■ 給水状況の推移 ■



| 年度 | 給水人口 (人) | 総配水量 (万m ³) |
|--------|----------|-------------------------|
| 平成27年度 | 8,816 | 120 |
| 平成28年度 | 8,791 | 124 |
| 平成29年度 | 8,665 | 121 |
| 平成30年度 | 8,509 | 120 |
| 令和元年度 | 8,489 | 119 |

資料：甲佐町水道事業決算書

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------------|------|-------------|------------|
| 「生活排水処理対策」満足度 | % | 73.2 (42.8) | 79.2 |
| 「水道の整備」満足度 | % | 86.3 (32.9) | 90.3 |
| 河川水質（生物化学的酸素要求量BOD） | Mg/l | 0.7 | 0.6 |
| 断水回数 | 回/年 | 6 | 5 |

主要事業の体系

1. 上水道などの整備

- (1) 水道施設の整備
- (2) 水道施設の統合整備

2. 生活排水対策

- (1) 合併処理浄化槽の普及促進
- (2) 浄化槽の適正管理の推進

主要事業

1. 上水道などの整備

(1) 水道施設の整備

- ・上水道については、アセットマネジメント手法を導入し、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新を行います。

(2) 水道施設の統合整備

- ・組合営の簡易水道などについては、必要な助言や修繕・改修工事に対する補助を行いつつ上水道の拡張を検討し、宮内地区に点在する飲料水供給施設については、施設の抜本的な改善及び統合整備を行うことで、清浄な水を安定供給します。

2. 生活排水対策

(1) 合併処理浄化槽の普及促進

- ・合併処理浄化槽の処理性能の優位性や設置時の補助について、住民への周知を徹底し、普及率を向上させることで河川の水質汚濁防止を推進します。

(2) 浄化槽の適正管理の促進

- ・浄化槽の適正管理を促進するための啓発活動などを行います。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|------------|--------------|---------------------------------|----|-------|-------|
| 1.上水道などの整備 | 水道施設の整備 | 上水道有収率 (給水量/配水量) | % | 76.1 | 79.6 |
| | 水道施設の統合整備 | 導・送・配水管総延長に占める耐震率 | % | 19.5 | 29.0 |
| | | 水道施設数 (簡易水道など上水道以外の施設) | 箇所 | 12 | 7 |
| 2.生活排水対策 | 合併処理浄化槽の普及促進 | 汚水処理人口普及率 (家庭における合併処理浄化槽利用率) | % | 65.1 | 78.8 |
| | 浄化槽の適正管理の促進 | 法定検査受検率 | % | 72.3 | 78.3 |

4

第 4 章

環境（河川・環境保全・廃棄物など）



基本方針

- 幅広い世代を対象とした環境教育を行うとともに水辺の環境保全活動を推進します。
- ごみの減量化・再資源化を促進するとともに廃棄物処理施設の延命化と広域での施設整備を推進します。

現状と課題

【環境保全】

本町は、南北に貫流する清流「緑川」とそれを取り巻く山々、田園、丘陵部など、豊かな自然環境に恵まれた地域です。この優れた環境を次代に引き継ぐため、省資源、省エネルギーやリサイクルといった環境への負荷を軽減する持続可能な循環型のまちづくりを進める必要があります。

また、地球温暖化対策を推進する低炭素社会や自然の恵みを楽しみつつ継承する自然共生社会を形成する必要もあり、環境教育などの学習活動を行いながら、協働で環境を保全していく活動の展開も求められています。

【環境衛生】

大気質については、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度とも環境基準の長期的評価では基準を満たしています。

今後は、国や県と連携し微小粒子状物質（PM2.5）対策をはじめ、水環境に係る対策、化学物質による環境問題などへの対応、土壌汚染や地盤沈下に係る対策、騒音、振動、悪臭などの対策と自然災害に伴う環境汚染などに対応する必要があります。

また、ごみの不法焼却やペットによるトラブルなど、生活に密着した課題への対応も必要です。

【廃棄物・し尿】

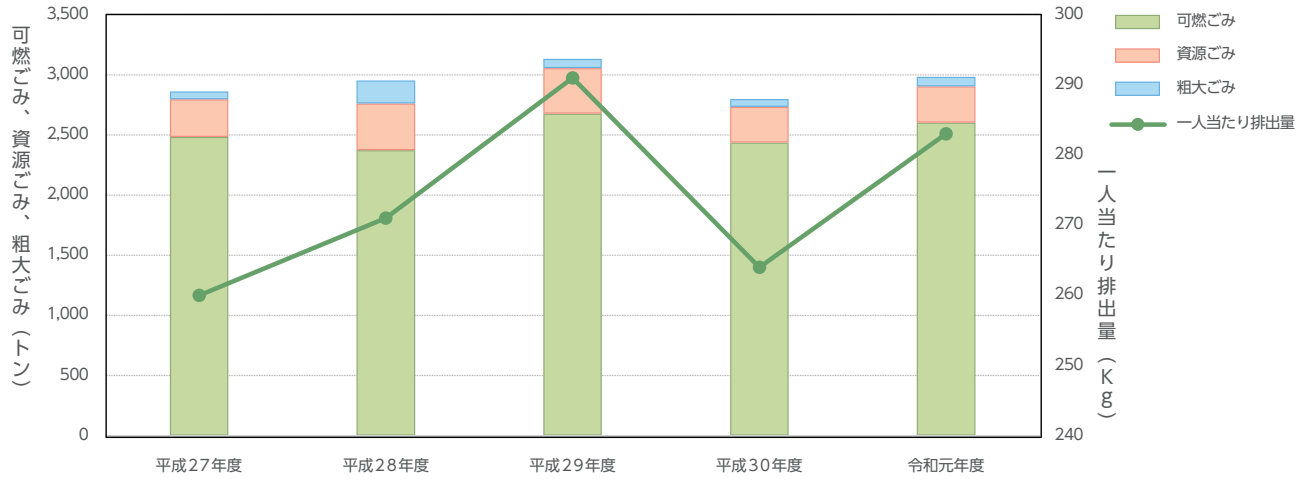
環境への関心が高まる今日、廃棄物処理においても環境への配慮が求められています。

これまでのリサイクル活動に加え、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組を実践するなど、持続可能な循環型社会の形成を更に推進する必要があります。

また、廃棄物処理施設については、広域化の協議を進めていますが、ごみ、し尿等処理施設とも建設から約30年が経過しており、更新または延命が必要な状況です。



■ごみ処理の推移■



(単位: トン)

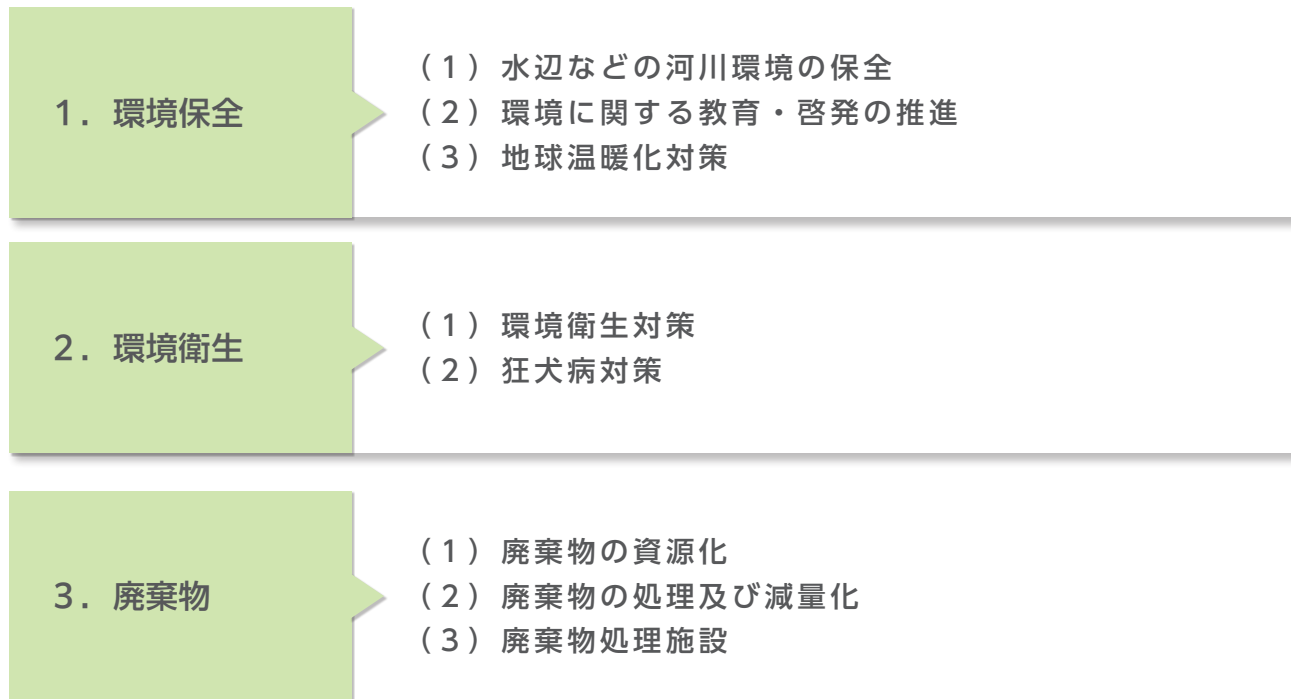
| 年度 | 可燃ごみ | 資源ごみ | 粗大ごみ | 合計 | 1人当たり排出量 |
|--------|-------|------|------|-------|----------|
| 平成27年度 | 2,484 | 313 | 65 | 2,862 | 260kg |
| 平成28年度 | 2,373 | 388 | 191 | 2,952 | 271kg |
| 平成29年度 | 2,677 | 378 | 79 | 3,134 | 291kg |
| 平成30年度 | 2,437 | 297 | 66 | 2,800 | 264kg |
| 令和元年度 | 2,602 | 303 | 79 | 2,984 | 283kg |

資料: 環境衛生課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------|------|-------------|------------|
| 人口当たり年間ごみ排出量 | kg/人 | 283 | 276 |
| 「ごみ収集・処理対策」満足度 | % | 84.5 (42.8) | 88.5 |
| 「環境保全対策」満足度 | % | 81.2 (66.1) | 85.2 |

主要事業の体系



主要事業

1. 環境保全

(1) 水辺などの河川環境の保全

- ・憩いの場、癒しの空間として水辺などの活用を図りつつ、河川環境を保全するため管理者と協力し、水質を浄化します。

(2) 環境に関する教育・啓発の推進

- ・「グリーンカーテンコンテスト」、「環境フェア」などの開催により幅広い世代に対する環境教育を推進するとともに、「緑川の日」、「みんなの川と海づくりデー」などの清掃活動を通じて環境問題への関心を高め、環境保全の普及啓発を図ります。

(3) 地球温暖化対策

- ・「地球温暖化対策実行計画」を広く住民に周知し、計画を実行します。

2. 環境衛生

(1) 環境衛生対策

- ・ごみの不法焼却や公害防止法による事業所の監視・指導を実施します。

(2) 狂犬病対策

- ・法令による犬の登録及び予防注射を実施します。また、保健所と連携した野犬対策を実施します。

3. 廃棄物

(1) 廃棄物の資源化

- ・リサイクル率を上げるために、住民の意識向上を図るとともに、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を促進し、燃やすごみを削減します。

(2) 廃棄物の処理及び減量化

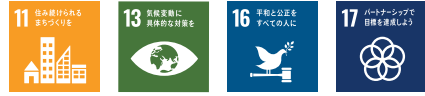
- ・一般廃棄物（ごみ）の分別収集・資源化の徹底やごみを出さないための住民活動を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上を図ります。
- ・産業廃棄物の適正処理などを推進します。
- ・不法投棄については、保健所、警察署と連携して町全体での監視体制づくりや意識の啓発を図るとともに、不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄者の発見に努め、自らの回収などを指導します。

(3) 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物の排出抑制を推進し、計画的かつ効率的な維持管理を行うことにより、施設の延命化を図るとともに、広域での施設整備を推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------|----------------|-------------------------|------|-------|-------|
| 1.環境保全 | 水辺などの河川環境の保全 | 河川水質 (生物化学的酸素要求量BOD) | Mg/l | 0.7 | 0.6 |
| | 環境に関する教育・啓発の推進 | 環境保全活動参加者数 | 人/年 | 600 | 750 |
| | 地球温暖化対策 | 公共施設の新エネルギー導入 対策事業 | 事業 | 0 | 2 |
| 2.環境衛生 | 環境衛生対策 | 環境保全（公害防止） 協定締結数 | 件 | 14 | 16 |
| | 狂犬病対策 | 狂犬病予防注射実施率 | % | 83.6 | 89.6 |
| 3.廃棄物 | 廃棄物の資源化 | 家庭内資源ごみ排出量 | kg/人 | 28.7 | 29.4 |
| | | 家庭内可燃ごみ排出量 | kg/人 | 254.3 | 246.6 |
| | 廃棄物の処理及び減量化 | 不法投案件数 (家電4品目) | 件/年 | 9 | 0 |
| | 廃棄物処理施設 | 処理施設の広域化 (本町加入組合数) | 組合 | 2 | 1 |



基本方針

○迅速に対応できる消防、防災体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策と防犯対策を進めます。また、上益城5町連携による消費生活相談室の開設を継続的に実施し、消費生活相談体制の充実を図ります。

現状と課題

【防災】

住民アンケートにおいて、災害時に「自分や家族が安全に避難できるか心配」と回答した人が61.1%と多数となっており、「甲佐町国土強靱化地域計画」及び「甲佐町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制を整備し、災害に強く安全・安心に生活できる町を目指す必要があります。

しかし、行政による支援「公助」には限界があり、災害による被害を最小限にとどめるには、住民一人一人が行う「自助」と地域で助け合う「共助」が大切です。本町では、令和2年度に町内の自主防災組織率100%を達成しましたが、今後は、地域の防災リーダーの育成も進める必要があります。また、いざという時は住民同士の支え合いが大きな力となることから、自主防災組織を中心に、一人一人が災害を自分のこととして考え、防災研修や防災訓練などに参加して地域の防災力を高める必要があります。

【消防】

常備消防では、社会環境の変化とともに上益城消防組合において広域的な連携などによる体制強化を図る必要があります。

非常備消防では、豪雨災害など大規模災害の発生が懸念される中、地域に密着した消防団員の役割が幅広くなってきている反面、団員数の減少やサラリーマン団員の増加など消防に係る専門的知識や技術を有する人材が少なくなっているため、防災士などと連携した新たな体制の構築及び研修などによる充実強化の取組が必要です。また、施設整備においては、消防車両の更新や老朽化した消防施設の計画的な更新が必要です。

【内水対策】

一級河川緑川が縦貫する本町においては、緑川の水位が上昇することにより、支流の小河川や水路などの内水を排出できず、道路冠水や住宅浸水被害が発生していることから内水対策を推進する必要があります。

町管理河川については経年的に河道内に土砂が堆積し流下能力に支障をきたしており河川氾濫などのおそれがあります。そのため、堆積した土砂の定期的な撤去を行っていく必要があります。

【交通安全】

近年、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、これを維持するためには住民一人一人の交通安全意識の向上が不可欠です。特に、事故に巻き込まれやすい子どもや高齢者には、交通安全教育を継続して実施する必要があります。

【防犯】

高齢者及び女性や子どもたちが安全かつ安心して暮らすためには、住民一人一人が防犯意識を高めることが重要です。警察などの関係団体と連携しながら、防犯環境の整備に取り組む必要があります。

そのほかにも、適切に管理されていない空き家などについては、防犯・防災性の低下、環境・景観の悪化を招くおそれがあるため、「甲佐町空き家等対策計画」に基づき、所有者に対し空き家の適正管理を促していく必要があります。

【消費者保護】

消費者一人一人の安全で安心な暮らしを守るため、今後もさらに、上益城5町連携による相談支援体制の充実を図るとともに、地域住民に対し広報紙などで相談室の存在の周知を図る必要があります。また、近年の傾向としてインターネットやSNSによる消費者トラブルが多発している状況に対応するため、様々な媒体を活用し消費者トラブルに関する最新の情報を提供する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------------|-----|------------|------------|
| 過去5年間の火災発生平均件数（暦年） | 件/年 | 3.2 | 3.0 |
| 過去5年間の交通事故発生平均件数（暦年） | 件/年 | 19.4 | 15.0 |
| 過去5年間の犯罪発生平均件数（暦年） | 件/年 | 28.8 | 25.0 |
| 消費生活相談解決率 | % | 98.6 | 100.0 |

主要事業の体系

1. 消防・防災

- (1) 「甲佐町国土強靱化地域計画」及び「甲佐町地域防災計画」の推進
- (2) 消防・防災体制の整備
- (3) 自主防災体制の確立
- (4) 避難行動要支援者避難支援体制の整備
- (5) 内水対策

2. 交通安全

- (1) 交通安全意識の高揚

3. 防犯

- (1) 防犯環境づくり

4. 消費生活

- (1) 相談体制の充実

主要事業

1. 消防・防災

(1) 「甲佐町国土強靱化地域計画」及び「甲佐町地域防災計画」の推進

- ・「甲佐町国土強靱化地域計画」に基づき、ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く安全・安心に生活できる甲佐町を目指します。
- ・「甲佐町地域防災計画」に基づき、防災資機材の整備や総合防災マップを活用し、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難場所などの周知徹底とともに、本町の総合防災訓練による防災意識の向上、初動体制の強化など防災・減災体制を整えます。
- ・災害発生時の情報発信を強化するため、情報伝達手段の充実と住民への浸透を図ります。

(2) 消防・防災体制の整備

- ・「消防施設等整備計画」に基づき、消防車両や防火水槽、消火栓などの充実を図ります。
- ・消防団員の確保・育成のため、機能別分団などの検討や団員に対する処遇改善に取り組みます。
- ・消防団員として必要な訓練などの実施により、消防の知識及び技能の習得・向上を図ります。

(3) 自主防災体制の確立

- ・住民の「自助」「共助」意識の啓発を図り、地域防災の要となる防災士の育成支援を行います。
- ・「共助」を担う自主防災組織による訓練・研修が自発的・継続的に行われるよう活動の活発化を図ります。
- ・災害時要配慮者利用施設が作成する避難確保計画の内容充実を図り、浸水や土砂災害を想定した避難訓練の実施を支援します。

(4) 避難行動要支援者避難支援体制の整備

- ・災害時における高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難体制の整備を促進するため、要支援者を定期的に把握します。
- ・民生委員・児童委員や自主防災組織及び高齢者や障がい者宅を訪問する機会が多い福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員など）の協力を得ながら避難支援個別計画を策定します。

(5) 内水対策

- ・気候変動により激甚化・頻発化する水害に備え、関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するため、関係機関と協議・検討を行っていきます。また、町の内水対策については、国土交通省、熊本県、甲佐町とで構成する「緑川竜野川内水対策会議」において浸水被害を軽減するための対策について情報共有を行い、被害頻度や対策規模などを総合的に勘案し内水対策を進めていきます。
- ・町で管理する河川や関連施設については、環境に配慮した河川改修など適切な維持管理を行っていきます。

2. 交通安全

(1) 交通安全意識の高揚

- ・警察や交通安全協会、老人クラブ連合会などの各関係団体と連携した交通安全運動を実施するとともに、住民の交通安全意識高揚を図るため防災行政無線を用いた定期的な広報を行います。
- ・事故に巻き込まれることが多い子どもたちや高齢者へ交通安全教育を行います。

3. 防犯

(1) 防犯環境づくり

- ・地域における防犯組織づくりを推進するとともに、青色回転灯パトロール車を積極的に活用しつつ、警察や防犯ボランティア団体、地域などと連携し、犯罪や事故の抑止活動を行います。
- ・住民の防犯意識高揚を図るため、防災行政無線を用いた定期的な広報を行います。
- ・防犯灯を計画的に整備し、通学路などの安全確保に努めます。
- ・適切に管理されていない空き家について、地域や関係課と情報共有及び連携し、現状の把握と所有者の特定を行います。また、所有者に対し適正管理を促し、さらに、必要に応じ取り壊しを勧奨するなど、環境改善を図ります。

4. 消費生活

(1) 相談体制の充実

- ・今後も継続して上益城5町での広域連携消費生活相談室を開設することにより、住民誰もがいつでも安心して相談できる体制の構築を進めていきます。
- ・相談員の資質向上のための研修会参加及び行政や他専門職（弁護士・司法書士など）との連携を図り、相談室の体制を強化します。
- ・地域住民へ消費生活相談室の存在の周知を図るとともに、詐欺などのトラブルに巻き込まれやすい高齢者を中心に、消費生活研修や地域の出前講座の開催及び広報紙や公式ウェブサイトなどで、消費生活における正しい知識と情報提供を行います。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------|--------------------------------|---------------------------------|------------------|---------|---------|
| 1.消防・防災 | 「甲佐町国土強靱化地域計画」及び「甲佐町地域防災計画」の推進 | 防災訓練参加者数 | 人/年 | 2,028 | 2,880 |
| | | 消防・防災体制の整備 | 消防団員数 | 人 | 419 |
| | 消防団応援の店登録店舗数 | | 店舗 | 5 | 10 |
| | 自主防災体制の確立 | 地区防災計画の作成率 | % | 0 | 100.0 |
| | | 防災士数 | 人 | 11 | 30 |
| | 避難行動要支援者 避難支援体制の整備 | 要配慮者利用施設における浸水・土砂災害を想定した避難訓練実施率 | % | 0 | 100.0 |
| | | 避難行動要支援者個別計画策定率 | % | 47.8 | 100.0 |
| | 内水対策 | 内水対策の完了箇所数 | 箇所 | 0 | 3 |
| | | 緑川竜野川内水対策会議の実施 | 回/年 | 1 | 1 |
| | 2.交通安全 | 交通安全意識の高揚 | 交通(人身)事故発生件数(暦年) | 件/年 | 15 |
| 3.防犯 | 防犯環境づくり | 犯罪発生件数(暦年) | 件/年 | 21 | 20 |
| | | 町管理防犯灯数 | 基 | 640 | 679 |
| | | 適正管理を促す空き家数 | 棟 | 14 | 14 |
| 4.消費生活 | 相談体制の充実 | 上益城5町消費生活相談窓口開設回数(甲佐会場) | 回/年 | 240(50) | 241(51) |

6

第 章

熊本地震からの復興



基本方針

- 「甲佐町震災復興計画」に基づき、創造的復興に向け取り組んできましたが、今後も継続して取り組む必要がある事業については、計画期間が終了した後も引き続き創造的復興に向けて取組を進めていきます。

現状と課題

【熊本地震からの創造的復興】

平成28年に発生した熊本地震は本町に甚大な被害をもたらしました。本町では震災からの復旧・復興を実現するため「甲佐町震災復興計画」に基づき、迅速かつ強力に震災対策を講じてきましたが、「甲佐町震災復興計画」に掲げた取組のうち、未だ目標達成が出来ていない事業もあるなど、引き続き計画に基づいた取組を行っていく必要があります。

主要事業の体系

1. 復旧・復興対策

(1) 「甲佐町震災復興計画」の継続的な推進

主要事業

1. 復旧・復興対策

(1) 「甲佐町震災復興計画」の継続的な推進

- ・「甲佐町震災復興計画」の計画期間が令和2年度に終了することから、「第7次甲佐町総合計画」において引き続き復旧・復興対策の実行と進捗管理を行います。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-----------|--------------------|-----------------|----|-------|-------|
| 1.復旧・復興対策 | 「甲佐町震災復興計画」の継続的な推進 | 震災復興計画達成率（復旧対策） | % | 68.9 | 100.0 |
| | | 震災復興計画達成率（復興対策） | % | 32.4 | 100.0 |

第1編
第2編
第3部
基本計画
第4編
第5編
第6編

第4編
健康・福祉の向上

1

地域福祉

第 1 章



基本方針

○全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向けて、総合的な支援を身近な地域で行う地域共生社会の構築に努めます。

現状と課題

地域共生社会の実現に向け、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携により問題解決を図る体制を構築する必要があります。

また、近年高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加により、地域で支え合うことが難しくなっている状況であるため、社会福祉協議会やボランティアなどの協力を得ながら地域住民相互による見守りや支え合い活動などの更なる充実が求められています。

住民アンケートでは、ボランティア活動への意向について「現在参加していないが、今後は参加したい」が34.6%と最も多い結果となっており、意欲のある住民が積極的にボランティア活動の機会を得られる仕組みづくりが必要です。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-----------|----|-------------|------------|
| 「地域福祉」満足度 | % | 78.1 (60.1) | 86.3 |

主要事業の体系

1. 重層的な
支援体制の
整備

(1) 包括的支援体制の整備

2. 地域福祉力の
向上

(1) ボランティア活動の推進
(2) 地域や隣近所との付き合い

主要事業

1. 重層的な支援体制の整備

(1) 包括的支援体制の整備

- ・生活課題を抱える地域住民やその家族などからの相談に応じ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめ、庁内の他部門と連携して重層的な相談支援体制を整備します。
- ・相談業務研修などに積極的に参加することにより職員の資質向上に努めます。
- ・地域福祉を高めるために、地域福祉推進員や民生委員・児童委員などを中心とした多角的な支援が展開されていることから、今後も住民主体の取組を推進していきます。
- ・高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2. 地域福祉力の向上

(1) ボランティア活動の推進

- ・ボランティアセンター、地区社会福祉協議会、障がい福祉団体などによる地域福祉活動の運営を支援し、活動の充実を図ります。
- ・地域福祉の担い手や後継者育成の支援やボランティアへの参加意欲を持つ住民が積極的に参加する機会を増やすことで、地域で支え合う体制の構築を図ります。

(2) 地域や隣近所との付き合い

- ・地域の各種団体やグループなどと連携・協力により、地域見守りネットワークの形成を推進します。
- ・地域の人が気軽に集まれる場として、老人憩いの家、各福祉センターを活用するとともに、各地域の公民館などで行われる活動を支援します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------------|--------------|-----------------|-----|-------|-------|
| 1.重層的な支援体制の整備 | 包括的支援体制の整備 | 生活相談解決率 | % | 90.9 | 100.0 |
| 2.地域福祉力の向上 | ボランティア活動の推進 | 地域福祉推進助成事業対象団体数 | 団体 | 7 | 10 |
| | 地域や隣近所との付き合い | 福祉センター利用延べ件数 | 件/年 | 236 | 300 |

2

第2章

高齢者福祉



基本方針

- 高齢者がいつまでも健康で住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいをもって生活できるように、介護予防をはじめ超高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実など高齢者がいきいきと暮らせる長寿社会を目指します。

現状と課題

本町での高齢化率は一貫して増加しており、今後も高齢化が引き続き進行することに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されます。

今後は、地域における介護サービスの提供や疾病予防、介護予防の推進など、多様なニーズに応える介護、福祉サービスの基盤整備を図り、高齢者が安心して自立した生活を送れる地域づくりを推進していく必要があります。

また、震災により転居や仮設住宅での生活を余儀なくされたことで、それまで自立した生活を送っていた高齢者の中から、日常生活に何らかの支援を必要とする人が増えています。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|------------|----|-------------|------------|
| 「高齢者福祉」満足度 | % | 77.7 (58.3) | 83.7 |

主要事業の体系

1. 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の生活支援の充実
- (2) 地域包括ケアシステムの構築

2. 生きがいづくりの推進

- (1) 生きがいづくりの推進

主要事業

1. 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生活支援の充実

- ・高齢者が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制の充実を図ります。
- ・生活の基盤として必要な住まいが確保できるように、住宅のバリアフリー化や、保健、医療、介護などのサービスが提供される高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に提供される環境を確保します。
- ・緊急通報システムの利便性向上を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめとした地域の見守りネットワークづくりを推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者が自らの能力に応じて、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう今後も住民や介護予防サポーターなどと協働した事業を展開し、介護予防事業の充実を図ります。また、認知症に関する知識や支援についての普及啓発や地域の集いの場における活動など、予防を含めた認知症対策を推進します。
- ・健康づくり・介護予防の取組として、また、高齢者とともに地域で支え合う仕組みの整備を行うために、「地域の集い」の推進と支援を継続します。あわせて、災害・感染症への対応体制を整備します。
- ・地域包括ケアシステムの更なる推進や高齢者一人一人の解決すべき課題に対応した総合的な支援体制を確立します。
- ・住民が安心して地域で医療・介護が受けられるよう、地域における関係機関が連携して一体的に提供できる体制の充実を図るための研修会や、住民への講演会を実施します。

2. 生きがいづくりの推進

(1) 生きがいづくりの推進

- ・広報紙などによる老人クラブ加入促進活動や魅力的な活動を支援します。また、老人クラブ活動などを通して、高齢者の豊かな知識や経験などを地域社会で生かせる機会を創出します。
- ・高齢者の学習意欲に応じ、生涯学習講座などの情報提供や自主サークル活動を推進します。
- ・シルバー人材センターなどにおいて、高齢者の方々が働くことを通じて生きがいを得るとともに、これまで培った経験や知識、技能を生かし、地域社会に貢献する活動を継続的に支援します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------------|---------------|-----------------------------|-----|-------|-------|
| 1.高齢者福祉の充実 | 高齢者の生活支援の充実 | 緊急通報システム利用登録者数 | 人 | 51 | 55 |
| | 地域包括ケアシステムの構築 | 介護予防サポーター養成人数 (累計) | 人 | 210 | 330 |
| | | 介護・介護予防サービス受給者数 | 人/年 | 679 | 700 |
| | | 地域の集い会場数 | 地区数 | 26 | 30 |
| | | 地域の集い参加者実人数 | 人/年 | 439 | 700 |
| 2.生きがいがづくりの推進 | 生きがいがづくりの推進 | 社会参加・交流している高齢者の割合(老人クラブ加入率) | % | 29.4 | 30.0 |
| | | シルバー人材センター登録会員数 | 人 | 51 | 81 |



3

第 3 章

次世代育成



基本方針

○子育て家庭への支援を通して、健やかに生まれ育つことができる総合的で利用しやすい子育てサービスを充実します。

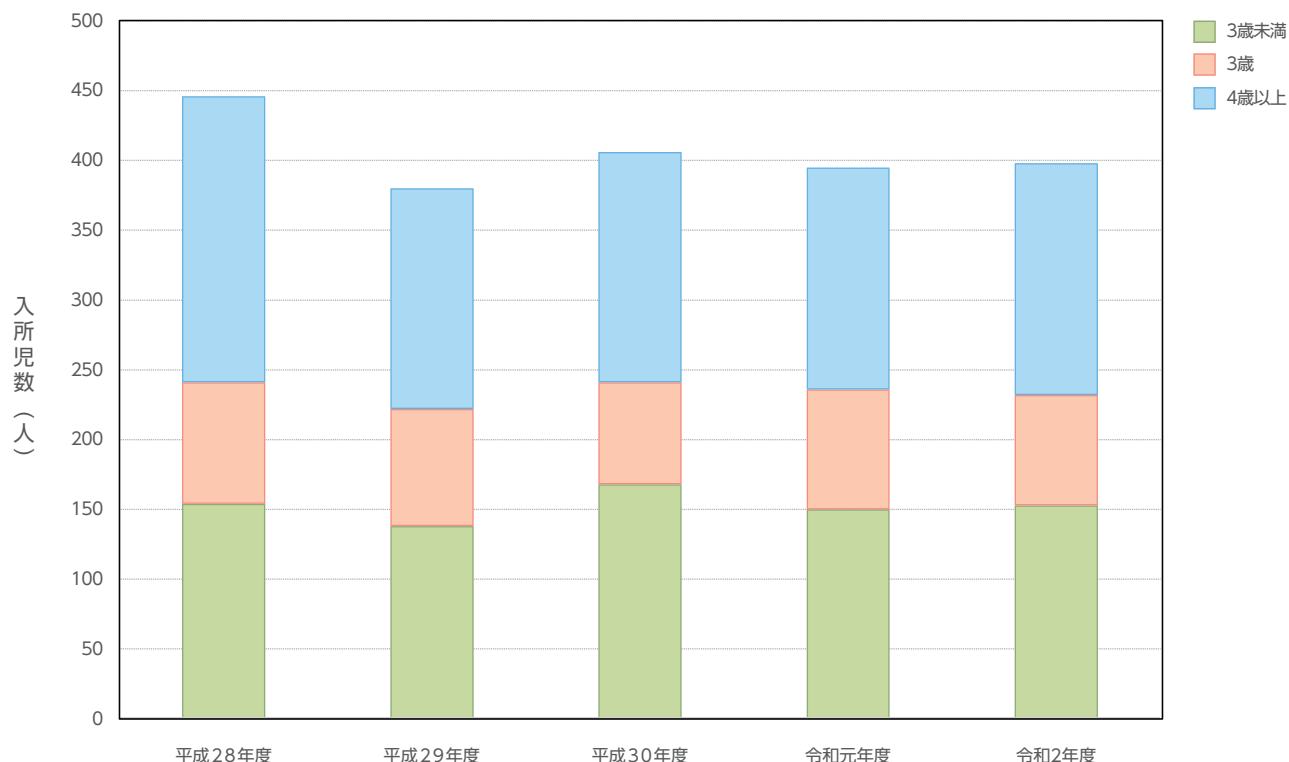
現状と課題

本町では少子化や核家族化が進行し、共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化などにより児童虐待や子どもの貧困問題など様々な課題が見られます。このような状況に対応するために、質の高い幼児期の教育・保育の提供に向け、地域ごとの特性やニーズを十分に把握し、子育て支援の充実に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

また、安心して子どもを産み・育てやすい環境づくりのために家庭と地域の連携を図り、特に子どもの虐待対策には、早期発見による解決が重要であり、地域全体で子どもを見守る相談体制や連携強化が必要です。

今後も保護者の医療負担の軽減を図るため子ども医療費助成を行い、子育てをしている家庭への子育て支援対策を継続して推進するとともに、不妊に悩む夫婦が、経済的理由から治療を諦めることがないように、不妊治療に対する支援を継続する必要があります。

■ 保育所等入所者数の推移 ■



第1編
第2編
第3部
第3編
第4編
第5編
第6編

基本計画

| 年度 | 入所児数（人） | | | |
|--------|---------|----|------|-----|
| | 3歳未満 | 3歳 | 4歳以上 | 合計 |
| 平成28年度 | 154 | 87 | 205 | 446 |
| 平成29年度 | 138 | 84 | 158 | 380 |
| 平成30年度 | 168 | 73 | 165 | 406 |
| 令和元年度 | 150 | 86 | 159 | 395 |
| 令和2年度 | 153 | 79 | 166 | 398 |

資料：住民生活課（各年度4月1日現在）

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-------------------------|----|-------------|------------|
| 「子育て支援に対する支援サービスの充実」満足度 | % | 79.1 (61.1) | 83.0 |

主要事業の体系

1. 仕事と家庭が両立できる生活環境づくり

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 児童の健全育成
- (4) 支援を必要とする児童への支援

2. 不妊に悩む夫婦への支援

- (1) 不妊治療への支援

主要事業

1. 仕事と家庭が両立できる生活環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

- ・「子育てハンドブック」の配布、公式ウェブサイトによる情報発信や窓口相談に応じるなど子育てのための相談対応や支援を行います。
- ・ファミリー・サポート・センター事業や子育てサロンなどの子育て支援サービスを実施するとともに、保育事業や母子保健事業などの充実を図ります。

(2) 地域における子育て支援の充実

- ・子育て経験者、高齢者などの子育てに関する知識や経験を持つ住民や民生委員・児童委員、学校、保育園などの関係機関によるネットワークを構築します。
- ・地域子育て支援センターにおいて、親子の交流の場の提供や電話による育児相談、保護者への情報提供など継続して実施します。
- ・家庭と地域の連携により、仕事と育児を両立できるための支援策を推進します。

(3) 児童の健全育成

- ・家庭だけでなく学校、地域などで様々な体験を通じた仲間づくりができるよう、体験活動を推進します。
- ・児童の居場所づくりとして放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施し、児童を健全に育成するとともに、地域住民との交流活動を実施します。

(4) 支援を必要とする児童への支援

- ・関係機関と連携して児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、必要に応じて児童相談所や教育事務所などと連携して支援の必要な家庭へ適切な対応を行います。

2. 不妊に悩む夫婦への支援

(1) 不妊治療への支援

- ・不妊治療を希望する方への相談窓口や助成制度などの紹介及び一般不妊治療費の助成を実施します。

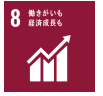
主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------------------|----------------|-----------------------|-----|-------|-------|
| 1.仕事と家庭が両立できる生活環境づくり | 子育て支援サービスの充実 | ファミリー・サポート・センター事業登録者数 | 人 | 232 | 250 |
| | 地域における子育て支援の充実 | 地域子育て支援センター事業延べ利用者数 | 人/年 | 657 | 850 |
| | 児童の健全育成 | 放課後児童クラブ数 | 箇所 | 3 | 3 |
| | | 放課後児童健全育成事業登録者数 | 人 | 64 | 80 |
| | 支援を必要とする児童への支援 | 要支援児童数 | 人 | 6 | 12 |
| 2.不妊に悩む夫婦への支援 | 不妊治療への支援 | 一般不妊治療の啓発件数 | 件/年 | 1 | 3 |

4

第 4 章

障がい者福祉



基本方針

○障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らすことのできる社会を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

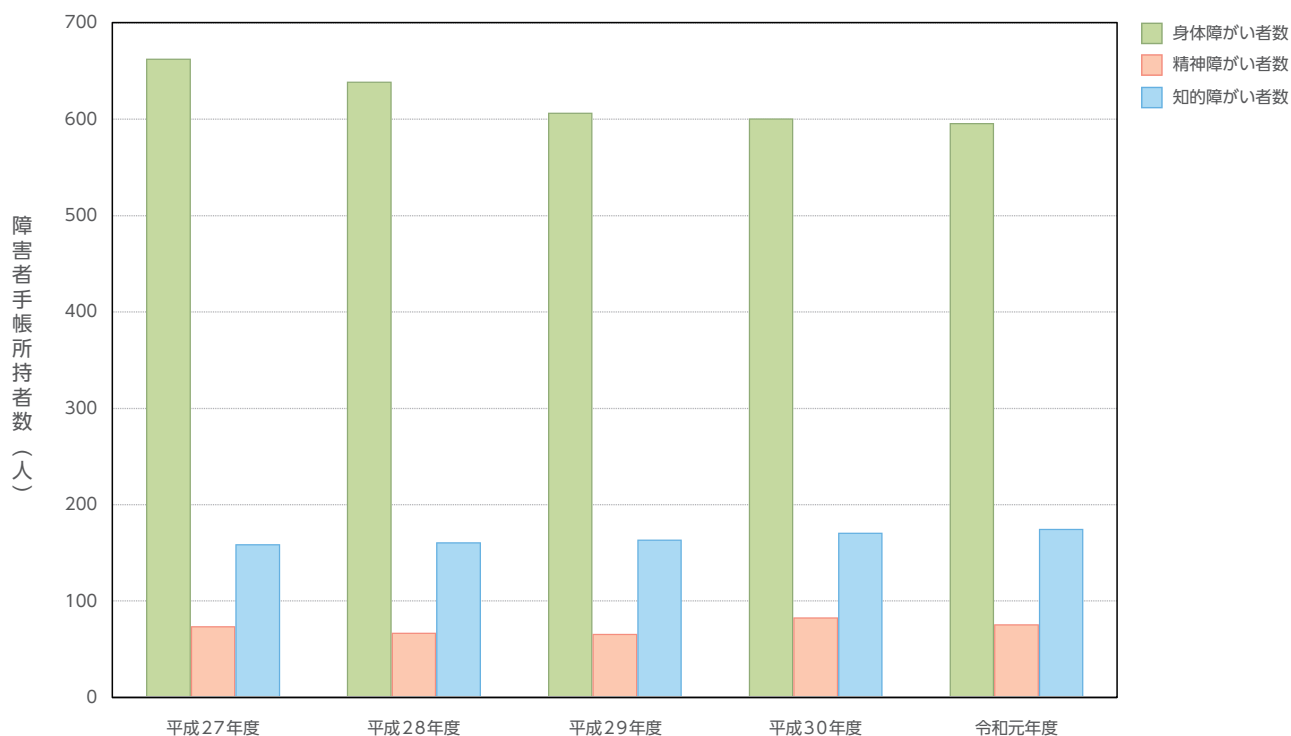
現状と課題

障がいのある人やその家族は、周囲に理解されないことによる孤独感や日々の介助に伴う介助疲れなど、特に追いつめられやすい環境に置かれていると考えられます。このことを十分に理解し、障がいのある人や介助者を支援し、見守るための体制を整える必要があります。

障がい福祉サービス、就労・雇用環境、社会参加の機会を充実させるなど、障がいのある人の自己決定を尊重し、自らが主体的に生きることができるよう環境づくりや障がいのある人に対する差別や偏見のない社会づくりを目指す必要があります。

また、「甲佐町障がい者計画」に基づき、地域の特性や環境の中で持ち得る能力を生かすことができる取組を行う必要があります。

■障害者手帳所持者数の推移■



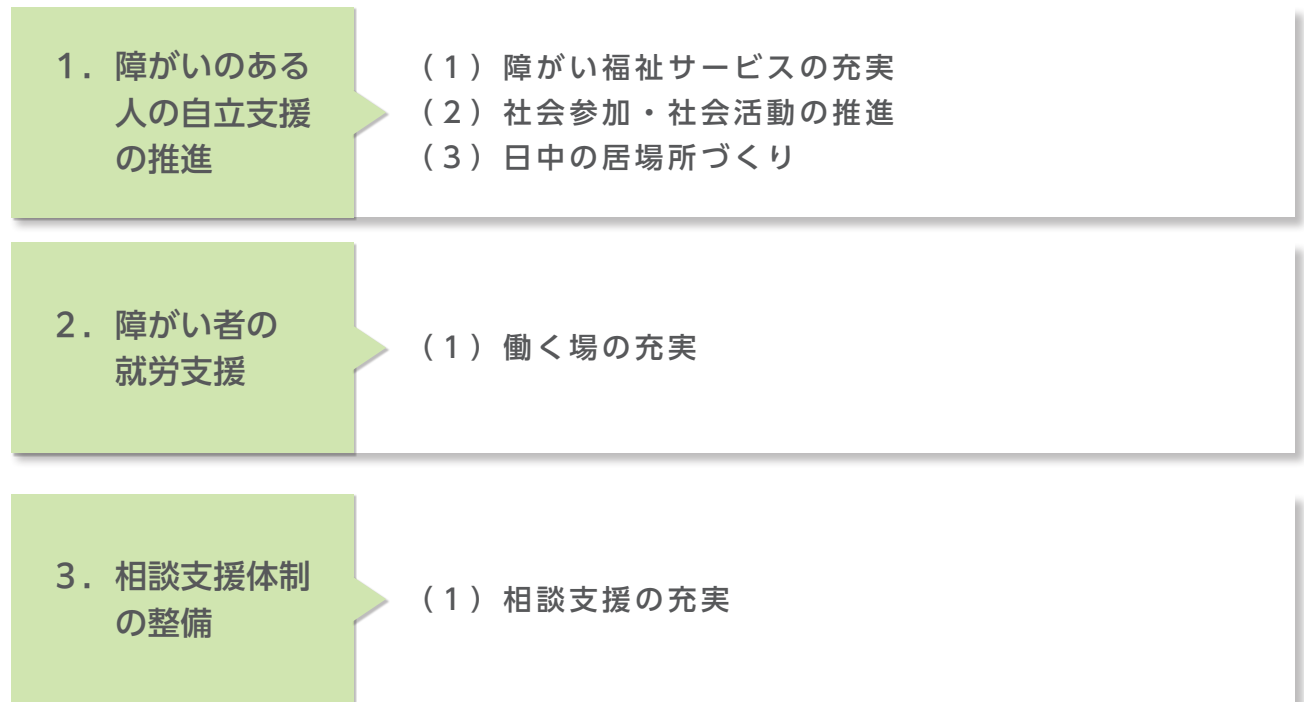
(単位：人)

| 年度 | 身体障がい者数 | 精神障がい者数 | 知的障がい者数 |
|--------|---------|---------|---------|
| 平成27年度 | 663 | 74 | 159 |
| 平成28年度 | 639 | 67 | 161 |
| 平成29年度 | 607 | 66 | 164 |
| 平成30年度 | 601 | 83 | 171 |
| 令和元年度 | 596 | 76 | 175 |

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-------------|----|-------------|------------|
| 「障がい者福祉」満足度 | % | 78.1 (63.3) | 84.1 |

主要事業の体系



主要事業

1. 障がいのある人の自立支援の推進

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ・障がいのある人の自立に向け、入院や入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- ・障がいに関する理解を深めるため、研修会などを開催し、障がいのある人の置かれている環境について理解を深めます。

(2) 社会参加・社会活動の推進

- ・各種団体による様々な活動へ参加できるよう、移動支援及び意思疎通支援などを活用し、社会参加の機会を確保します。
- ・住民アンケートにおいて要望が多かった障がい者（児）の社会参加をサポートするボランティア育成やネットワークの充実を図ります。

(3) 日中の居場所づくり

- ・障がいのある人の日中における活動の場や介護をしている家族の一時的な休息の場を確保することで、穏やかに安心して生活できる環境づくりをします。

2. 障がい者の就労支援

(1) 働く場の充実

- ・就労移行支援や就労継続支援を利用しながら個々の持つ能力を最大限に活用し、障がい者自らが地域共生社会の一員としての自覚と誇りを持ち生活できるよう支援を行います。

3. 相談支援体制の整備

(1) 相談支援の充実

- ・入院や入所から地域生活へ移行される方、定着支援などを受けられる方、児童発達支援センターなどで療育を受ける方などが、福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成を行います。相談支援事業所や関係機関、関係各課と連携し、障がいのある人が個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-------------------|--------------|-------------------------|-----|-------|-------|
| 1.障がいのある人の自立支援の推進 | 障がい福祉サービスの充実 | 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 | 人 | 0 | 3 |
| | | グループホーム（共同生活援助）入居者数 | 人 | 25 | 32 |
| | | 地域生活支援拠点の整備 | 箇所 | 0 | 2 |
| | 社会参加・社会活動の推進 | 移動支援事業利用者数 | 人/年 | 1 | 3 |
| | 日中の居場所づくり | 日中一時支援事業利用者数 | 人/年 | 7 | 9 |
| 2.障がい者の就労支援 | 働く場の充実 | 就労継続支援A型・B型・就労移行支援利用実人数 | 人/年 | 56 | 80 |
| | | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 人 | 1 | 5 |
| 3.相談支援体制の整備 | 相談支援の充実 | 計画相談支援利用者数 | 人/年 | 22 | 29 |
| | | 障がい児相談支援利用者数 | 人/年 | 8 | 32 |

第5章

健康づくり



基本方針

- 「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携・協力しながら、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らせる健康社会を目指すとともに健康づくりが気軽に実践できる環境づくりを総合的に進めます。

現状と課題

みんなが健康でこころ豊かに生活するためには、乳幼児期からの生活習慣病の予防が重要です。健診・検診を受診することで自己の健康状態を把握し、「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を基本に、健康づくりに取り組む必要があります。

健康づくりに関する専門的な知識や技術を持った民間業者を活用しながら、ライフステージに応じた健康づくりへの支援や気軽に楽しみながら健康づくりができる環境づくりに取り組む必要があります。

救急医療体制や日曜や休日における医療体制については、県や医師会などの関係機関との連携を図りながら取り組む必要があります。高度医療などについては、「熊本県保健医療計画」に定められた「熊本県中央地域二次救急医療圏域」に属する町として「病院群輪番制病院運営事業」に参加し、休日や夜間などにも受診できる体制を確保していく必要があります。

■ 健診受診者数などの詳細 ■

| | | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 健康増進事業等実施状況 | 特定健康診査受診率 | % | 45.4 | 45.1 | 46.2 | 50.6 | 53.1 |
| | 後期高齢者健康診査 | 人 | 348 | 349 | 360 | 373 | 402 |
| | 若者健康診査 | | 72 | 74 | 69 | 59 | 68 |
| | がん検診（延べ） | | 8,135 | 7,361 | 7,366 | 7,035 | 6,837 |
| | 糖代謝異常者の割合 | | % | 3.9 | 3.6 | 3.6 | 2.6 |
| | 脂質代謝異常者の割合 | % | 8.0 | 5.5 | 7.3 | 6.9 | 5.2 |
| | 血圧異常者の割合 | % | 4.7 | 3.3 | 3.2 | 2.1 | 2.3 |
| | 特定保健指導修了者の割合 | % | 52.6 | 52.9 | 84.7 | 66.1 | 80.0 |
| | 早期がん発見者 | 人 | 3 | 7 | 2 | 3 | — |
| | 家庭訪問（延べ） | | 318 | 274 | 250 | 194 | 180 |
| | 健康相談（延べ） | | 418 | 472 | 710 | 479 | 577 |
| | 健康教育（延べ） | | 406 | 225 | 363 | 109 | 98 |
| | 妊婦検査診査（8回目） | | 76 | 80 | 69 | 65 | 55 |
| 母子保健事業実施状況 | 妊産婦・乳児訪問（延べ） | 172 | 158 | 141 | 107 | 128 | |
| | 4カ月児健康診査受診率 | % | 100.0 | 98.7 | 96.4 | 100.0 | 96.8 |
| | 7カ月児健康診査受診率 | % | 100.0 | 98.8 | 98.6 | 100.0 | 94.1 |
| | 1歳6カ月児健康診査受診率 | % | 96.4 | 94.3 | 95.8 | 96.1 | 94.8 |
| | 3歳児健康診査受診率 | % | 91.0 | 95.4 | 98.7 | 96.3 | 91.4 |
| 実施状況 予防接種 | B C G | % | 100.0 | 85.0 | 100.0 | 93.8 | 100.0 |
| | 麻しん・風しん混合（1期） | % | 100.0 | 94.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | 麻しん・風しん混合（2期） | % | 94.5 | 93.0 | 99.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：健康推進課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------|----|-------------|------------|
| 「健康づくりの充実」満足度 | % | 82.6 (61.1) | 86.6 |



主要事業の体系

1. 健康づくりの推進

- (1) 健診・検診などの充実
- (2) 疾病予防の推進
- (3) 医療の確保
- (4) 健康増進への取組

主要事業

1. 健康づくりの推進

(1) 健診・検診などの充実

- ・乳幼児から高齢者について「特定健康診査等実施計画」などとの整合性を図り、受診率向上に向けて取り組みます。

(2) 疾病予防の推進

- ・予防接種法における各種ワクチンについて接種の勧奨を継続し、感染力が強く集団感染のおそれがある感染症について、高い接種率を維持していくよう取り組みます。
- ・新たな感染症などのまん延防止のため、県や保健所などの関係機関と連携を図り必要な啓発などを行います。

(3) 医療の確保

- ・日曜日や祝日などの受診体制について、在宅輪番制当番医などの確保を継続します。
- ・休日当番薬局の設置に向けた体制をつくります。
- ・乳幼児予防接種の広域化で、保護者が医療機関を選択し、かかりつけ医で計画的かつ安心した接種が可能な体制を継続していきます。

(4) 健康増進への取組

- ・フィットネスセンターを活用した健康づくりや個人の健康づくりの取組の見える化として健康ポイント制度の拡充を行います。貯めたポイントにより町内協力店で買い物ができるなど、楽しみながら健康づくりができる人を増やし健康管理意識の高揚を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|------------|------------|--------------------------|-----|-------|--------|
| 1.健康づくりの推進 | 健診・検診などの充実 | 乳幼児健診受診率 | % | 94.1 | 100.0 |
| | | 胃がん検診受診率 | % | 12.5 | 25.0 |
| | | 肺がん検診受診率 | % | 36.5 | 43.0 |
| | | 大腸がん検診受診率 | % | 34.0 | 40.0 |
| | | 子宮頸がん検診受診率 | % | 30.4 | 37.0 |
| | | 乳がん検診受診率 | % | 24.9 | 31.0 |
| | | 妊婦・乳幼児保健指導等件数 | 件 | 748 | 800 |
| | | 1歳6か月児健診むし歯有病者率 | % | 0 | 0 |
| | | 3歳児健診むし歯有病者率 | % | 31.5 | 20.4 |
| | 疾病予防の推進 | B C G接種率 | % | 100.0 | 100.0 |
| | | 麻しん・風しん 混合ワクチン接種率（1期） | % | 100.0 | 100.0 |
| | | 麻しん・風しん 混合ワクチン接種率（2期） | % | 100.0 | 100.0 |
| | 医療の確保 | 薬局輪番制度 | - | 未設置 | 設置 |
| | 健康増進への取組 | フィットネスセンター延べ 利用者数 | 人/年 | 9,247 | 10,000 |



6

第 章

社会保障



基本方針

- 住民が健康で安心して暮らすことができるよう、各種社会保障制度の適切な運営を目指します。
- 「熊本県後期高齢者医療広域連合」と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

現状と課題

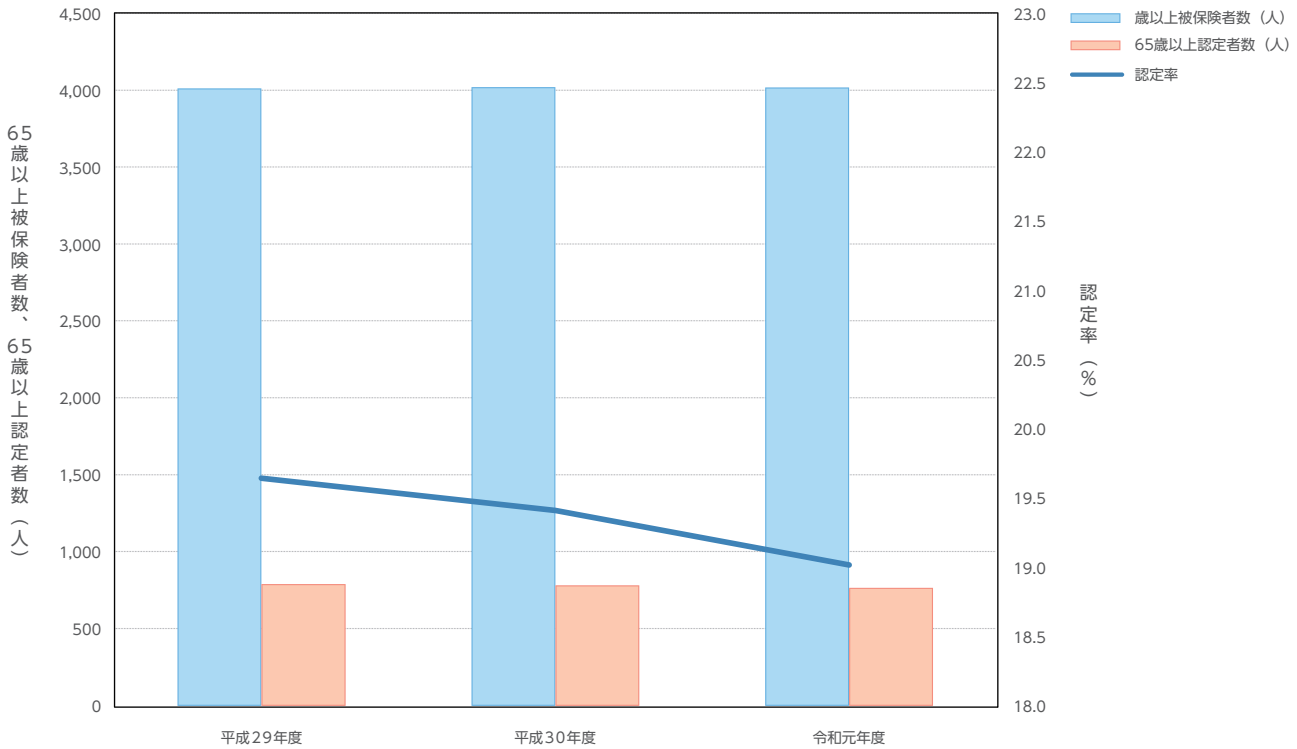
国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入の割合が高く、医療費水準も高いことから財政基盤が脆弱であり、小規模な市町村では財政運営が不安定になるなどのリスクがあるため、国の医療保険制度改革により、平成30年度から財政運営主体が熊本県に移行し、県が町とともに国保の運営を担うことになりました。

町では、国民健康保険税の税率改定も視野に入れながら、引き続き収納率向上に努め、医療費の縮減に向けた取組の継続により財政の健全化を図る必要があります。

また、後期高齢者医療においては、今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢（75歳）に達することから、運営主体の「熊本県後期高齢者医療広域連合」と連携し、健康増進と健康寿命の延伸を目指す必要があります。

介護保険においては、関係機関と連携し、高齢者や介護家族のニーズを的確に把握するとともに、必要なサービスを確保し、介護保険制度の安定的な運営を目指す必要があります。

■介護保険認定者数及び認定率の推移■



| 年度 | 65歳以上被保険者数 （人） | 65歳以上認定者数 （人） | 認定率 |
|--------|-------------------|------------------|-------|
| 平成29年度 | 4,012 | 788 | 19.6% |
| 平成30年度 | 4,019 | 780 | 19.4% |
| 令和元年度 | 4,018 | 764 | 19.0% |

資料：福祉課

■介護度別認定者数の詳細■

単位：人

| | 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | | | 令和元年度 | | | |
|-------------|------------|------------|-----------|-------|------------|------------|-----------|-------|------------|------------|-----------|-------|
| | 2号 被保険者 | 前期 高齢者 | 後期 高齢者 | 計 | 2号 被保険者 | 前期 高齢者 | 後期 高齢者 | 計 | 2号 被保険者 | 前期 高齢者 | 後期 高齢者 | 計 |
| | 40~64 歳 | 65~74 歳 | 75歳以上 | | 40~64 歳 | 65~74 歳 | 75歳以上 | | 40~64 歳 | 65~74 歳 | 75歳以上 | |
| 40歳以上 人口 | 3,139 | 1,794 | 2,231 | 7,164 | 3,077 | 1,796 | 2,241 | 7,114 | 3,027 | 1,832 | 2,213 | 7,072 |
| 認定者数 | 6 | 57 | 731 | 794 | 9 | 51 | 729 | 789 | 11 | 56 | 708 | 775 |
| 要支援 | 1 | 14 | 169 | 184 | 4 | 14 | 168 | 186 | 6 | 15 | 172 | 193 |
| 要介護1 | 1 | 12 | 150 | 163 | 1 | 12 | 186 | 199 | 1 | 8 | 188 | 197 |
| 要介護2 | 2 | 13 | 160 | 175 | 2 | 12 | 131 | 145 | 2 | 15 | 133 | 150 |
| 要介護3 | 0 | 9 | 98 | 107 | 1 | 5 | 84 | 90 | 0 | 8 | 86 | 94 |
| 要介護4 | 1 | 6 | 93 | 100 | 1 | 3 | 101 | 105 | 2 | 6 | 91 | 99 |
| 要介護5 | 1 | 3 | 61 | 65 | 0 | 5 | 59 | 64 | 0 | 4 | 38 | 42 |

資料：福祉課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------|----|-------------|------------|
| 「健康保険・介護保険」満足度 | % | 73.5 (58.3) | 79.5 |

主要事業の体系

1. 国民健康保険事業の安定的な運営

(1) 国民健康保険事業の財政健全化

2. 後期高齢者医療制度の円滑な運営

(1) 健康寿命の延伸

3. 介護保険制度の充実

(1) 介護保険サービスの充実
(2) 制度の適正運営

主要事業

1. 国民健康保険事業の安定的な運営

(1) 国民健康保険事業の財政健全化

- ・特定健診の受診率向上や重症化予防などに取り組み、医療費の適正化を図ります。
- ・国民健康保険税については、引き続き収納率向上に努めます。

2. 後期高齢者医療制度の円滑な運営

(1) 健康寿命の延伸

- ・国民健康保険から切れ目なく保健事業を実施していくことで、高齢者の健康を増進します。

3. 介護保険制度の充実

(1) 介護保険サービスの充実

- ・高齢者ができる限り住み慣れた地域でその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し適切なサービスの提供を図ります。
- ・高齢者の外出や運動を促すため、関係課及び関係機関と連携して介護予防事業を推進します。

(2) 制度の適正運営

- ・介護保険サービスの質的向上のため、介護給付適正化に向けた取組を推進します。
- ・制度の内容や相談体制の整備について、「介護保険事業計画」に基づき周知します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-------------------|----------------|-------------------------------------|----|-------|-------|
| 1.国民健康保険事業の安定的な運営 | 国民健康保険事業の財政健全化 | 国民健康保険税収納率(現年分) | % | 96.6 | 97.8 |
| | | 国民健康保険税の口座振替率(普通徴収) | % | 60.4 | 65.0 |
| | | 国民健康保険給付費(被保険者1人当たり上昇率〔5年平均〕) | % | 4.0 | 2.0 |
| | | 特定健診受診率 | % | 53.1 | 64.0 |
| | | 特定保健指導終了率 | % | 80.0 | 84.0 |
| | | 重症化予防訪問対象者数 | 人 | 90 | 80 |
| 2.後期高齢者医療制度の円滑な運営 | 健康寿命の延伸 | 後期高齢者医療療養給付費負担金(被保険者1人当たり上昇率〔5年平均〕) | % | 0.7 | 0.5 |
| | | 後期高齢者健診受診率 | % | 19.6 | 28.0 |
| | | 歯科口腔健診受診率 | % | 2.7 | 3.9 |
| 3.介護保険制度の充実 | 介護保険サービスの充実 | 要支援認定者の維持改善率 | % | 79.6 | 85.0 |
| | 制度の適正運営 | 要介護・要支援認定率 | % | 19.0 | 18.9 |

第5編
教育・文化の向上

1

学校教育

第 1 章



基本方針

- 家庭・地域・学校の連携による教育体制の充実や教育環境の整備により、「生きる力」「豊かな心」を持つ児童生徒を育成します。
- 県立甲佐高等学校の存続に向けた入学者の確保につながる学校の魅力づくりのための施策を促進します。

現状と課題

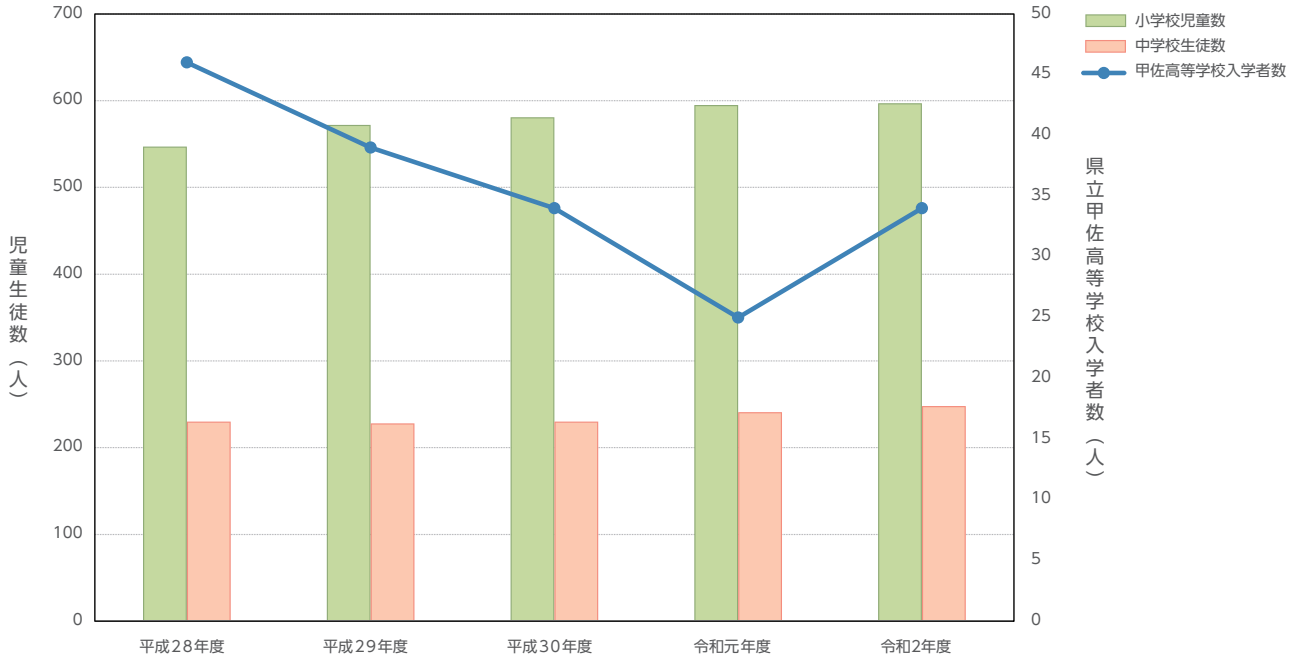
「新学習指導要領」において、小学校の外国語教育の教科化や小学校の少人数学級の実現に向けて、国は段階的に令和7年度までに小学校の1クラスの定員を35人以下に引き下げる方針を打ち出すなど、教育改革の速度を速めています。

その中であって、グローバル化やAIなどの技術革新が急速に進むこれからの時代、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。本町の次代を担う児童生徒を育成するためには、児童生徒一人一人の個性と可能性を伸ばし、変化の激しい社会の中で生き抜く人材を育成する必要があります。そのためには、多様な個性と可能性を伸ばすための教育環境の整備を図る必要があります。

また、国際社会で活躍する人材の育成を図るためには、伝統文化や地域を誇りに思う心や郷土愛を持つとともに、異文化について理解し尊重できるグローバル人材の育成を図る必要があります。さらに、学校、家庭、地域社会が一体となって教育的役割を担うとともに、児童生徒の不登校・いじめなどの諸問題を解消する課題、全ての教育活動を通じて人権を尊重する教育を徹底する課題もあります。

加えて、町内唯一の高校である県立甲佐高等学校では、入学者数が減少しており、今後も高校の魅力づくりに向けた支援を行い、入学者数を増加させ、甲佐高等学校の存続を支えていく必要があります。

■町内小中学校の児童生徒数及び県立甲佐高等学校入学者数の状況■



各年5月1日(単位:人)

| 年度 | 小学校 | | | 中学校 | | | 甲佐高等学校 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 | 入学者数 |
| 平成28年度 | 4 | 32 | 547 | 1 | 9 | 230 | 46 |
| 平成29年度 | 4 | 34 | 572 | 1 | 9 | 228 | 39 |
| 平成30年度 | 4 | 36 | 581 | 1 | 8 | 230 | 34 |
| 令和元年度 | 4 | 37 | 595 | 1 | 9 | 241 | 25 |
| 令和2年度 | 4 | 36 | 597 | 1 | 11 | 248 | 34 |

資料:学校教育課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------|----|-------------|------------|
| 「小・中学校の充実」満足度 | % | 83.7 (60.4) | 87.7 |

主要事業の体系

1. 町長と
教育委員会の
連携の強化

- (1) 総合教育会議の開催

2. 教育環境の
整備

- (1) 安全・安心な学校づくり
- (2) 必要な教育環境の整備
- (3) 地域とともにある学校づくり

3. 子どもたちの
「生きる力」
「豊かな心」
を育む教育の
充実

- (1) 幼児期における教育の充実
- (2) 児童生徒の学力の向上
- (3) 豊かな心を育む教育の充実
- (4) 児童生徒の健康づくり・体力づくり
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 社会の変化に対応した教育の推進

4. 甲佐高等学校
の魅力づくり
への支援

- (1) 甲佐高等学校の魅力づくりへの支援

主要事業

1. 町長と教育委員会の連携の強化

(1) 総合教育会議の開催

- ・総合教育会議を開催し、町長、教育委員会と連携して教育行政を推進します。

2. 教育環境の整備

(1) 安全・安心な学校づくり

- ・「甲佐町立学校施設長寿命化計画」に基づき計画的な施設改修に取り組みます。

(2) 必要な教育環境の整備

- ・児童生徒の学力及び情報活用能力の向上とともに、教職員のICT活用能力を高めるために、電子黒板やタブレットPCなどのICT機器の整備を推進します。
- ・ICT機器を使用した授業の充実のために、教職員の資質向上を図ります。
- ・カウンセラーを任用し、別室登校や不登校対策会議を行い、不登校などへの対策を図ります。

(3) 地域とともにある学校づくり

- ・コミュニティースクールとして、学校運営委員の意見を取り入れ、地域を含めた学校運営を行います。
- ・教科や総合的な学習などにゲストティーチャーを導入するなど、地域人材の活用を図ります。
- ・授業参観や学校行事などへの保護者や地域の方の参観を促進し、積極的に地域に発信します。
- ・学校施設については、学校体育館、グラウンドの夜間や休日解放を実施します。

3. 子どもたちの「生きる力」「豊かな心」を育む教育の充実

(1) 幼児期における教育の充実

- ・特別支援コーディネーター会議や教職員の全員研修会に保育園職員の参加も促進し連携を図ります。

(2) 児童生徒の学力の向上

- ・小中一貫教育体制を充実し、計画的、組織的な学習を推進するとともに、子どもたち一人一人の個性と可能性を伸ばすための学びを保障することで基礎学力を向上させ、小中学校の連携を行い、今後も学力県内一位を目指します。
- ・各学校において校内研を行うとともに、研究指定校における教育研究を柱に全校で教育力の向上を目指します。
- ・英語教育については、小学1年生から4年生までの低・中学年における授業を継続し、英語教育の充実を図ります。

(3) 豊かな心を育む教育の充実

- ・「熊本のこころ」を利用した人権教育、道徳教育を行います。
- ・学習田における稲の栽培の体験学習や近隣の山・川、田畑を活用した教育を推進します。
- ・文化活動団体との連携を図り、子どもたちが文化活動へ参加し、芸術や地域文化に触れる機会をつくり、郷土愛の育成に努めます。

(4) 児童生徒の健康づくり・体力づくり

- ・体力の向上を目指し、目標を持たせた教科体育の指導や楽しく運動ができる場づくりを通して、自ら運動に親しむ資質や能力を育成します。
- ・学校給食については、地産地消を実践するため地元産物の活用を行うとともに、校内での野菜の栽培などの体験活動を通じた望ましい食習慣の形成を図ります。また、家庭と連携して日常生活での実践力を高めます。

(5) 特別支援教育の推進

- ・特別支援教育支援員の配置などきめ細やかな教育のための環境づくりを進めます。
- ・特別支援学級だけでなく、全ての学校、学級において発達障がいを含めた障がいのある児童生徒に対し、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じた指導及び支援を行います。

(6) 社会の変化に対応した教育の推進

- ・ALT（外国語指導助手）を配置し、外国語教育を推進します。
- ・租税教室の開催や主権者教育、情報教育などを推進します。

4. 甲佐高等学校の魅力づくりへの支援**(1) 甲佐高等学校の魅力づくりへの支援**

- ・入学者が増加するよう、県の教育委員会及び県立甲佐高等学校と連携し、魅力ある学校づくりを支援します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|------------------------------|------------------|-------------------------|-----|-------|-------|
| 1.町長と教育委員会の連携の強化 | 総合教育会議の開催 | 総合教育会議の開催 | 回/年 | 1 | 2 |
| 2.教育環境の整備 | 安全・安心な学校づくり | 長寿命化改修実施棟数 | 棟 | 0 | 12 |
| | 必要な教育環境の整備 | 不登校者数 | 人 | 13 | 0 |
| | | ICT支援員の各学校への支援 | 回/月 | 4 | 5 |
| | | バリアフリー化の学校数 | 校 | 3 | 5 |
| | | カウンセラーの配置人数 | 人 | 4 | 4 |
| 地域とともにある学校づくり | 学校運営協議会の開催回数 | 回/年 | 9 | 15 | |
| 3.子どもたちの「生きる力」「豊かな心」を育む教育の充実 | 幼児期における教育の充実 | 保小中高情報交換会 | 回/年 | 11 | 12 |
| | 児童生徒の学力の向上 | 県内における学力テストの県平均点を上回る学校数 | 校 | 1 | 5 |
| | 豊かな心を育む教育の充実 | 体験学習（学習田、自然活動）参加者人数 | 人/年 | 97 | 110 |
| | 児童生徒の健康づくり・体力づくり | 地元産食材の活用 | 回/年 | 12 | 48 |
| | 特別支援教育の推進 | 特別支援教育支援員の配置数 | 人 | 12 | 12 |
| | 社会の変化に対応した教育の推進 | A L T（外国語指導助手）の配置数 | 人 | 2 | 2 |
| 4.甲佐高等学校の魅力づくりへの支援 | 甲佐高等学校の魅力づくりへの支援 | 甲佐高等学校入学者数 | 人 | 25 | 60 |

第2章

社会教育



基本方針

- 生涯学習センター、公民館、学校施設、図書室などを有効活用した生涯学習活動の充実により、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる支援体制づくりを進めます。

現状と課題

生涯学習では、住民が楽しく自由に参加し、学習する機会が得られるよう、その体系の整備を推進する必要があります。

しかしながら、学習の内容や参加者の固定化がみられ、講座や教室での学習成果を発表できる機会が十分でない状況にあるため、今後は活動の成果を発表する機会を充実することで地域住民に還元し、それにより新しい参加者を受け入れるなど、生涯学習としての公民館講座の主催講座及び自主講座の充実を図る必要があります。

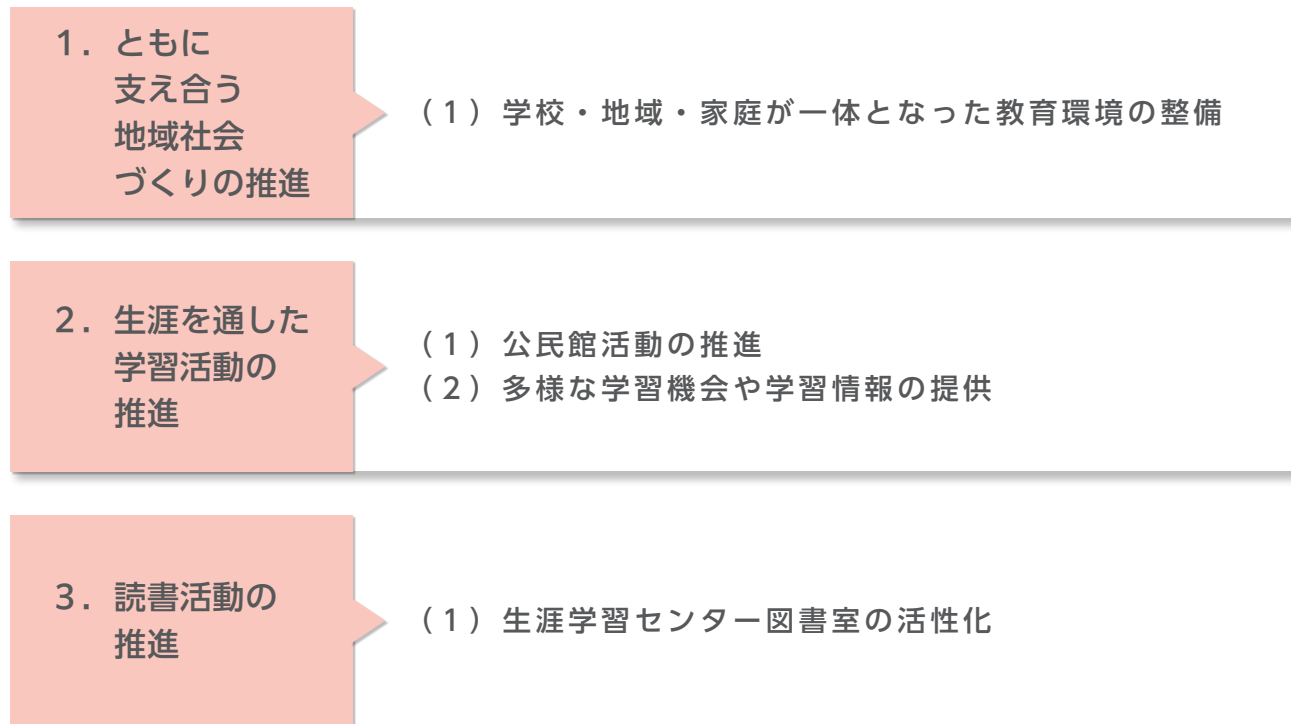
また、多様な学習機会や学習情報などを提供するため、公民館講座や放課後子ども教室などにおいて多様化するニーズに対応できるコーディネーターやサポーターなどの人材を確保する必要があります。

図書室については、多様なイベントの開催など、図書室の有効活用を図り、利用を促進していく必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|--------------|-----|-------------|------------|
| 生涯学習センター利用者数 | 人/年 | 14,521 | 15,000 |
| 図書室利用者数 | 人/年 | 8,821 | 10,500 |
| 「生涯学習活動」満足度 | % | 83.7 (66.1) | 87.7 |

主要事業の体系



主要事業

1. ともに支え合う地域社会づくりの推進

(1) 学校・地域・家庭が一体となった教育環境の整備

- ・社会教育事業の積極的な推進や家庭教育への積極的な支援とともに、学社連携を進めます。
- ・子育てにおける心と体の健康づくりについての世代間交流を進めます。
- ・学校支援事業、未来塾及びまつやま塾については、学校の希望やコーディネーター（講師）の意見などを取り入れて更なる充実を図ります。

2. 生涯を通した学習活動の推進

(1) 公民館活動の推進

- ・住民ニーズを把握し、生涯学習メニューの導入や講座の開催とともに、学習成果を発表する機会を創出します。
- ・公民館講座については、曜日や時間帯など住民のニーズに応じた講座づくりに努め、それぞれの講座に適した指導者の人材確保や育成のための講座の開催などを実施します。
- ・既存の公共施設の有効活用を図るため、住民による公民館活動の推進を図ります。

(2) 多様な学習機会や学習情報の提供

- ・学習機会の提供を行うとともに、生涯学習に関する指導者や生涯学習活動ボランティアの育成・生涯学習の普及とともに、活動を支援します。

3. 読書活動の推進

(1) 生涯学習センター図書室の活性化

- ・蔵書や資料を充実し、広報紙や公式ウェブサイトを活用してPRするとともに、住民ニーズを反映した図書室運営を推進します。
- ・来室者からの希望図書リクエスト、広報紙や公式ウェブサイトなどで住民ニーズの把握に努めます。
- ・子ども向けのイベントなどの実施により、子どもの利用拡大を推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------------------|------------------------|--------------|-----|--------|--------|
| 1.ともに支え合う地域社会づくりの推進 | 学校・地域・家庭が一体となった教育環境の整備 | 学社連携事業延べ参加者数 | 人/年 | 203 | 250 |
| 2.生涯を通じた学習活動の推進 | 公民館活動の推進 | 公民館講座参加者数 | 人/年 | 1,852 | 1,900 |
| | 多様な学習機会や学習情報の提供 | 生涯学習指導者等数 | 人 | 29 | 30 |
| 3.読書活動の推進 | 生涯学習センター図書室の活性化 | 図書貸出人数 | 人/年 | 3,513 | 3,600 |
| | | 図書貸出冊数 | 冊/年 | 10,352 | 11,500 |



3

第 3 章

青少年育成



基本方針

- 青少年が甲佐への愛着を持ち、家族や地域社会とのつながりやかかわりの大切さとそれぞれの役割分担を学ぶ環境づくりを推進します。
- 青少年の非行防止、犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。

現状と課題

本町では、核家族化、少子・超高齢社会の進行などの社会情勢変化の中で、子ども会活動の衰退や体験活動の減少など地域社会でのコミュニティ意識の希薄化や親子のふれあいの減少が進んでいます。それによって、家庭や地域社会における青少年の教育機能が低下し、スマートフォンやSNSなどの普及によって犯罪に巻き込まれるケースの増加が危惧されています。

そのため、行政・学校・地域が連携し、青少年の非行を未然に防ぐための働きかけや犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進していく必要があります。

また、子ども会加入者が減少しており、地域ぐるみの取組を再検討する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|---------------|----|------------|------------|
| 刑法犯罪認知件数（青少年） | 件 | 1 | 0 |
| 補導件数（青少年） | 件 | 1 | 0 |



主要事業の体系

1. 青少年健全育成体制の強化

(1) 地域社会が一体となった育成環境の整備

2. 子ども会活動の活性化

(1) 子ども会活動の活性化、指導者の育成

3. 社会参加活動の推進

(1) 体験活動などの充実

主要事業

1. 青少年健全育成体制の強化

(1) 地域社会が一体となった育成環境の整備

- ・青少年の健全な育成に有害であると認められるもの（インターネット上の不良コンテンツ、SNSの不適切使用など）の環境浄化などの環境づくりを進めます。
- ・青少年健全育成町民会議などの関係団体が連携して、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの育成体制を強化します。

2. 子ども会活動の活性化

(1) 子ども会活動の活性化、指導者の育成

- ・自然体験活動「あつまれ子どもたち」などでリーダー会議を実施しながらリーダー育成を行い、県子ども会主催のジュニアリーダー育成研修会などへの参加を推進します。
- ・各地区子ども会などへの支援を行い、各小中学校PTAと連携して子ども会活動の活性化を図ります。
- ・「親の学び」養成講座への参加を促進します。

3. 社会参加活動の推進

(1) 体験活動などの充実

- ・青少年が、身近な生活の場である地域社会の諸行事、祭り、ボランティアなどに参加しやすい環境づくりに努めます。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------------|--------------------|----------------|-----|-------|-------|
| 1.青少年健全育成体制の強化 | 地域社会が一体となった育成環境の整備 | 青少年健全育成町民会議会員数 | 世帯 | 3,127 | 3,200 |
| 2.子ども会活動の活性化 | 子ども会活動の活性化、指導者の育成 | 子ども会参加率 | % | 75.0 | 77.0 |
| 3.社会参加活動の推進 | 体験活動などの充実 | 体験活動の参加者数 | 人/年 | 1,319 | 1,500 |

4

第 章

芸術・文化



基本方針

- これまで培われてきた歴史や文化の継承とともに、将来の文化発展に寄与する芸術・文化活動や文化財の保護・保存・活用などを推進します。

現状と課題

本町には多くの郷土芸能がありますが、人口減少、少子・超高齢社会が進行する中、後継者不足により継承が困難となってきています。これらの郷土芸能を支援していくことで、失われつつある地域の生活文化を守る必要があります。

また、文化財については、国指定天然記念物「麻生原のキンモクセイ」をはじめ、国指定史跡を目指す「陣ノ内城跡」や「鵜ノ瀬堰」などの町指定文化財に加えて、指定に至っていない文化財もあります。これらの歴史文化遺産は、甲佐独自の歴史を如実に語る地域の資料として非常に貴重なもので、適切に保存・管理・活用していく必要があります。

今後も、文化財や郷土芸能などを生かした地域資源を掘り起こす必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|--------------|----|-------------|------------|
| 「文化施設」満足度 | % | 74.2 (61.8) | 80.2 |
| 「芸術・文化活動」満足度 | % | 81.6 (68.2) | 85.6 |

主要事業の体系

1. 地域文化の継承

- (1) 地域に根ざした文化活動の保存・継承
- (2) 地域と連携した教育活動の推進
- (3) 町史の活用

2. 文化財の保護・保存と活用

- (1) 文化財の周知及び公開と活用
- (2) 地域の文化財への保護意識の育成と地域との連携

主要事業

1. 地域文化の継承

(1) 地域に根ざした文化活動の保存・継承

- ・地域の生活文化に根づいた郷土芸能を今後も支援していくことで、後継者の育成や郷土文化の継承を促し、地域の活性化に努めます。また、地域の特色ある郷土芸能や年中行事を映像などに保存し継承していきます。
- ・郷土芸能は、イベントなどへの出演依頼などを通じて発表の場を確保します。

(2) 地域と連携した教育活動の推進

- ・昔遊びや伝統芸能の新たな継承者を発掘し、育成します。

(3) 町史の活用

- ・甲佐の歴史、文化財への理解を深めるため、町史の活用を推進します。

2. 文化財の保護・保存と活用

(1) 文化財の周知及び公開と活用

- ・国指定天然記念物「麻生原のキンモクセイ」を保護し、樹勢の回復に努めることで、ふるさと甲佐のシンボルを維持します。
- ・町指定文化財や未指定文化財の継続的な調査・価値付けを行うとともに、地域文化の掘り起こしやそれらの保護・保全に努めます。
- ・町指定文化財「陣ノ内館跡」は、「陣ノ内城跡」と名称をあらため、国指定史跡を目指します。また、指定後には積極的に周知・広報を行い、周辺の多くの文化財と併せて、歴史学習や地域活動の場として幅広く積極的に活用していきます。
- ・文化財などの資料や調査成果などを発信し、住民共有の財産である文化財の保護意識の醸成に努めます。

(2) 地域の文化財への保護意識の育成と地域との連携

- ・地域に点在するお堂や石碑などの文化財の維持・管理や郷土芸能の保存・継承活動を促進するため、担い手の育成を図り、文化財の保護意識を高めます。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------------|------------------------|-----------------|-----|-------|-------|
| 1.地域文化の継承 | 地域に根ざした文化活動の奨励 | 郷土芸能や年中行事の記録・保存 | 件 | 6 | 8 |
| | 地域と連携した教育活動の推進 | 郷土芸能継承校 | 校 | 1 | 1 |
| | 町史の活用 | 甲佐町町史研修会参加者数 | 人/年 | 211 | 220 |
| 2.文化財の保護・保存と活用 | 文化財の周知及び公開と活用 | 指定文化財数(国・町) | 箇所 | 17 | 18 |
| | 地域の文化財への保護意識の育成と地域との連携 | 郷土芸能数 | 団体 | 6 | 6 |



基本方針

○地域に根ざした総合型地域スポーツクラブなどの充実と人材の育成、熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークをはじめとした町内スポーツ施設の有効活用と広域的利用の推進などによる誰でも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

現状と課題

住民の体力維持・向上及び健康増進と本町の交流人口・関係人口の増加のため、今後、全面的に供用開始される熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークを活用して、町内外の方々が本町でのスポーツ活動に魅力を感じてもらえるようなイベントの充実を図る必要があります。

また、住民のニーズに対し、誰でも参加できるスポーツの振興と普及を図るため、総合型地域スポーツクラブの充実、各種スポーツ教室の開催に取り組み、クラブの会員（参加者）数やスポーツ教室への参加者数を増やし、より多くの住民が気軽にかつ継続的に運動に取り組める機会や場所を提供するとともに、スポーツによる本町の活性化を図るため、県内のスポーツチームなどとの連携による取組を進める必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-----------------------------|-----|-------------|------------|
| スポーツ・レクリエーション参加者 (施設利用者) | 人/年 | 48,304 | 152,500 |
| 「スポーツ・レクリエーション施設」満足度 | % | 74.6 (52.7) | 80.6 |
| 「スポーツ・レクリエーション活動」満足度 | % | 79.8 (62.5) | 85.8 |

主要事業の体系

1. 生涯スポーツ活動の推進

- (1) 生涯スポーツ活動の推進
- (2) スポーツ施設の整備・活用

主要事業

1. 生涯スポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツ活動の推進

- ・総合型地域スポーツクラブの充実、競技スポーツのレベルの向上、有能な指導者の育成と確保などとともに、各種スポーツ教室の開催、地域資源を生かした活性化のための新しい取組によりスポーツを振興します。
- ・総合型地域スポーツクラブなどと連携したスポーツ振興を図ります。
- ・熊本甲佐10マイル公認ロードレースへの地元選手の出場促進など、小中学生のスポーツに親しむ機会の拡大を図ります。

(2) スポーツ施設の整備・活用

- ・熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークの全施設の供用を開始し、関連種目の大会などを誘致します。
- ・体育関連施設の整備や充実、既存施設の有効活用とともに、学校体育施設などの積極的な活用を図ります。
- ・各地区での軽スポーツを推進するため、広場などの施設整備に対する支援を行います。
- ・県内のスポーツチームなどと連携し、スポーツによる本町の活性化を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|---------------|--------------|------------------|-----|--------|--------|
| 1.生涯スポーツ活動の推進 | 生涯スポーツ活動の推進 | 総合型地域スポーツ会員数 | 人 | 155 | 200 |
| | スポーツ施設の整備・活用 | サッカー大会誘致数（累計） | 大会 | 1 | 30 |
| | | テニス大会誘致数（累計） | 大会 | 0 | 14 |
| | | 野球大会誘致数（累計） | 大会 | 0 | 14 |
| | | ソフトボール大会誘致数（累計） | 大会 | 0 | 16 |
| | | 熊本甲佐総合運動公園利用者数 | 人/年 | 3,208 | 92,300 |
| | | 体育館などの利用者数 | 人/年 | 18,157 | 20,000 |
| | | グラウンドの利用者数 | 人/年 | 11,187 | 20,000 |
| | | グラウンドゴルフ場の利用者数 | 人/年 | 15,597 | 20,000 |
| | | 県内スポーツチームとの連携団体数 | 団体 | 0 | 3 |



6

第 章

人権



基本方針

- 行政、地域、企業、学校などにおける人権教育や啓発を推進し、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。

現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

しかし、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人への差別など、様々な人権に関わる問題は今もなお、後を絶ちません。

本町では、「甲佐町人権教育・啓発基本計画」に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための教育・啓発活動に取り組んでいますが、講演会などへの参加人数の減少や参加者の固定化がみられます。

全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が住民相互の間においてともに尊重される必要があります。そのためには、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の権利と同様に他人の権利も尊重するよう啓発していく必要があります。

近年では、陰湿なインターネットによる差別などが発生しており、住民があらゆる人権問題に対して差別意識を解消し、更なる人権意識の向上に努める必要があります。

また、国において部落差別の解消の推進に関する法律などが施行されたことなどを受け、条例の見直しを含めた取組を行い、人権のまちづくりを一層推進する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|----------------|-----|-------------|------------|
| 人権教育講演会参加者数 | 人/年 | 125 (H30) | 150 |
| 「人権啓発・人権教育」満足度 | % | 88.0 (76.0) | 92.0 |

主要事業の体系

1. 人権教育・ 人権啓発の 推進

- (1) 人権・同和教育の推進
- (2) 人権教育推進協議会の充実
- (3) 人権・同和啓発活動の推進
- (4) 「甲佐町人権の町づくりに関する条例」の見直し

主要事業

1. 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権・同和教育の推進

- ・部落差別をはじめ、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、互いの人権を尊重する態度や行動ができる人権感覚を養うため、研修などの工夫を行うなど、更なる人権教育を推進します。

(2) 人権教育推進協議会の充実

- ・就学前教育、学校教育、社会教育の各部会の事業について、情報交換や交流研修の検討など、更なる創意工夫をします。また、地域での啓発の推進役として地域リーダーの育成や企業などにおける人権研修を推進します。

(3) 人権・同和啓発活動の推進

- ・広報紙や公式ウェブサイトなどを活用して積極的に啓発活動を推進します。
- ・「子どもふれあいデー」「菜の花ふれあいの集い」「人権週間」「人権問題講演会」など、子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層にあった啓発行事を開催します。

(4) 「甲佐町人権の町づくりに関する条例」の見直し

- ・部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、「甲佐町人権の町づくりに関する条例」の見直しを行い、人権のまちづくりを一層推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------------|------------------------|------------|-----|-------|-------|
| 1.人権教育・人権啓発の推進 | 人権・同和教育の推進 | 研修会などの開催 | 回/年 | 10 | 13 |
| | 人権教育推進協議会の充実 | 各部会研修会参加者数 | 人/年 | 632 | 650 |
| | 人権・同和啓発活動の推進 | 広報活動 | 回/年 | 4 | 7 |
| | | 交流促進事業参加者数 | 人/年 | 165 | 220 |
| | 「甲佐町人権の町づくりに関する条例」の見直し | 条例改正 | - | 未実施 | 実施 |



7

交流

第 7 章



基本方針

○歴史や文化、地域資源、スポーツなどを通じた幅広い地域との交流を推進し、町内外の地域間交流や国際交流を通して、感動と理解を深め合う人間性豊かな交流を推進します。

現状と課題

住民アンケートによると、町外と地域間交流をするために、今後、必要な取組としては、「文化やスポーツなどを通じた幅広い国内地域との交流」と回答した人が56.2%となっており、地域の特性の再認識と活性化のための重要な手段として、更なる町内での地域内交流や世代間交流を推進する必要があります。

自然に恵まれた町の地域資源を活用しながら都市との交流を図っていますが、今後は、農業や自然体験を利用した地域住民との交流を通じた地域活性化を推進する必要があります。

伝統文化や地域を誇りに思う心や郷土愛を持つとともに、異文化について理解し尊重できる国際力豊かな人材の育成を図り、国際交流に対する住民の理解・協力意識を更に促し、受け入れ体制などの問題解決に努めるとともに、今後の交流事業のあり方なども検討する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-----------------|-----|-------------|------------|
| 交流事業総参加者数 | 人/年 | 3,288 | 4,540 |
| 「地域間交流・国際交流」満足度 | % | 82.8 (74.6) | 86.8 |

主要事業の体系

1. 民間交流の推進

- (1) 様々な交流の推進
- (2) 交流の場の確保

第1編
第2編
第3部
第3編
第4編
第5編
第6編
基本計画

2. 国際化教育の
推進

(1) 国際交流の推進

主要事業

1. 民間交流の推進

(1) 様々な交流の推進

- ・様々な世代間交流を促進し、地域がまとまり、世代を超えて誰もが参加できるような楽しいイベントを創出します。
- ・農業や自然体験を利用した交流など、緑川という本町にとっての宝の川を生かした交流を促進します。

(2) 交流の場の確保

- ・町内外の沢山の方々に利用していただけるよう、キャンプ場などの地域資源を生かしたイベントの充実を図ります。

2. 国際化教育の推進

(1) 国際交流の推進

- ・県内に在住する各国の留学生などとの交流やボランティアクラブなど継続的な国際交流活動を推進します。
- ・外国人との交流イベントや特産品、文化、スポーツなどを通じた幅広い地域との交流を推進します。
- ・本町の新しいまちづくりに貢献できる人材、国際力豊かな人材育成のため、交流施設やイベントを通じて、多くの外国人を呼び込み国際交流の充実を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|------------|----------|----------------|-----|-------|-------|
| 1.民間交流の推進 | 様々な交流の推進 | 緑川スポーツフェスタ来場者数 | 人/年 | 3,000 | 4,000 |
| | 交流の場の確保 | 川平キャンプ場利用者数 | 人/年 | 278 | 500 |
| 2.国際化教育の推進 | 国際交流の推進 | 県内留学生との交流者数 | 人/年 | 0 | 30 |
| | | 生徒の交流者数 | 人/年 | 10 | 10 |

第6編

協働による施策の推進

1

第 1 章

住民との協働



基本方針

- 「住民主役」という視点のもと、住民、民間、行政が互いに協力し、自立した自治体として地域の実情に応じたまちづくりと「協働のまちづくり」を推進します。
- 情報公開の更なる充実を図ります。

現状と課題

人口減少、少子・超高齢社会の進展や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、これまでの地域コミュニティは時代の進展とともに希薄化することが懸念されます。

これからの地域は、地域自治の視点から従来の行政区としての役割を見直しつつ、住民の自主性と共助の意識を高めながら、持続的な地域活動の担い手として自立的な地域コミュニティ団体へと成長する必要があります。また、地域の諸問題解決のためには、行政区の再編も視野に入れながら、「まちづくりに参加する」という意識の向上と積極的な住民参加を推進する必要があります。

そのため、協働の意識の高揚を図るとともに住民と行政の役割分担を尊重するなど、互いに協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

また、町政に関する住民の知る権利を尊重し、公正で開かれた町政の発展に資するため、引き続き情報公開条例の遵守に努めるとともに、多様な情報公開手法の構築を推進する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-------------|----|-------------|------------|
| 「地域の連帯感」満足度 | % | 78.1 (58.7) | 84.1 |

主要事業の体系

1. 住民主体の協働のまちづくりの推進

- (1) 地域活動の活性化
- (2) 協働によるまちづくりの推進
- (3) 住民参加による各種計画策定

2. 情報提供の充実

- (1) 情報公開制度の充実
- (2) 広報・広聴活動の充実

主要事業

1. 住民主体の協働のまちづくりの推進

(1) 地域活動の活性化

- ・既存の公共施設などの有効活用や活性化を含め、活動拠点となる各行政区の公民館などの施設整備の支援を推進します。
- ・地域活動を推進するとともに、地縁団体設立の普及・啓発に努めます。
- ・幅広い年齢層が参加できる環境づくりを推進します。
- ・各区の要望を踏まえながら行政区の再編に取り組みます。

(2) 協働によるまちづくりの推進

- ・地域おこし活動や地域などにおける課題解決のために、地域おこし協力隊などの活用を推進します。
- ・「甲佐町まちづくり協議会」などの地域活性化に取り組む活動を推進する若者への支援の充実に図ります。

(3) 住民参加による各種計画策定

- ・町の様々な計画において、住民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメントなどを行い、幅広く住民の意見を反映させることが出来るよう計画策定に取り組みます。

2. 情報提供の充実

(1) 情報公開制度の充実

- ・情報公開条例を遵守し、公文書を適正に管理するとともに、多様な情報公開手法を構築します。
- ・申請内容に応じて適切に情報公開を行います。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ・公式ウェブサイトや広報紙などを通じて積極的な行政情報や町内のイベント情報の発信に努めます。
- ・公式ウェブサイトなどにおいて「まちづくり住民提案」などによる住民の意見を広く聴取できる体制づくりの充実を図ります。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------------------|---------------|------------------------|----|-------|-------|
| 1.住民主体の協働のまちづくりの推進 | 地域活動の活性化 | 行政区の再編（累計） | 件 | 0 | 1 |
| | 協働によるまちづくりの推進 | まちづくり活動支援 | 件 | 2 | 5 |
| | 住民参加による各種計画策定 | パブリックコメントの実施 | - | 未実施 | 実施 |
| 2.情報提供の充実 | 情報公開制度の充実 | HPや電子申請による情報公開申請件数（累計） | 件 | 0 | 10 |
| | 広報・広聴活動の充実 | まちづくり住民提案件数（累計） | 件 | 0 | 10 |

2

第 2 章

男女共同参画社会



基本方針

○男女が互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず社会活動に参画する機会を確保し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを積極的に推進します。

現状と課題

人口減少や少子・超高齢社会の進行などの日本社会の急激な変化に対応し、男女がともに自立し、支え合う社会を実現するためには、女性の活躍を妨げている様々な要因を解消していく必要があります。

また、夫婦がともに雇用者の共働き世帯が、男性雇用者と無職の妻の世帯を上回り、年々増加する中、「夫は仕事、妻は家庭」などの『固定的性別役割分担意識』などに基づく従来型の社会環境の下で、子育て・家事・介護などは事実上女性が多くを担っているため、その負担が重くなっています。

男女共同参画社会を阻害する大きな要因である『固定的性別役割分担意識』を解消するため、体系的な普及啓発活動に取り組むとともに、全ての人々が男女共同参画の視点に立ち、各々のライフスタイルを柔軟に選択できる社会づくりを進めるワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進、結婚や出産などのライフステージを意識したキャリア教育が必要となっています。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|------------------|----|-------------|------------|
| 「男女共同参画社会の形成」満足度 | % | 87.0 (79.2) | 91.0 |

- 第1編
- 第2編
- 第3部**
- 第3編
- 第4編
- 第5編
- 第6編

基本計画

主要事業の体系

1. 男女共同参画社会実現のための環境づくり

- (1) 男女共同参画社会を目指す意識づくり
- (2) あらゆる分野における男女共同参画の実現

主要事業

1. 男女共同参画社会実現のための環境づくり

(1) 男女共同参画社会を目指す意識づくり

- ・分担意識の是正に向けた啓発を推進し、男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。
- ・女性が輝きあらゆる分野で活躍するには、女性に負担が偏りがちな家事や育児を男性と分担することも重要であるため、『固定的性別役割分担意識』の解消など、周囲も含めた意識改革などを行うための活動を推進します。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の実現

- ・子育てや介護に関する支援を充実し、男女が家庭や地域活動、職場生活の両立に向けた啓発と支援を推進します。
- ・各種委員会や管理職などへの女性の登用を促進するとともに、女性の人材などを育成します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|-----------------------|---------------------|----------------|----|-------|-------|
| 1.男女共同参画社会実現のための環境づくり | 男女共同参画社会を目指す意識づくり | 男女の地位の平等意識率 | % | 24.4 | 30.0 |
| | あらゆる分野における男女共同参画の実現 | 各種委員会への女性委員登用率 | % | 14.8 | 30.0 |



基本方針

- 住民誰もが大きく変化する社会・経済・生活環境をより豊かに実感できる手段として、人・もの・情報が活発に交流できるよう情報ネットワークの充実を図るとともにデジタル化に対応したまちづくりを目指します。
- 個人情報保護条例などの目的に沿った情報管理の徹底を図ります。

現状と課題

本町では、住民に身近な申請届出において、「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」で構築した電子申請システムなどを利用したオンライン手続きを一部で実施しています。国が進める行政デジタル化の流れの中、町総合電算システムの更新に合わせ標準システムの導入やデジタル化に合わせた行財政改革を推進し、行政手続の利便性を向上させるとともに業務の省力化・効率化を図る必要があります。

本町の情報発信の基本は公式ウェブサイトで行っており、今後も常に新しい情報を提供し、町内はもとより、全国に本町の最新情報を発信していく必要があります。また、昨今の大規模災害時における自治体庁舎などの被災により既存の情報発信方法では対応できない事例も発生しています。既存の仕組みだけでなく新たな情報伝達方法を検討し、それを健康管理、医療、防犯、防災などにも活用するなど、情報発信の強化を更に推進する必要があります。

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|-----------------|----|-------------|------------|
| 「情報・通信体制の整備」満足度 | % | 83.8 (70.7) | 87.8 |

主要事業の体系

1. 情報・通信基盤の充実

(1) ICT利活用の充実

2. 電子自治体の構築

(1) 行政サービスのデジタル化
(2) 電子自治体の推進体制の強化

3. 情報の管理

(1) 情報セキュリティ対策

主要事業

1. 情報・通信基盤の充実

(1) ICT利活用の充実

- ・情報発信の基本となる公式ウェブサイトの内容充実のほか、常に最新情報を掲載できるように既存記事の内容見直しなどを踏まえた、見やすい・分かりやすい公式ウェブサイトを構築します。
- ・防災行政無線に代わる新たな情報伝達手段の検討・構築などを通して更なる情報発信に努めます。
- ・今後も進んでいく高度情報化に向け、全ての住民が適応できるための各種支援を行います。

2. 電子自治体の構築

(1) 行政サービスのデジタル化

- ・町基幹システムの更新に合わせた標準化や行政手続などの見直しを進め、住民サービスの向上や業務の省力化・効率化を図ります。

(2) 電子自治体の推進体制の強化

- ・県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において、電子申請受付システムをはじめとする各種電子自治体システムの共同開発や運用に取り組み、電子自治体の構築を推進します。
- ・職員採用試験や公園の利用申請などは電子申請受付システムで受け付けていますが、今後もシステムで申請可能となる業務数を拡大させるなど、利便性の向上に努めます。

3. 情報の管理

(1) 情報セキュリティ対策

- ・セキュリティポリシーに基づく庁内情報セキュリティ（情報資産の機密性、完全性及びシステムが継続して稼働できる能力）の維持向上とともに、個人情報の適正な取扱いを推進します。
- ・情報資産を扱う職員のリテラシーを向上させるための啓発を行うとともに、環境整備や改善に努めます。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------------|---------------|----------------|----|-----------|-----------|
| 1.情報・通信基盤の充実 | I C T 利活用の充実 | 公式ウェブサイトアクセス件数 | 件 | 1,798,579 | 2,000,000 |
| 2.電子自治体の構築 | 行政サービスのデジタル化 | 標準化システム導入 | - | 未導入 | 導入 |
| | 電子自治体の推進体制の強化 | 電子自治体システムでの申請 | 種別 | 9 | 15 |
| 3.情報の管理 | 情報セキュリティ対策 | セキュリティポリシーの改正 | 回 | 0 | 1 |

4

第 4 章

行財政運営



基本方針

- 住民のニーズに対応した行政サービスによる住民満足度の向上や中・長期的な展望に立った効率的な行財政運営を推進します。
- 中・長期的に安定的な行財政運営のために、職員の資質向上や行財政改革を一層推進します。

現状と課題

【財政状況】

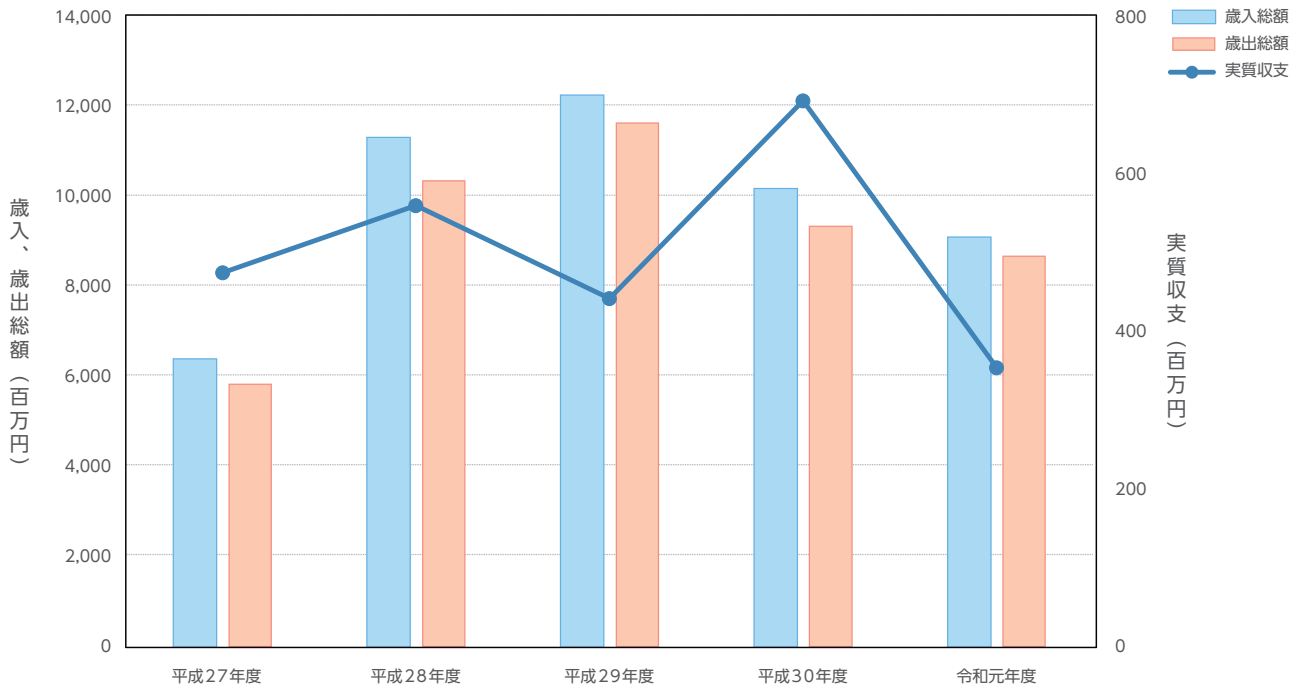
持続可能な自治体を構築するためには、健全で安定した財政運営を確立する必要があります。加えて、これまでの財政措置に代わる自主財源の確保や事業の選択及び集中による歳出の適正化に向け、引き続き行財政改革を進めながら、財源の創出や事業の見直しなどにより、確固たる財政基盤の確立を図る必要があります。

【行政運営】

信頼される行政運営の確立に終わりはなく、最小の経費で最大の効果を挙げることができるように、常に機能的な組織への見直しと職員の意識改革を行うとともに、行政組織の合理化に併せて、住民サービスや職員一人一人の資質向上を推進する必要があります。

また、人材育成の観点から、目標管理などをベースとした人事評価制度を推進する必要があります。

■財政状況の推移■



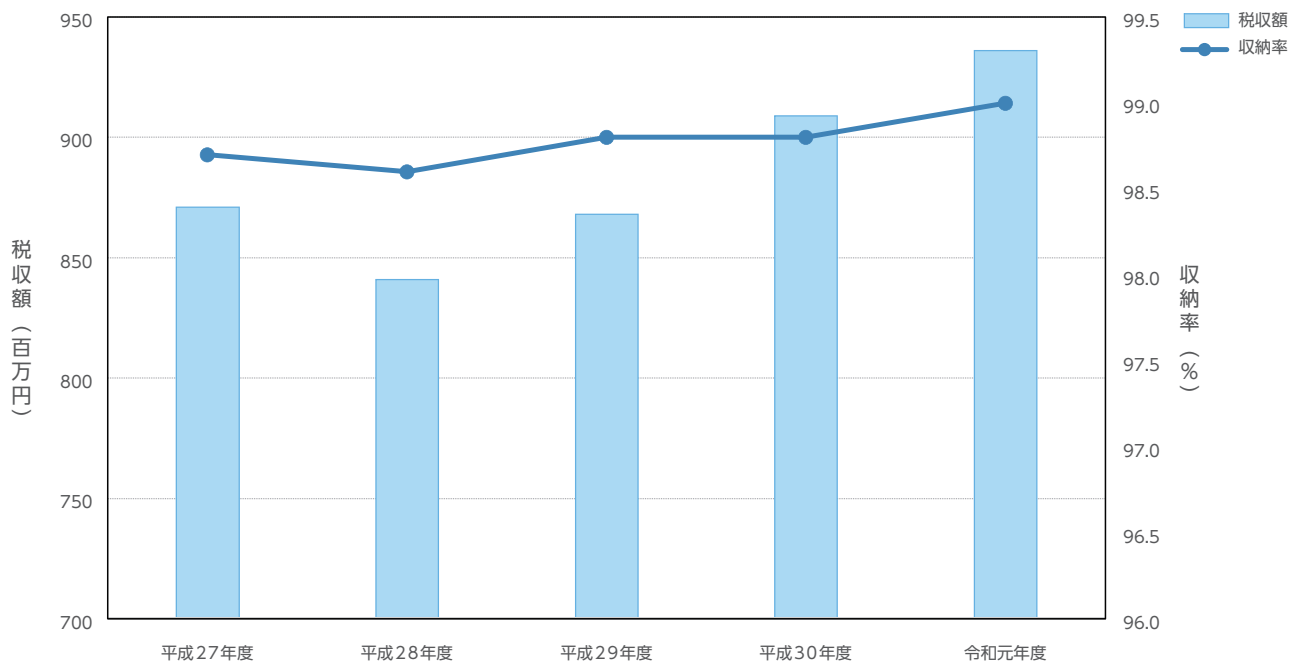
(単位：百万円)

| 年度 | 歳入総額 | 歳出総額 | 実質収支 |
|--------|--------|--------|------|
| 平成27年度 | 6,351 | 5,801 | 473 |
| 平成28年度 | 11,277 | 10,330 | 558 |
| 平成29年度 | 12,228 | 11,610 | 440 |
| 平成30年度 | 10,140 | 9,320 | 691 |
| 令和元年度 | 9,067 | 8,653 | 352 |

資料：地方財政状況調査

注：実質収支とは、当該年度の収支額から翌年度繰越事業で使用する一般財源（繰越金）を差し引いたもの。

■町税（現年課税分）の推移■



(単位：百万円)

| 年度 | 税収額 | 収納率 |
|--------|-----|------|
| 平成27年度 | 871 | 98.7 |
| 平成28年度 | 841 | 98.6 |
| 平成29年度 | 868 | 98.8 |
| 平成30年度 | 909 | 98.8 |
| 令和元年度 | 936 | 99.0 |

資料：税務課

基本施策の成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 令和元年度<現状値> | 令和7年度<目標値> |
|--------------------|----|-------------|------------|
| 「役場の窓口サービス」満足度 | % | 78.8 (54.8) | 84.8 |
| 「役場の効率化、財政の健全化」満足度 | % | 74.6 (61.5) | 80.6 |

主要事業の体系

1. 健全な 財政基盤の 確立

- (1) 歳入の安定化
- (2) 効果的・効率的な歳出構造

2. 効果的・ 効率的な 行政運営

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 住民サービスの向上
- (3) 職員の資質向上

主要事業

1. 健全な財政基盤の確立

(1) 歳入の安定化

- ・町税などの収納率の向上に努めます。
- ・ふるさと納税の返礼品として地元特産品や地元商店などで取り扱われる商品の拡充を行うなど、ふるさと納税の増収を図ります。
- ・遊休資産の売却・賃貸借など、有効活用して自主財源を確保します。

(2) 効果的・効率的な歳出構造

- ・毎年ローリング計画として作成している「中期財政計画」により計画的な財政運営を実施するとともに、あわせて、財務諸表などの分析活用により前年度からの繰越金や財政調整基金の積立額、取崩額を除いた純粋な一会計年度での実質収支額をプラスにすることで将来にわたる健全財政を構築します。

2. 効果的・効率的な行政運営

(1) 行財政改革の推進

- ・「第4次甲佐町行財政改革大綱」を策定するとともに、真に求められる行政サービスを継続的に提供できる行財政基盤を確保します。
- ・事務事業評価制度の継続実施を行うとともに、スクラップアンドビルドの観点から事務事業の事後評価制度の導入などを検討します。
- ・「甲佐町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設及びインフラの最適化や有効活用、予防保全に取り組み、効果的・効率的な公共施設等の維持更新を推進します。

(2) 住民サービスの向上

- ・職員の接遇能力の向上や休日窓口サービスの充実による住民サービスの向上を図ります。

(3) 職員の資質向上

- ・適正な職員配置を行うとともに人事評価制度を活用し、国の制度に準拠した給与制度の運用や人事行政への反映などを行います。
- ・職員提案制度を継続実施します。
- ・「職員研修計画」に基づき研修を実施するとともに、各種派遣研修や、他の地方公共団体との人事交流などを実施し、これからの行政経営を担う人材の育成を行います。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|----------------|--------------|-----------------------|-----|----------|---------|
| 1.健全な財政基盤の確立 | 歳入の安定化 | ふるさと納税寄付額 | 千円 | 10,828 | 150,000 |
| | | 経常自主財源 | 百万円 | 1,771 | 1,791 |
| | 効果的・効率的な歳出構造 | 将来負担比率 | % | 55.1 | 40.0 |
| | | 繰越金及び財調増減を除く 実質収支額 | 千円 | △164,437 | 0 |
| 2.効果的・効率的な行政運営 | 行財政改革の推進 | 第4次甲佐町行財政改革 大綱の策定 | - | 未策定 | 策定 |
| | 住民サービスの向上 | 休日窓口利用者数 | 人/年 | 1,555 | 1,600 |
| | 職員の資質向上 | アカデミー（千葉）派遣者数 | 人/年 | 3 | 5 |
| | | 国際文化研修所（滋賀）派遣者数 | 人/年 | 0 | 5 |
| | | 県研修協議会派遣者数 | 人/年 | 70 | 100 |

5

第 5 章

広域連携



基本方針

- 市町村の枠を超えた連携による広域組織の充実を推進します。
- 一般廃棄物の広域化に向け、施設整備を推進します。

現状と課題

交通網の充実や近隣市町における雇用の拡大などに伴い、住民の生活圏は、町の区域を越えた広がりをみせています。

このような状況下において、今後本町が健全な財政運営を行いながら、地域の活性化、災害への対応、環境衛生施設の整備など、各施策の充実を図り住民サービスを向上させていくためには、市町村の区域を越えた広域的な施策が必要となってきます。

特に、人口減少、少子・超高齢社会の進行に伴い、熊本連携中枢都市圏または上益城地域をはじめ、隣接自治体などとの連携をより一層充実させていく必要があります。

また、環境衛生施設の広域化については、建設場所が決定して、用地取得を進めている状況ですが、震災などによる財政的な影響も考慮して、建設時期も見直しながら検討を進める必要があります。

主要事業の体系

1. 広域的行政運営の推進

- (1) 広域連携における事務処理の推進
- (2) 広域的な施策の推進

第1編
第2編
第3部
基本計画
第4編
第5編
第6編

主要事業

1. 広域的行政運営の推進

(1) 広域連携における事務処理の推進

- ・広域的に処理を行った方が効果的な事務を把握したうえで、効率化が見込まれる事務について広域化を推進します。

(2) 広域的な施策の推進

- ・熊本連携中枢都市圏をはじめ、近隣自治体などと地域の実情に応じた広域的施策による連携を進めます。また、災害時などの隣接自治体との連携などについても推進します。
- ・一般廃棄物などの処理施設については、広域での施設整備を推進します。

主な事業の成果指標

| 主要取組事業 | 主要事務事業 | 成果指標名 | 単位 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------------|-----------------|--------------------|----|-------|-------|
| 1.広域的行政運営の推進 | 広域連携における事務処理の推進 | 上益城広域連合における事務処理数 | 業務 | 5 | 6 |
| | 広域的な施策の推進 | 熊本連携中枢都市圏における連携事業数 | 件 | 47 | 60 |
| | | 廃棄物処理施設の整備 | - | 未着手 | 着手 |

第 4 部
資料編

第7次甲佐町総合計画策定に係る主な業務内容

| 業務名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 住民・中学生等 アンケート調査 | <p>《住民アンケート》 対象者：住基システムにより1,000名を無作為に抽出し発送。 (対象者18歳から75歳) 実施時期：令和元年12月2日～令和元年12月27日 回収率：28.3%</p> <p>《中学生アンケート》 対象者：甲佐中学校の生徒全員(239名) 実施時期：令和元年12月 回収率：93.7%</p> |
| まちづくりワークショップ | <p>参加者：一般住民 計29名 実施時期：令和2年1月～令和2年2月 実施回数：4回 (うち1回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により書面協議)</p> |
| トップヒアリング | <p>対象者：町長 教育長 実施時期：令和2年2月19日</p> |
| 総合計画策定委員会 | <p>委員：一般住民(11名) 役場職員(11名) 計22名 実施時期：令和2年6月～令和3年2月 実施回数：5回〔基本構想(案)作成：3回 前期基本計画(案)作成：2回〕</p> |
| 企画会議 | <p>実施時期：令和2年5月～令和3年2月 実施回数：7回〔基本構想(案)：3回 前期基本計画(案)：4回〕 内容：基本構想(案)及び前期基本計画(案)の調整</p> |
| 企画審議会 | <p>実施時期：令和2年9月、令和3年2月 実施回数：2回〔基本構想(案)：1回 前期基本計画(案)：1回〕 内容：基本構想(案)及び前期基本計画(案)の諮問に対する審議</p> |

※まちづくりワークショップに係る一般住民の参加募集については、広報誌及び公式ウェブサイトへ掲載

諮問文（第7次甲佐町総合計画基本構想）

甲企第270号
令和2年9月1日

甲佐町企画審議会会長 様

甲佐町長 奥名克美

第7次甲佐町総合計画基本構想（案）について（諮問）

このことについて、甲佐町企画審議会設置条例第2条の規定に基づき、第7次甲佐町総合計画基本構想（案）について諮問いたします。

答申文（第7次甲佐町総合計画基本構想）

企 審 第 1 号
令和2年9月7日

甲佐町長 奥名 克美 様

甲佐町企画審議会
会 長 宮 川 安 明

第7次甲佐町総合計画基本構想（案）について（答申）

令和2年9月1日付け甲企第270号で諮問のこのことについては、下記のとおり答申します。

記

基本構想に掲げられた将来像の達成に向け、次に掲げる内容に留意されたい。

1. 災害に強いまちづくりと、避難に対する広域連携の推進に努めること。
2. 幹線道路などの交通網の充実化に努めること。
3. 企業誘致の推進と、地元企業の育成に努めること。
4. 通年型の観光地づくりの推進に努めること。
5. 甲佐高校の存続に向けての施策の推進に努めること。

諮問文（第7次甲佐町総合計画前期基本計画）

甲企第 513号
令和3年2月22日

甲佐町企画審議会
会長 宮川 安明 様

甲佐町長 奥 名 克 美

第7次甲佐町総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、甲佐町企画審議会設置条例第2条の規定に基づき、第7次甲佐町総合計画前期基本計画（案）について諮問いたします。

第
4
部

資
料
編

答申文（第7次甲佐町総合計画前期基本計画）

企 審 第 3 号
令和2年3月1日

甲佐町長 奥名 克美 様

甲佐町企画審議会
会 長 宮 川 安 明

第7次甲佐町総合計画前期基本計画（案）について（答申）

令和3年2月22日付け甲企第513号で諮問のこのことについては、下記のとおり答申します。

記

基本構想に掲げられた将来像の達成に向けた基本計画として妥当であると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程及び計画策定を通して寄せられた多くの町民の意見を尊重するとともに、次の事項に配慮されるよう要請します。

付帯意見

1. 第1編第1章「農林業」については、担い手対策及び有害鳥獣対策に対して積極的な取組を図ること。
2. 第2編第1章「土地利用」については、国土利用計画を早急に策定し、積極的な企業誘致等の推進に努めること。
3. 第4編第2章「高齢者福祉」については、感染症の流行によって福祉サービスが利用できない状況となった世帯に対する相談支援体制の充実化を図ること。
4. 第5編第1章「学校教育」については、児童生徒の学力向上を図ること。また、甲佐高校の存続に向けた積極的な取組の推進に努めること。
5. 第5編第4章「芸術・文化」については、基本施策の成果指標「文化協会会員数」は一団体の目標であることから指標として妥当なのか検討されたい。
6. 第6編第3章「高度情報化」については、行政のデジタル化についていけない高齢者への支援に努めること。

甲佐町企画審議会委員名簿

| 区 分 | 委嘱期間 | 役 職 名 | 備 考 |
|-------------|------------------------|-------|---------------|
| | 令和2年9月1日 ～令和4年8月31日 | | |
| 議 会 代 表 | 宮川 安明 | 会 長 | 議 長 |
| | 福田 謙二 | 副会長 | 副議長 |
| | 宮本 修治 | | 総務文教常任委員長 |
| | 荒田 博 | | 産業厚生常任委員長 |
| 委 員 会 代 表 | 鎌田桂一郎 | | 教育委員代表 |
| | 豊永 康法 | | 社会教育委員長 |
| | 清住 昇 | | 農業委員会副会長 |
| | 宮川 卓 | | 民生委員児童委員協議会会長 |
| 各 種 団 体 代 表 | 松岡 勇治 | | J A かみましき代表 |
| | 福永由美子 | | |
| | 中村 幸男 | | 商工会代表 |
| | 米村 千晶 | | |
| 住 民 代 表 | 池田 健吾 | | 区長会代表 |
| | 市下 克幸 | | 老人クラブ連合会代表 |
| | 大滝 祐輔 | | 地域づくり団体代表 |
| | 豊田 明香 | | P T A 連絡協議会 |
| | 備後由喜江 | | 主任児童委員 |
| 学 識 経 験 者 | 山本 祐司 | | 進出企業協議会代表 |
| | 西本 大志 | | 肥後銀行甲佐支店長 |
| | 本山 幸広 | | 甲佐高校校長 |

甲佐町総合計画策定委員会名簿

| 区分 | 氏名 | 団体名 |
|--------|-------|-----------|
| 各種団体代表 | 山本 純一 | 商工会 |
| | 倉岡 潤子 | |
| | 山形 和広 | JAかみましき |
| | 花園真由美 | |
| | 岡本 篤幸 | 農業委員会 |
| | 米原 賢一 | 地域づくり団体 |
| | 田上慎太郎 | 消防団 |
| | 井芹 智典 | PTA連絡協議会 |
| | 園田 恵二 | スポーツ推進委員会 |
| | 村上 浩二 | 社会福祉協議会 |
| | 元村 健正 | 若草保育園 |
| 役場職員 | 中島 健智 | 総務課 |
| | 本田奈美子 | 総務課 |
| | 中川 慎士 | 地域振興課 |
| | 佐藤 大治 | 農政課 |
| | 白石 亨 | 建設課 |
| | 松本 多門 | 福祉課 |
| | 緒方 文代 | 住民生活課 |
| | 田上 大助 | 学校教育課 |
| | 田上 美紀 | 社会教育課 |
| | 井上 理恵 | 健康推進課 |
| | 前田 大樹 | 環境衛生課 |

甲佐町まちづくりワークショップ参加者名簿

| グループ名 | NO | 氏名 | 備考 |
|-------|----|-------|--------------------|
| 都市づくり | 1 | 井元 亮 | 公募 |
| | 2 | 天野 慎也 | 公募 |
| | 3 | 大滝 祐輔 | 地域づくり団体 |
| | 4 | 多田 路央 | 地域づくり団体 |
| | 5 | 岡本 久子 | 地域おこし協力隊 |
| | 6 | 池田 実 | 消防団 |
| | 7 | 溜淵 清裕 | 防災士 |
| | 8 | 田浦 末廣 | 防災士 |
| 医療・福祉 | 1 | 立山ちづ子 | 公募 |
| | 2 | 村上 浩二 | 社会福祉協議会 |
| | 3 | 宮川 卓 | 民生委員児童委員協議会 |
| | 4 | 藤井 将志 | 地域づくり団体 |
| | 5 | 北 信隆 | 乙女保育園 |
| | 6 | 元村 健正 | 若草保育園 |
| | 7 | 鶴井ヒロ子 | あゆの会 |
| | 8 | 市下 克幸 | 老人クラブ連合会 |
| 産業経済 | 1 | 赤星 恵 | 公募 |
| | 2 | 山内 美紀 | 公募 |
| | 3 | 野仲 正 | JAかみましき |
| | 4 | 北里 雄秀 | 商工会 |
| | 5 | 佐野 仁美 | 商工会 |
| | 6 | 米原 雄二 | 地域づくり団体 |
| 教育・文化 | 1 | 岸本 由希 | 公募 |
| | 2 | 越名 智美 | 公募 |
| | 3 | 榮 章二 | PTA連絡協議会 |
| | 4 | 小柳亜香根 | PTA連絡協議会 |
| | 5 | 村上 邦生 | 文化協会 |
| | 6 | 米原 賢一 | 地域づくり団体 |
| | 7 | 脇坂真規子 | I・YOUスポーツ&カルチャークラブ |

17の持続可能な開発目標（SDGs）への取組

1. SDGsの概要と意義

- SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- 2015年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs（ミレニアム開発目標）の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと細分化された169のターゲット、進捗状況を図るための232の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。
- わが国においては、2016年5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。
- また、2017年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、SDGsを行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|---|
|  | 1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ |  | 6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中にすべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する |  | 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする |  | 16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |
|  | 2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する |  | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンにすべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  | 12 つくる責任 つかう責任 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する |  | 17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |
|  | 3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉をあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する |  | 8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長もすべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する |  | 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る | | |
|  | 4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなにすべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |  | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る |  | 14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する | | |
|  | 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しようジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る |  | 10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう国内および国家間の不平等を是正する |  | 15 陸の豊かさを守ろう 陸の豊かさを守ろう陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る | | |

2. SDGs と自治体行政の役割

- SDGsのゴールやターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各自治体の実情に合わせて落とし込む（ダウンサイジングした解釈）作業が必要です。
- なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs-導入のためのガイドライン-」では次のとおり整理されています。

▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG） 【自治体レベルに落とし込んだ目標】

| | | | |
|--|--|-----------------------------|---|
| <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p> | <p>10 人や国間の不平等をなくそう</p> | <p>国内および国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p> | <p>11 持続可能な都市をつくる</p> | <p>都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民健康保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p> | <p>12 つくる責任と消費</p> | <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> | <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p> |
| <p>6 安全な水と衛生をみんなに</p> | <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p> | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> | <p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| <p>7 持続可能なエネルギーをみんなに</p> | <p>手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | <p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p> | | |

第7次甲佐町総合計画とSDGsの関連づけ

第7次甲佐町総合計画では、各施策レベルで、SDGs「17のゴール」との関連を、アイコンを用いて示します。

| 第7次甲佐町総合計画の施策体系 | | |
|----------------------------------|----------------|-----------------------|
| 将来像 | 基本方針 | 施策 |
| 1 地域資源を生かし、 活力にあふれ、 にぎわうまち | 第1編 産業の振興 | 第1章 農林業 |
| | | 第2章 地域企業・企業立地 |
| | | 第3章 商業・サービス業 |
| | | 第4章 観光・イベント |
| 2 自然と共生し、 安全・安心・快適に 暮らせるまち | 第2編 都市基盤の整備 | 第1章 土地利用 |
| | | 第2章 道路 |
| | | 第3章 交通ネットワーク |
| | 第3編 生活環境の整備 | 第1章 住宅・住環境 |
| | | 第2章 公園・緑地 |
| | | 第3章 上水道・生活排水処理 |
| | | 第4章 環境（河川・環境保全・廃棄物など） |
| | | 第5章 安全・安心 |
| | 第4編 健康・福祉の向上 | 第6章 熊本地震からの復興 |
| | | 第1章 地域福祉 |
| | | 第2章 高齢者福祉 |
| | | 第3章 次世代育成 |
| 第4章 障がい者福祉 | | |
| 第5章 健康づくり | | |
| 3 人を育み、交流するまち | 第5編 教育・文化の向上 | 第6章 社会保障 |
| | | 第1章 学校教育 |
| | | 第2章 社会教育 |
| | | 第3章 青少年育成 |
| | | 第4章 芸術・文化 |
| | | 第5章 スポーツ |
| | | 第6章 人権 |
| 4 みんなで協働して つくるまち | 第6編 協働による施策の推進 | 第7章 交流 |
| | | 第1章 住民との協働 |
| | | 第2章 男女共同参画社会 |
| | | 第3章 高度情報化 |
| | | 第4章 行財政運営 |
| | | 第5章 広域連携 |

とSDGs 17のゴールの関係一覧

| | 1.貧困 | 2.飢餓 | 3.健康・福祉 | 4.教育 | 5.ジェンダー | 6.水・衛生 | 7.エネルギー | 8.経済成長・雇用 | 9.産業基盤・イノベーション | 10.不平等 | 11.持続可能な都市 | 12.生産・消費 | 13.気候変動 | 14.海洋資源 | 15.陸上資源 | 16.平和・公正 | 17.実施手段 |
|--|------|------|---------|------|---------|--------|---------|-----------|----------------|--------|------------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | ● | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | ● | | |
| | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | | ● | | | | | | ● | | ● | | | | | ● | | |
| | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | | | | | ● | | | | ● | | | | | ● | | |
| | | | | | | ● | ● | | | ● | | ● | | ● | ● | | |
| | | | | | | ● | ● | | | ● | | ● | ● | ● | ● | | |
| | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● |
| | ● | | ● | | | | | | | ● | | | | | | | |
| | | | ● | | | | | ● | | | | | | | | | |
| | | | ● | ● | | | | ● | | | | | | | | | |
| | | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | |
| | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ● | ● | ● | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | ● | | |
| | | | | | ● | | | ● | | | | | | | | | ● |
| | | | | | | | | ● | | | | | | | ● | | ● |
| | | | | | | | | | | ● | | | | | | | ● |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |

用語解説（50音順、敬称略）

あ行

ICT

パソコン・スマートフォンなど様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

ALT（外国語指導助手）

小中学校の外国語の授業で日本人教師を補助する、英語を母語とする外国人。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

ネット上で、友人や知人、同じ趣味を持つ人などと交流できる会員制サービスの総称。
LINEやInstagram、facebookなどがある。

か行

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川など公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

協働

住民と行政が共通課題の解決や目標の達成に向けて、力を合わせて活動すること。

熊本都市圏

熊本市を中心とした都市圏（核となる都市及びその影響を受ける地域をひとまとめた地域）の集合体であり、行政区分を越えた広域的な社会・経済的なつながりを持った地域区分）のこと。

グローバル化

これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢や過程。
人や物の交流や情報の流れが、国境を越えて全世界的に広がること。

経常自主財源

町が収入する自主財源（地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入）のうち、臨時的な収入を除いたもの。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同社会。

コミュニティスクール

学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域と共にある学校づくり」を進めるもの。

さ行

自主防災組織

災害発生時はもちろん、日頃から地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための組織であり、災害対策基本法第5条第2項において規定する地域住民による任意の防災組織として位置づけられている。

少子・超高齢社会

少子化と高齢化が同時に進行する状況。少子化と高齢化とは必ずしも同時並行的に進むとは限らないが、年金・医療・福祉など財政面では両者が同時進行すると様々な問題が生じるため、少子高齢化と一括りにすることが多い。

※少子化とは、出生率が低下し、子どもの数が減少すること。国の少子化社会白書では、合計特殊出生率が人口の維持のため必要とされる人口置き換え水準（2.08前後）をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会を、少子社会と呼んでいる。

※一般に65歳以上を高齢者といい、高齢者数の増加や高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）の上昇を高齢化という。高齢化率が7%以上の社会を高齢化社会、14%以上の社会を高齢社会と定義し、21%以上の社会を超高齢社会ともいう。

将来負担比率

町が将来負担すべき実質的な債務の比率のことであり、この比率が350%以上の団体はイエロカードとなる。

食育

子どもの頃から、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健康で安全安心な食生活を日々送ることができる人を育てていくこと。

人事評価制度

職員の能力と資質の向上及び公務能率の増進を図ることを目的に、職員がその担当する職務を遂行した実績及び職務遂行上みられた職員の能力を公平かつ公正に評価する制度。

た行

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画社会

男性も女性も全ての個人が、互いに人権を尊重し大切にされ、社会の対等な構成員として喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なく、その個性と能力を發揮できる社会。

地域子育て支援センター

子ども同士のふれあいや保護者同士の交流、育児相談、情報提供などの各種子育て支援の実施を目的とした施設。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

地産地消

「地域で生産されたものを地域で消費する」ことをいい、「旬の時期に旬のもの、地元でとれたものを味わう」という、豊かで健康的な暮らしのため、生産者と消費者の関係、食の大切さや農業に対する理解を深め、「食」と「農」の結びつきを強めようとするもの。

地方分権

国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政は住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするもの。

都市計画区域

知事が指定する、都市として総合的に整備・開発・保全する必要な区域。

な行

認知症

高齢者を中心として成人に起こる、知能の働きが低下する障がい。記憶があいまいになったり（記憶障がい）、言葉をうまく使えなかったり（言語障がい）、いろいろな精神機能が慢性的に減退し、生活に支障が出る状態。

認定農業者

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの計画を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市町村が認定し、その計画に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組み。「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者が認定農業者。

は行

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道路や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電話のボタンなどに触れば分かる印をつけたりするのがその例。

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助をしたい人（協力会員）を結ぶ会員組織。利用会員が病気、冠婚葬祭、休祝日の就労、短時間の仕事などで、子どもの世話ができないとき及び保育施設の保育時間外などに、協力会員が有償で子育てを援助する事業。

ふるさと納税（制度）

生まれ育ったまちや愛着のある地域に寄付をすると、所得税などが軽減される制度。寄付者に対して地元産品の返礼がある。

放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、保育所や学校の余裕教室を利用して、授業終了後の児童の健全育成、安全を支援する。

ら行

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出産、入学、卒業、就職、結婚、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階のこと。



人と自然が共生し、にぎわいを育む
安全・安心・快適を実感できるまち
～花と緑と鮎のまち 甲佐～

第7次
甲佐町総合計画
基本構想・前期基本計画

発行年月日 : 令和3年3月
発行・編集 : 熊本県 甲佐町
〒 861-4696 熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4
☎ (096)234-1111(代表)
甲佐町公式 : <https://www.town.kosa.lg.jp/>
ウェブサイト